目

次

13	12	Ø	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十九号)(更生保護法(平成十九年法律第	条 関 係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)(附則第	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十二	不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第一	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三-	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法	檢察審査会法 (昭和二十三年法律第百四十七号) (第四条関係) :::	刑法(明治四十年法律第四十五号)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三	刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)(第一条関	
:	•	•	+ =	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
100	98	97		95	94	92	63	• 59	57	56	• 55	27	1	

刑事訴訟法等の一部を改正する法律新旧対照条文

1

刑事訴訟法

(昭和二十三年法律第百三十一号) (第一条関係)

(傍線部分は改正部分)へ照多プ

② 前項の規定により弁護人を選任することができる旨対し、公訴事実の要旨を告げなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。 は足りる。 がし、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができないときは弁護人を選任することができないときは弁護人を選任することがでは足りる。	野二編 (略) 第一編 (略) 第一編 (略) 第一章 学第三章 (略) 第二節 公判準備及び公判手続の特例(第三百五十条の十二) 第三節 証拠の特例(第三百五十条の十二) ・第三百五十条の十五) ・第三百五十条の十五)	改正後
第七十六条 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に第七十六条 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に発表し、公訴事実の要旨を告げればならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができないときは弁護人を選任することができないときは弁護人を選任することができないときは、直ちに被告人に足りる。	B次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	現行

旨 及 び を げ そ 指 る \mathcal{O} 定 申 L 出 て た を 護 教 人 は 示 \mathcal{O} 選 な 任 を 士 け 申 ば L な 出 5 る 法 が 又 で は き 弁 る護

(3) は 第 告 官知 $\sum_{}$ U を項 さの にせ教 る示 こと はれ で 議 き体な るのい 成 員 又

(4) をに 発は第裁 ` 六 判 紃 た第十所項 所 書 裁一六書 判項条記 記 官官の第 にが告四に及 こ知項 そ のれ及のれ前 をび 規 告 知し第定 及な びけ項よ 教れのり 示ば教勾 をな示引が合 さ らは状 せな を る いそ発 0 のし とた勾た がだ引場 でし状合

る裁 人 こ旨に

第

のな護に護七 弁を 告 前 限ら人よ人十 士 げ なのりを七 項 法 る い選自選条 \mathcal{O} に 規 な 任ら任 人 又 いたを弁す被 当 定 は た に だ 請護る告 弁 ょ し求人 すをとを 護 て 1) 被る選が勾 士 は 弁 こ任で留 会 告 護 を 人 と す き る る 勾 人 指 留 を 定 さ 選 弁 で きるがない。 護 L れ 任 て た 人 す が旨で貧被 る あをき困告 لح る告なそ人とげいのに 人 人 \mathcal{O} は が きなと他対 選 弁 護 はけきのし き を 士 る れは事 こば弁由弁

ば L 出護 5 ることが な で き る 冒 及 び そ \mathcal{O} 申 出 先 弁 被 を護告 教 示 L な任 け れ申

`れ を 後 公ば告 直第な 訴なげ ち六 事らる に + 実なと 第条 \mathcal{O} 11 た 旨たに 項だ をだ に L 告 し前 規 書 げ 定の 項 す場 れ被に ば告規 る合 足 人定 事に りにす 項は る弁る。誰事 及 護 事 び被 人 項 公告 がを 訴 人 あ教 事を る示 実 勾 と し の留 きな 要し はけ旨た

> 2 れ 六さ項 知 لح き議 規る体 \mathcal{O} 構 成 員 又 は 裁 判 所 記

告こに 知れは第を前 を を さ し第十せの せ な 一六る告 け項条こ る れの第 とば告四が がな知項で で らはの きな る いそ定 0 のに 但勾よ し引り 状 勾 裁を引 判発状 所 しを 書た発 記裁し に判 た そ官場 のが合

3

新ない選自選い七 任ら任て十 但を弁す被七 し請護る告条 、求人こ人 被すをとを逮 る選が勾捕 告 で留又 きすは 勾 護 で こ旨に引 人きがる と及はに がび 引 あ旨 で貧被き ると をき困告続 告なそ人き きげいのに勾 はなと他対留 きのしす け これは事 のば弁由弁場 限な護に護 合 ら人よ人 り でなのり を除

設い

2 きげち はな け 公 和 前 十 訴ば項 事なに条 実ら規但 のな定書 要いすの 。 。 る 場 旨 を但事 し項に げ `のは れ被外 ば告 `\被 足人公告 りに訴人 る弁事を 護実勾 人の留 が要 あ旨 た るを後 と告直

第 4 第 第 第 第 削 る 者 。 は 百 削 罰出百 当当 考 は 召 百 百 が 活 \mathcal{O} 九 並 慮し、 る) 喚に 六 る 金 頭 上 Ŧī. 五. で 継 + 兀 は 0 び 前 型に処する。 現しない者は、 その 、きる。 + = + 又 猶 + 続 罪 条 に 条 応 は 予 に 証 前 第 じ 条 条 条 適 ょ 証 を 期 防 裁 項 な 項 以 人を勾引することができる。 間 当 御 り 隠 判 \mathcal{O} \mathcal{O} لح 0 下 正 1 裁 を \mathcal{O} 被 滅 所 告 とき、 規定 人と 告 当 判 置 認 準 す は 知 備 \Diamond る 及 な 所 11 裁 人 るときはの不利 は、 し び 判 が 役 理 年 て な 保 は 受け 又 は そ 教 又 由 以 所 釈 て 召 第 は が 証 下 証 は れ さ 示 応じ る な 喚 に \mathcal{O} n 人 人 懲役 <が を を 裁 益 健 程 た 0 項 宣 な 康 7 受 判 度 場 0 召 職 \mathcal{O} 万 誓 又 喚 程 円 け てこ ** \ 正 権 上 \mathcal{O} 合 告 所 おそ は三 度 以 又 当 正 す で ほ 知 \mathcal{O} に 保 そ は な 当 ること 被 れ 下 規 経 カュ れ + な 釈 \mathcal{O} 済 を準 第二 0 証 理 則 告 万円 を が 由 理 他 上 身 罰 言 で 人 が 許 用 を あ 定 が 項 金 由 \mathcal{O} 体 が する。 ると なく に拒 以 で す 事 逃 0 が \otimes 社 \mathcal{O} 会生 る 情 亡 処ん き 下 な 拘 すだ < を 東 し 相 2 3 第 第 2 第 第 新 者百 出百 を九 準 百 れ 留 は六、十 を 設 許 + 用前 前 五. を 前 頭五 召 + + す すことが 併 L 条 項 項 条 る。 喚し 一条 科 な \mathcal{O} 条 す 罪 万 条 罪 1 裁 ることができる。 円 判 項 を 者 を 以 は証 で 所 0 犯 又 召 犯 正 きる。 は 当 L 下 喚 人 は 規 L これを勾定に応じな とし な +た 定 た \mathcal{O} 者 罰 理 者 万 適 は 円 て に 金 由 に 召 と 又 が は 以 前 は 引することができる。 喚 認 は な V 下 く宣 を 拘 項 情 情 \Diamond 証 \mathcal{O} 受け 留 ると 状 人 状 罰 0 誓 15 に 告 に 金 に き 処 又 正 ょ 対 又 知 ょ すは り は 当 は に L ŋ る証。 な 7 拘 つ 言 留 理 罰 は 罰 職 V 金 を 金 に由 権 て ۲ 更 が 及 拒 処 で 及 すなるく び W び 保 れ だ 拘 拘 を 釈

留 を 併 科 す る _ ح が で き

③ ② 第 \equiv 条 略

教 る こと 司(選 弁 法 略 l 護 が 警 な 任 を 士 で 察 れ 申 き 員 ば L 弁 る は Ш 護 旨 な 5 る 士 を 第 な 法 告 لح げ 項 が 又 る 0 は に 規 で き 弁 当 定 護た る に 旨 ょ \pm 0 及 て ŋ 会 び をは 弁 そ 指 護 \mathcal{O} 定 被 人 申 疑 を L て 出 者 選 先 弁に 任 を護対す

(4) ⑤ 示 略け

② 第 百 兀 条 略

な任 護が を で 検 申 き 察 弁 L る 官 護 出 旨 は 5 る 士 を 法 告 前 لح げ 項 が 又 る \mathcal{O} で は に 規 き 当 弁 定 る 護 た に 旨 ょ 士 9 及 숲 7 1) び を は 弁 そ 指 護 \mathcal{O} 定 被 申 L 疑 を て者 出 選 先 弁 に 任 を 護対 す 教 る 人 \mathcal{O} 示 لح し選弁

2

(3) の十準申び官 ょ き きつ 申七額告にに り勾るい検け 裁 対 自 留 旨て 察れ 出条以 をの上 判 5 を を第官ば を L で提官 7 弁請告 はな べ第あ出に弁 護求げ項、 き る し対護 人さ るの第な とな をれに規三い 弁 項 L 人 のきけての選た 当定十 任 場 たに 士規はれ弁選 七 会定 ば護任 合 9 す ょ 条 るに りの をにあな人 を 7 ک おは弁二 いよららの 請 求とい う りかな選 護第 第じい任 すがて 被人一 め旨 を る で 貧 疑を項 に十 及請 き困者選に 弁一弁び求 となそに任規 護条護そす がいの対 す 定 る る 人の士の で لح 他 L す の二会資に き き \mathcal{O} る 選第一力は لح るは事引 事 任一第が資旨裁由きが件 の項三基力並判に続でに

第 百 \equiv 条 略

2 新 略

3

第

兀

略

新

設 百

申七額告ににり勾るつ 出条以書裁対自留旨い検 の上 を判 L 5 を をて察 三で提官 弁請告前官 7 べ第あ出に弁護 求げ項は るし対護 人さ るの 弁項とな し人をれに規第 護のきけての選た当定三 士規はれ弁選 任場たに十 会定 ば護任 す 合 0 ょ 七 をるにて をにあな人 り条 こおは弁の よららの請 う りかな選 求 کے 護 11 第 じい任 す がて被人第 三め旨 を る で貧疑を一 ک に十 及請 き 困者選項 弁一弁び求 とな そに任に 護条護そ す がいの対 す 規 人の士の る で لح る 他 L 定 の二会資に き き す \mathcal{O} 選第 力は るは事引とる 任一第が資 裁 旨 由 きが事 の項三基力並判に続で件 申の十準申び官よき きに

申 ⑤ な 出 1 を L て 11 な け れ ば な 5 な 11 旨 を 教 示 L な け れ ば な

· 5

(Ŧī.

略

略

疑会致 さ百項前④百 者を に与れ 三に条 弁えた条規第 護る被の定三 人場疑規す項 が合者 定る \mathcal{O} あににに事規 るつ対よ件定 といし り以は 同 外 きて はこ第項の検 れ一に事察 こを項規件官 の準の定にが 限用規すつ りす 定るい第 るに事て三 で よ件逮十 な いたりに捕七 。だ弁つさ条 し解いれの 、のて 被機送第第

② 第

と件 が旨で貧る き困事 あを がを前百 告なそ件 で告項七 げいのに きげの条 と他 きな る る裁 9 き はけ \mathcal{O} 旨 際 判 11 れは事 7 をに官略 こば 弁 由 勾 告 、は のな護に留 被 げ 限ら人よを 疑勾 りなの り請第者留 でい選 自求 にを 5 任 十対請 さ いたを弁れ 七 L 求 。だ請護た さ 条 し求人被 弁れ \mathcal{O} すを疑 護た 被る選者第人被 展者に、 に対して を疑 す対項選者 に 任に \mathcal{L} 弁で て 規 す 被 護きとは定 る疑 うすこ事 人るが

(3) 弁を ばし 出 護 告 な 前 5 ること 士 げ 項 な 法 る \mathcal{O} 人 規 が 又 当定 で は た に き 弁 0 ょ て る 護 り 旨 士 は 弁 及 会 護 び を 勾 人 そ 指留 を \mathcal{O} 定 さ 選 申 L れ任 て 出 た す 先 弁 被 る 護疑 を 教 者 人 示 \mathcal{O} はが 選 弁 護 な 任 き 士 け を る れ申

項 規 定 ょ り 弁 護 人 \mathcal{O} 選 任 を 請 求 す る لح が

> な出 4 いを

L

て

1

な

け

れ

ば

な

b

な

い

旨

を

教

示

L

な

け

れ

ば

な

5

3

(5) (2) (略

第

五

疑会致二 さ百項前④百 者 を に与れ三 に 条 弁えた条規第 護 る被の定二 人場疑規す項 が合者定るの あににに事規 よ件定 つ対 る といしり以は きて 同 外 \subseteq 第項の検 は れ一に事察 こを項規件官 の準の定にが 限用規す 0 りす定るい第 でるに事て三な。よ件逮十 な よ件逮十 いたりに捕七 だ弁つさ条 し解いれの `のて 被機送第第

② 第 前百 項七 の条

者とすきげ事 に がるるる件 旨際に 弁 で きと及につ 護 , M る がび 裁 人 が旨 で貧被て 判 を き困疑勾官略 あ 告なそ者留は る げいのにを き な と他対請第 はけ きの し求三 れは事 さ十 ば弁由弁れ七 のな護に護た条 限 ら人 よ人被の なの ŋ を疑 で 選 自選者 な 任 ら任に _ いたを弁す被項 だ請護る疑に 人こ事規をと件定 し求人 す 被る選がをす こ任 で告る

新 設

前 項 \mathcal{O} 定 に ょ ŋ 弁 護 人 \mathcal{O} 選 任 を 請 求 す ること が

3

し護条護 そ す で な人の士のる けの二会資に る 一力は旨 れ選第 ば任一第が資を なの項三基力告 申の十準申げ 5 な出申七額告る いを出条以書に しをの上を当 てす三 で提た いべ第あ出つ なき るし 7 け弁項となは れ護のきけ ば士規はれ弁 `ば護 な会定 らをにあな人 ないよららの いうりかな選 。第じい任 旨) 三め旨を を 教に十、及請 示弁一弁び求

(5)

が 押 一 る 開 特 証 告 供 \mathcal{O} 定 印 述 百 証 さ 書 法 等 又 下 き \mathcal{O} 九 廷 せ特は る + V 同 あ で ま 項 (氏) 弁 う じ る 供 鑑 条 記 明 護 Ł 録 述 定 \mathcal{O} 5 人 媒 \mathcal{O} を 人 カュ 体 \mathcal{O} カュ \mathcal{O} 又 録 5 供 は に 意 で 取 通 裁 る し 名 見 申 映 判 L 述 あ 訳 事 な 及 を 者 像 出 た 人 所 0 1 項び 聴が て 若 書 は 以 供 翻 旨 を 住 き あ L 面 \mathcal{O} 所 る 下 述 < で 訳 1 次 う。 لح そ に 決 供 相 を は 人 定 \mathcal{O} 当 き \mathcal{O} 記 音 述 又 掲 を 以他 کے 項 声 者 は 録 は げ す 認 下 \mathcal{O} に を の供 る ること 同当 署述 検 た 記 場 \Diamond お じ 該 る 察 い t 録 名 録 合 لح 証 官 す 若 取 \mathcal{O} が き 人 及 を る 書 な < で を 等 は U 証 V 等 い لح き公を 、被 う

証 せ 害 ょ 人 等 る を ŋ 行 加証 特 為 え 人 定 が 又 等 事 な は 若 項 さ が れ れ < 公 る ら は 開 お そ \mathcal{O} \mathcal{O} そ 者 \mathcal{O} 法 れ 親 を 廷 畏 が 族 で あ 怖 \mathcal{O} 明 る 身 さ 5 لح せ体 カュ 認 若若 に 8 さ < < る れ لح は は る

産と

前 法 号 廷 に 明 掲 5 げ る か 場 に さ 合 れ \mathcal{O} ることに ほ か 証 ょ り 等 証 特 人 定 等 事 項 \mathcal{O} 名 が 誉 公 又 開

> な人の士のる けの二会資にる (力は旨 れ選第 ば任一第が資を なの項三基力告 ら申の十準申げ な出申七額告る いを出条以書に しをの上を当 す三 て で提た いべ第あ出つ き二るし な 7 け 弁項となは れ護のきけ ば士規はれ弁 な会定 ば護 5 をにあな人 ないよららの うりかな選 0 旨 第じい任)三め旨を を 教に十、及請

示弁一弁び求 し護条護そす

4

新

設

略

8 る 会 活 が L < n る お そ れ が あ る

2 取な特 定 事 判 認項所 \otimes を は る 公 に 開前 至 の 項 9 法 \mathcal{O} 廷 決 で 定 き 明 を ゜は 5 L た か 事 決 に 定 件 L で な に 0 同 て 項 のが 決 相 証 当 定 で等

九 百十 略

消

さ

な

け

れ

ば

な

b

な

た

کے

ばにらと 前なおかき第百 らいにはこ なてし いはな前九 `い項十 検方の条 察法起の 官で訴二 はこ状第 れの一 被を朗項 告行読又 人うはは にも 第 起の被 三 訴と害項 状す者の をる特決 示 定定 さこ事が なの項あ け場をつ れ合明た

(3) 証に訴 人お 状 略等い 条 \mathcal{O} 特 て 朗 第 定 読 事同に 項 項項 9 \mathcal{O} 中い 決 定 す被 もが る害 あ 者前 9 特 項 た 定 場 事同 合 項 に 様 お لح すけ あ る る る 第 \mathcal{O} は の項 場 \mathcal{O} 合 起

第

る限人陳し二 りの述 百 の以 と 意 し起 九 限上が簡 見た 訴 十 で易をと状 で懲 き公聴きに条 な役る判きは記の い若 手 載二 した続有裁 さ くだに罪判れ被 はしよで所た告 つあは訴人 `因が 錮死てる に刑審旨検に 当又判の察つ前 たはを陳官い条 る無 す述 て第 事 期 るの被有四 件若旨あ告罪項 にしのつ人での く決た及あ手 いは定訴びる続 て短を因弁旨に は期すに護を際

> ② 第 第略

検方の 察法起前百 官で訴条九 はこ状第十 れの一 被を朗項条 告行読又 人うははん にも 起の被三 訴と害項 状す者の を る特決 示 定定 さこ事が なの項あ け場をつ れ合明た ばにらと なおかき らいには なてし いはな前。、い項

新 設

(3) 略

第

る限人陳し りの述 百 の以と 意し起九 限上が簡見た訴十 りので 易をと状一 で懲 き公聴きに条 な役 る判 きは記の い若 手 載 した続有裁さ くだに罪判れ被 はしよで所た告 、つあは訴人 禁 、因が 錮死てる に刑審旨検に 当又判の察つ前 たはを陳官い条 る無 す述 て第 事期 るの被有 件 若 旨あ告罪項 にしのつ人での つく決た及あ手 いは定訴びる続 て短を因弁旨に は期すに護 を際

九 \sim +条 略

(5) 定とのる るし護をは又 、士有 、は裁事同被訴第3百 適のす検弁判項様 告 訟 当所る察護所し لح 人関百 な属者官士はと すに係九略五 + 処すににで、あ る対 人 、つあ前る 置る す \mathcal{O} 条 を弁弁いる各の る す と護護て弁項はの供 る る士士は護の 場 述尋 第 べ会で当人規一合 を問 き 又 あ 該 が 定 証 に 求 若 項 こはる検こに人おめ L \mathcal{O} と日弁察れよ等い る < 決 を本護官にる特 て行は 定 近又は訴訟関係 事項」とする についても、 についても、 についても、 がわなかつた。 がおなかった。 がおなかった。 がある。 が あ 9 場 に で通該権合察 8 者 前 係 お き知弁限に官 特項人け

明そしがえ者証人証氏の二 、な又若拠 拠名規百 し通そさはし物通物及定九 く常のれこ くに訳をびに十 は所旨るれはそ人閲住よ九 犯在をおらこの若覧居り条 罪す告そのれ氏しすを証の のるげれ者ら名くる知人二 `がをのがは機る 捜 場 こあ畏親記翻会機鑑検 査 所 又がれる怖族載訳を会定察 は特らとさのさ人与を人官 被定の認せ身れ若え与、又 告さ者め若体若しるえ通は くに又訳弁 人れのるし若し のる住 とくしく は当は人護 防事居きはくは証た証若人 御項 は困は記拠り拠しは `書く ` にが勤、惑財録書 、務相さ産さ類証類は前 し犯先手せにれ若人若翻条 必罪そ方る害てし、し訳第 要ののに行をいく鑑く人一 が証他対為加るは定はの項

② 第 設③百 九 $\sim \pm$ 略五 条 略

•

4 新 `は裁 適のす検弁判 当所る察護所 な属者官士は

(5)

第 、がをの証人証氏の二 捜 場 るし護をは又 査所こあ畏親拠 拠名規百 `士有 又がれる怖族物通物及定九 略 は特らとさのに訳をびに十 被定の認せ身そ人閲住よ九 告さ者め若体の若覧居り条 処すににで、 人れのるし若氏しすを証の 置る つあ前 のる住とくし名くる知人 を弁弁いる三 防事居きはくがは機る と護護て弁項 御項 、は困は記翻会機鑑検 る士士は護の 、惑 財 載 訳 を 会 定 察 べ会で当人規 にが勤 き又あ該が定 、務相さ産さ人与を人官 し犯先手せにれ若え与、 こはる検こに 又 と日弁察れよ 必罪そ方る害てしるえ通は 要ののに行をいくに又訳弁 を本護官にる が証他対為加るは当は人護 請弁人を従命 あ明そしがえ者証た証若人 求護に指わ令 、な又若拠り拠しは る若の す士つ揮なを 書く、 場し通そさはし書 る連い監か受 く常のれこく類証類は前 こ合て督つけ をは所旨るれは若人若翻条 と会はすたた 除犯在をおらこし がに当る場検 `し訳第 き罪す告そのれく鑑く人一 で通該権合察 `のるげれ者らは定はの項 き知弁限に官

れなあ ることと がにを なす除 ないようのこと関 11 にそ係 配の者 慮 他 す こ 被 うることを: の者とを含います。 の者にとを含います。 求のむ め安) に知 がから でされ

うと関

にそ係 配の者 慮 他 すこ被 るれ告 こら人 を者含 求のむ

安全がな ´全 が に

、きる。

と脅知 がから で

され

れな

ること V ょ う がに なす る 1 よこ

き る

新 設

2 ◎|不| が 当 さ は 者 及 定 又 又 \mathcal{O} そ は は 該 れ 若 規 に 利 で び 百 検 き لح ょ 察 益 \mathcal{O} 翻 又 住 氏 る れ 住 定 九 L < る 官 を な 他訳 がは 居 名 5 居 に + お 生ず 措 < で 被 を 及 そ \mathcal{O} を よ九 は \mathcal{O} 人 は 被 者 そ 置 な関 き 告 び り 条 \mathcal{O} れ 知 る る に 前 係 供 る 人 告 住 が を \mathcal{O} る 証の お と ょ 者 あ 畏 親 機 兀 項 述 12 居 人 人 そ き に لح た 知 怖族 会 9 本 \mathcal{O} を る そ て れ 証 だ を 文 5 لح 鑑 \mathcal{O} 知 知 さ \mathcal{O} 検 与 は \mathcal{O} が \mathcal{O} 利明 L せ 5 認 せ身 定 察 る 同 場 あ他 害 力 る せ 機め 若体 え 人 官 るとき そ時 7 若 る は 項 合 関 \mathcal{O} 会 る L 本 に 係判 \mathcal{O} 期 は を と < L ベ 通 文 < 訳 若 与 き き お \mathcal{O} 断 証 な は 第 人 に 場 は 5 え は 困 は 有 に L 人 1 人 < 規 無 資 財 又 \mathcal{O} な た 惑 合 百 定 防 を す 鑑 は 1 上弁 さ産に は九 す の御確 る 方 旨 で護 せに 翻 + 同 定 お る 限に る 項 か ょ 法 \mathcal{O} 人 害い 訳 九 て、 う 行 を 条 当 行 条 本 り 実 に を 8 人 ること告 で質 文 指 件 該対 第 為 通 為加 \mathcal{O} な的 を \mathcal{O} 訳定を 被訳護防規 人す付名

止

で

き

お

そ

れ

が

あ

る

と

認

る

と

人、 き

鑑被

告 定

人

に

通弁

が

な

1 な

き

含

む

翻

供

 \mathcal{O}

力

判 \bigcirc

断 証

資

る

よう

. 人そ 又は

 \mathcal{O} 人

係

者 述

係

 \mathcal{O}

カコ

 \otimes

が

で

な 関 \mathcal{O} を

る

場

合

他 害

告

人 有 に

御 確

実

質 る な

の無

利

益 き \mathcal{O}

を な 他 訳 と

生

ず

るお

そ

れ そ \mathcal{O} 証

が \mathcal{O} 利 明 は

あ

る \mathcal{O} 関 \mathcal{O} そ \Diamond

場 被

合

を

除

き 防 を す

被

告

- 9 -

4 3 る。 人に 告人 えた 護 被 係 せ 若 項求 証 記 書 にに び 止 定 に い る行 き 告 あ が に 断 害 及 す 類 検 代 弁 で 0 載 検 て き に に を < び る さ 察 0) 氏 護 な ょ 察 は 人 有 に た 知 上 又 わ 0 場 な る 0 資 だ る 名 官 無 ら知 で 対 為 加 は 次 Ł 鑑 は 官 て 人 1 れ 証 連は を ときを含 措 定若 証は 又 に は 防 す L せ 5 L が え 検 項 拠 合 \mathcal{O} 0) 御 るような 察 若 絡 は 対 な 置 確 る せ そ な 又 に 書 拠 に 人 L そ < 限 に 時 さ 第二 先 に 前 か そ て \mathcal{O} 証 は 官 お L 類 物 れ お 住 L れ ょ 項 ŋ 実 め 0) 期 検 拠 れ < 若 を を に 居 は 請 通 は 1 1 質 つて 本 ることが 閲 百 代 む が で 検 若 察 書 る れ て 訳 記 知 を な 求 は L て な 的 文 被 < 察 官 類 覧 る あ 5 な 証 供 九 わ 知 \mathcal{O} L 5 人 録 い な 不 告 V 官 < 請 又 若さ 機 る は \mathcal{O} な そ \mathcal{O} 人 検 述 は す + る 被 る 証 لح 場 請 等 会 呼 告 機 は 同 人 は 11 求 は れ 者 察 録 L れ 証 る 九 人 そ 機 を与 認 項 利 で 求 方 < て 숲 合 旨 証 が 官 取 拠 条 称 証 を \mathcal{O} 人 きなく を、 そ め 本 に 益を生ず \mathcal{O} 証 法 \mathcal{O} 人 拠 あ 畏 親 請 書 はい 物 会 第 又 を 鑑 え 与 等 を 定 る は 文 他 条 物 る 怖 族 求 等 翻 る お 人 を に な と に 等 指 件 لح 者 氏 与 検 \mathcal{O} \mathcal{O} を さ 証 訳 項 住 弁 え 人 1 \mathcal{O} \mathcal{O} き 関 察 規 て な \mathcal{O} 定 を 氏 閲 認 身 供 で 名 え \mathcal{O} け 居 護 な せ 人 人 るときそ る規れ るおそ 覧 と 官 供 す 付 名 若 体 等 述 あ 若 に 通 定 係 \Diamond 人 こと 被 す ると 若 者 定に ば 請 す 同 者 述 ること 又 L ベ に 訳 L L 0 L あ 告 Ś < き なら る 対 求 項 لح < て て \mathcal{O} は し لح 0 人 れ 機 き 場 ょ て 証 \mathcal{O} 証 住 < 以 尋 が 又 本 又 は 1 検 は し 行 う。 り 証 な 利 に 為 文 が \mathcal{O} 明 がは 会 問 察 住 合 は で は 居 は 困 は 下 を 官 居 に 等 弁 を あ 力 財 を 氏 翻 \mathcal{O} 他 害 で 被 を 惑 11 き の護防規 るの関の き告被与 さ \mathcal{O} 請 が が お 拠 産 訳

絡 名 者 先 れ お て お 場 述 証 そ を 閲 又 拠 に 合 と 0 11 は 書 知代 て 覧 れ そ 0 証 る わ す 住 類 が \mathcal{O} 利 明 る 居 又 力 機 る 被 他 害 あ る 呼 告 機 会 が は \mathcal{O} 関 0 場 被 を 称 会 記 証 係 判 人 合 与 又 載 を 拠 告 断 を \mathcal{O} 与 さ を え は 物 有 に 人 え 除 資 な 住 弁 れ \mathcal{O} \mathcal{O} 無 うち な け居 護 又 す き 防 を る に は 確 人 御 れ 11 こと その に ば あ に 記 被 か ょ 告 う 録 \Diamond な つて 対 実 5 検 質 る な が さ し ことが 及 な は で れ 察 的 被 び き 告 て な 氏 官 る。 れ 請 不 名 弁 人 1 で そ に 護 る 利 に 求 部 証 益 き 0 代 あ の場合 に なく 他 わ 0 人 を て 等 対 る 生 \mathcal{O} 関 連 は \mathcal{O}

(5) 速 検 察 B 官 カュ に は 裁 前 判 各 項 所 に \mathcal{O} そ 規 0 定 に 旨 を ょ る 通 措 知 L 置 を な け と れ 0 た ば と な 5 き なは

又 第 百 次 は 又 \mathcal{O} 几 九 は 各 項 部 弁 号 ま 九 を 護 \mathcal{O} で 条 取 人 1 \mathcal{O} \mathcal{O} ŋ ず 規 \mathcal{O} 五. 消 請 定 れ さ 求 カュ に 裁 な よる 判 に に け ょ 該 所 措 当 れ り は ば すると 置 なら 決 を 検 と 察 定 な 認 官 で 0 た \otimes が 当 場 るとき 前 合 該 条 に 措 第 置 は お \mathcal{O} 1 項 カュ 全

第

5

はは 当該 財 困 |感 産 措 に せる 置 害 に を 行 ょ 加 為が え 又 り、 なさ はこ 当 該 措 れ れ るおそ 置 5 0 に 係 者 る れ を 者 が 畏 な \mathcal{O} 怖 供 71 さ とせ 述 き 。 し \mathcal{O} 証

一部

当 該

措

置

に

係

る者

若

L

<

は

そ

 \mathcal{O}

親

族

 \mathcal{O}

身

体

若

<

告

力 れ \mathcal{O} 害 0 関 判 が 他 断 あ 係 \mathcal{O} ると 被 に \mathcal{O} 告 資 有 き。 無 するような \mathcal{O} を 防 確 御 カュ め に 被告 ることが 実 質 的 人そ な 不 で \mathcal{O} き 他 利 なく 益 \mathcal{O} 関 を 係 なると ず 者 Ś کے きの明

三 検 官 0 とつた 措 置 が 前 条 第 項 又 は 第 兀 項 0 規

新設

は 定 す ょ 第 る る 項 行 ŧ 本文 為 0 を で 0 あ 防 規 る 止 定に 場 で る合に きるとき。 よる措 お て、 置 ょ 同 つて 条第 第 項 号 本 文

2 限 係れ に カュ ょ 方 日 に 7 う る ŋ 実 め 法 0) が お 検 者 質 を 察 判 で ることが な 又 条 あ 1 指件 な 的 る 被 該 は て \mathcal{O} 官 所 な不 ط 告 を は 措 当 定 氏 が と 置該 す 付 名 認 人 同 ること そ 時 項 利 で に L 又 \otimes 0 前 益 き 係 期 は るとき 第 た 項 0 措 な 第 若 を生ずるおそ 他 る 住 又 < 者 は 号 しく が 居 置 \mathcal{O} 号 な 関 被 を は に \mathcal{O} \mathcal{O} で 被 規 ると 供 き 告 全 又 は 係 は る。 告 定 者 述 方 部 弁 人 第三号 きそ لح \mathcal{O} 法 に 人 護 す 又 れ K る は 証 0 た 知 \mathcal{O} 人 だ \mathcal{O} に 行 が 利 明 指 5 知 あ 他 害 力 定 L せ ら 対 為 部 に るとき を 関 \mathcal{O} る せ が を 該 \mathcal{O} 被 係 することに 当時 7 なさ 取 当 判 ŋ す 該 期 告 断 は 当 \mathcal{O} れ る は 有 条 若 な 該 消 に 措 しく らな るお 資 件 と 無 す \mathcal{O} 置 場 認 を す を 防 の御確 ょ は

3 裁 判 所 は 第 項 0 請 求 に 0 1 7 決 定 を す るとき は

察

 \mathcal{O}

意 見

を

聴

カ

な

け

れ

ば

な

5

な

1

4 ゜を 第|検 件 を 項官 付 \mathcal{O} 請 L 対し 求 に 又 て は 9 は 時 1 期 7 即 若 L 時 L た 抗告をす < 決 は 定 方 第二 法 ることができ を 指 項 定 0 する 規 定 裁 に る判 ょ

新 設

第

百

+

六

裁

判

所

は

検

察

が

と

0

た

第二

九

九 九

条

0) 九

兀 条

第 \mathcal{O}

項

<

第

規

定に

よる措

は ょ

財

産

に

害

を

加

え又は

これ

5

0

者

を畏

怖

さ

せ

若 体

しく

る 係 +

措

置

に係

ぶる者若

L

<

は が

れ

5

 \mathcal{O}

親

族

0)

身

: 若しく

る者

若

は

裁

判 若

所

と は

0

前 項

条 \mathcal{O} 官

第

項

 \mathcal{O}

規

定

2 覧 者 そ 1 者 法 名 れ 係 第 意 れ 項 益き \mathcal{O} 係 は 訟 困 を を 若 る 見 を る な 関 て が 若 他 方 旨 係 り に る お 惑 \mathcal{O} な 裁 を 供 指 付 者 畏 < 者 لح さ るときそ 係 L 7) 又 項 を あ 親 判 生 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} る 関 1 る 者 述 < ず 関の 条 者 き 定 \mathcal{O} は \mathcal{O} 聴 る怖 族 < 所 な を す 7 せ L لح る 部 \mathcal{O} す は 氏 謄 規 き さ \mathcal{O} は は る る 係供 指 件 \mathcal{O} れ る は 住 写 認 第 لح 者 述 を氏 \mathcal{O} 証 ることが 若 分 名 定 せ 身 お 定 5 書 検 行 若 明 す \mathcal{O} 利 L 居 \mathcal{O} に 相 \Diamond 若 体 兀 検 そ き と \mathcal{O} す 付 名 に 類 弁 察 為 害 力 < を 閲 る ょ 当 る 若 察 れ そ ること 又 記 又 官 が 他 L L 項 \mathcal{O} 証 護 被 覧 ŋ は は 関 \mathcal{O} は < に لح 場 < 官 \mathcal{O} 利明 載 な \mathcal{O} L \mathcal{O} が 人 及 被 告 若 Z さ 被 判 で は 訴 認 係 合 < 規 あ 他 害 力 又 住 証 が び 0 は が き 告 告 関 が は居 \mathcal{O} 断 住 訟 \Diamond に 困 定 لح る \mathcal{O} \mathcal{O} れ拠 第 弁 れ 人 L 1 は る。 < 被 被 を 護 る 人 有 に 人 に 居 て に る お惑 財 に 0 と 係判 で 又 物 兀 に لح 告 0) 資 関 さ た き 告 断 被 は お 無 知 は 産 ょ き を + が 1 \mathcal{O} 人 5 防 を す た 知 謄 記 す き て せ に る 第 は 人 有 に る 人 告 記 閲 条 0 そ 写 る だ る 措 せ れ 害 資 に 録 御 確 5 載 は る 無 覧 第 意 れ \mathcal{O} 人 ょ さ 書 に せ 7 を 5 検 行 を 置 百 防 を す た 知 さ 見 が か L L Š 禁 実 め る は れ \mathcal{O} 類 弁 察 為 加 に 御 る だ 5 知れ 又 項 を あ 九 \mathcal{O} 確 る じ若 る 質 な 当 時 な う 又 護 + 限に ょ L 5 聴 官が え 係 か せ て は \mathcal{O} こと 的 被 ち なさ う る き لح 該 期 L は 及 又 る 九 り 実 \otimes せ 謄 規 5 1 告 者 若 当 る当 措 で 質 る て な な 又 < は な 当 時 認 証が び 条 写 定 <u>こ</u>と 被 不 が 置 は 該 拠 第 弁 れ 若 な 的 該 期 は す め V は \mathcal{O} に 相 そ 利 で に < 旨 当 記 措 物 兀 護 る れ 兀 告 措 若 な 該 当 る L 11 な る ょ < が き 係 第 5 措 لح 場 \mathcal{O} はの 該 録 置 を +人 お S 不 人 置 L に り な他 方条氏さに閲条 のそ そ な 置当 る \mathcal{O} は 利 で 合

(3) そ 及 なさ \mathcal{O} 証 む る \mathcal{O} \mathcal{O} 又 裁 項 生 れ は L \mathcal{O} 利 明 部 氏 朗が び 判 が か 裁 < 被 る あ 他 害 力 分 名 読 第 れ 所 5 判 るときるとき が の若 告 関 \mathcal{O} を 兀 る れ はが 第 所 お そ 閲し 求十 係 判 で お 5 兀 は 人 き 覧 < そ 断 \Diamond 九 \mathcal{O} \bigcirc れ 0 項 れ \bigcirc る。 は 人 有 に を は る 条 意 れ 者 5 た ま 検 が 禁 察 \mathcal{O} 無 資 に 見 が を \mathcal{O} 前 で あ 住 \mathcal{O} 畏 る 親条 防 を す じ 居 規 を あ \mathcal{O} 官 た 0 だ لح る 怖 る 聴 族 第 規 \mathcal{O} 御 確 が 定 が 1 لح と 限 ょ さ き カュ し 又 記 に き \mathcal{O} 定 に て り う 認 せ 0 は 実 \otimes は 載 ょ 身 項 に で 質的 若 当 当 ŋ \Diamond た ることが な さ 相 体 \mathcal{O} ょ な 第二 被 該 該 n 0 公 当 る L 若 規 る 告 Š な لح 場 措 0 措 う 判 しく 部 若 定 不 5 認 限 人 置 調 合 は に 置 百 分 L そ < 当 ŋ 利 に 書 \Diamond に 困 ょ に 九 で \mathcal{O} は お 惑 益 係 朗は 該 を る 財 る 係 + で き \mathcal{O} とき 措 閲 さ 產措 る者 を生ずるお な 他 る 読記 九 な 1 者 に 覧し 置 条 V 置 て せ \mathcal{O} \mathcal{O} 録 害 に な 関 求 さ に は る 若 0) \mathcal{O} ると 係 供 又 行 を係 兀 係 \Diamond れ 検 L < は 察 為 述 て る る 者 を 被 加 第 \mathcal{O} そ 告 官が 拒

新 設

第

百

条

0

七

検

察

は

第

百

+

九

条

0

兀

項

L +

< 九

は

第

項

0

規

定 官

L

条 件

に

護

反 若 九

と

き

又

は

5 に

 \mathcal{O} ょ

規 り

に

る

時

期

L

<

は が

又 あ 方 違

は る 法

日

本

護

士 つ 弁

連 V 護

合

会に

知 弁

し、 護

適

当 所 لح ょ た 九

な

処 す

置

をと

弁 \mathcal{O} L

護 指 た

人 定

に

7

は が

当

士

 \mathcal{O}

属

る

弁 弁 若 弁

護 護

る士士

通該

に

人

わ

なか

0 定 付

た

き

は

従れ

こと

を

請 弁

求

することが

で

きる。

2

所

は

百

九

条

五.

第

項

若

L

<

前

第

若

は 第

第

項

0) +

規 九

定

ょ

付

条

件

に は

弁

護 条

が

違 項 判

反

た

とき

又

はこ

れ

5 に 0

0

規 り

定

に

よる た

時

期

る 士 で は 又 方 あ は る 法 日 弁 を 本 護 請 弁 定 求 護 す 士 0 弁 る 連 11 護 合 て 会 は が が に 当 従 で 通 該 わ き な 知 弁 る。 護 か 士 た 適 \mathcal{O} 所 な 属 き す は 処 置 る を 弁 弁 と護 護

3 れ処 置 ば 前 を な 5 そ 項 な \mathcal{O} \mathcal{O} 請 規 。求 定 に を ょ L た る 検 請 察 求 を受け 官 又 は た 裁 者 判 所は に 通 そ 知 \mathcal{O} L と な 0

第 とのい取証 三 調拠百 で 判たべ 書 五 き だ を類条 官 る。若 し請 \mathcal{O} L `求取|検 く裁し調 察 は判たべ官 長者を 裁 はにす被 判 こる告 所 書 自れに人 をつ 記 5 又 官 $\sum_{}$ 朗いは て弁 にれ読 $\sum_{}$ を さは護 れ朗せ 人 を読な裁の 朗 しけ判請 れ長求 読 さ又ばはに せはな ょ る陪らそ ŋ こ席なの 第

ら官 な若 裁裁が裁 判判 Š 長所 ははが 職 裁 判 自権 らで 所 書 そ証 記 の拠 官書書 に類類 を \mathcal{O} れ朗取 を読調 朗 L ~ 読 を 又す さ せはる な陪に 席つ れのい ば裁て な判は

いる て ŧ, す 被 る。 害 項 百 者 九 前 又 特 項は + 定 第 条 事 同 \mathcal{O} 項 様 項 と \mathcal{O} 第 す 規 る あ 定 項 る に \mathcal{O} 0) ょ 決 \mathcal{O} る は 定 場 証 が 合 拠 あ に 証 書 0 類 お た 等 11 \mathcal{O} 場 特 朗 合 て 定 読 に 事 同 に お 項項つけ

(5) ⑥ と 略

続 三 的百 `十 計六 画条 的の か二 0 迅 裁 速判 に所 行は う た充 め実 必し 要た が公 あ判 る \mathcal{O} と審 認理 めを る継

> 若 しを拠百 請書五 L く裁求類条 は判しの 長た取検 裁 は者調察 判 `にを官 所 自こす 書 記られる被 にこをに告 れ朗つ人 れを読い又 を朗 さ ては 朗読せは弁 しな 読 護 さ け裁人 せ又れ判の るはば長請 こ陪なは求 と席 5 に がのなそよ で裁いのり 。取 き判

官但調証

い若裁 判 裁 < 長 判 はは所 が 裁 判 自職 所 ら権 書 そ で \mathcal{O} 記 証 に 書 拠 類 書 を類 n を朗の 朗 読 取 読 調 L さ を せ又 す なはる け 陪 に れ席 0 \mathcal{O} V な裁て ら判は な官

2

る

3 新

4 (5) 略

第 続 三 的百 + 計六 画条 的の か二 0 迅 裁 速判 に所 行は う た充 め実 必し 要た が公 あ判 るの と審 認理 めを る継

公 点 又 前判及は 前び職 の整証権 定手を 、察 又 続 整 第 官 則はに理一 す回被 する公告 るた判人 こめ期若 との目 L が公前 で判には き準 弁 る備決護 と定人 しでの 7 請 事 求 事件に 件のよ を争り

な)は ら検 察 裁 項 官判 11 の及所決理拠で び \mathcal{O} 被 規 告 の同付 人 又 定項 は \emptyset \mathcal{O} 弁 る 請 ところ 護 求 を 人 \mathcal{O} 却 に 意 下 見 ょ す を ŋ る 聴 決 かあ 定 を なら けか す n じ る ばめ に

3 略な

二一に対いり三 う取百 調十 る次)べ六 方のにを条 法各つ請の に号い求十 よにてし四 る掲はた 開げ 証 検 示る速拠察 を証やへ官 し拠か以は なのに下 け区、「前 れ分被検条 ばに告察第 な応人官二 らじ又請項 な は求の い当弁証規 。該護拠定 各人しに 号にとよ

当が料等住 定しうで存すの居証(め、。 した日 書に うを人略 か面おな在る 内ち知 لح をて な容 る鑑 謄 閲 供 認 いがそ機定 覧 と明の会人 述 \otimes す す す るきら者を るる る لح かが与通 機機 لح き又に公え訳 会会思にはな判 人 あこる期か又 料 を弁す つれも日つは るてをのに 与 護 翻 え人内は閲 (おそ訳 当いの人 に容 覧 る 対のそさ該て者 L 要のせ供供のそ て 者る述述供の 旨 こ録す述氏 はをが 記公と取る録名 閲載判が書と取及 覧し期相等思書び

> 新手を 設続整第き に 理一は 付 す回 る公検 す る た判察 め期官 لح の日及 が公前び 判に被 で き準 告 る 備決 と定又 では 弁 7 事 護 事件人 件のの を争意 公点見 判及を 前び聴 整 証 い

> > 理 拠

て

(2)

第 に対いり 定しう取百 +を人略る次

べ六 方のにを条 法各つ請の に号い求十 よにてし四 る掲はた 開げ、証検 示る速拠察 を証やへ官 し拠か以は なのに下 け区、「前 れ分被検条 ばに告察第 な応人官二 らじ又請項な、は求の は求の な い当弁証規 。該 護 拠 定 各人しに 号にと

等 住 弁すつれも日もす L をのにの < るて る 居証(め こと 内は閲 (おを 供 は 当いい 押述知、) 覧 容 う。 のそさ該て が 印 書る鑑 夶 のせ供供 で 機定 \mathcal{O} 7 旨者 る述述 以き あ供会人 述を こ録す はをが 下 る る 記公と取る同記 ŧ を与通 閲載判が書とじ録覧し期相等思。媒 録え訳 \mathcal{O} 期相等思 又 取 人 した 日 当が料 体 は か又 L 書にで存す ので 映 た つは `翻 うあ か面おな在る 像 書 し内ち 1111 若 面そ訳 0 をてとな容 7 での人 L 供 騰閱供認いがそ < 供者 と明の述 写 覧 述 \Diamond のそ は 述 す す る きら者を 者供の 音 るる る لح かが記 声 の述氏 لح き 又に公録 署 を 録 名 会会思にはな判し記 名 取 及

は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	を表しては財産に害を加え又は人るもの。当該書面の標目、作成の年月日及び作成者の 一世述を録取した書面で供述者の署名又は人の氏名。 一直では、同項の一覧表に記載すべき事項であつり第二項の一覧表に記載すべき事項であつりの氏名。 一直では、同項の一覧表に記載すべき事項であった。) ものは、同項の一覧表に記載すべき事項であった。) ものは、同項の一覧表に記載すべき事項であった。) ものは、同項の一覧表に記載すべき事項であった。)	② 検察官は、前項の規定による証拠の開示をした後、
(新設)	(新設)	(新設) (新設)

八一定 を きのの他の認察げる \equiv あ 必 L は 必の請 め官る開百 要 な る 要被求 請証示十 ら 又とけ速弊性告がれ求拠を六 (は認れや害の人ある証のし条 のい付務状略条めばかの程の つも拠類たの 件 るなに内度防たのの型証十 をとら 容並御場に証の拠五 付きな同及びの合つ明い以 はい項 びに準にい力ず す 外検 0 第 る 程当備おてをれの察 こ開こ 度該のい 判か証官 と示の号を開たて被断に拠は がの場に考示め 告す 該 で時合定慮にに そ人る当あ前 き期にめし よ当の又たしつ条 る若おる 該重はめ 0 しい方相て開要弁にか て法 当生示性護 < 重つ次項 と に じ は を \mathcal{O} 人 要 \mathcal{O} よ 認 る す程か 方 検 で特各規 るめおる度 法 察 らあ定号定 を官開るそこそ開るのにに 指は示とれとの示と検掲よ

`をと る を 人 提 又 場受を検取七 の起 所け義 察調 は にさ そ そ て務 事べ 請係れ \mathcal{O} るた 共 他るけ官況 も者 の者 ら又の 犯 \mathcal{O} 取のれは記 で と に あ 調取て 司 L 録 限 べ調 い法に 0 て る 7 身 のベ る 関 第 状に書 察 体 す 五. を 况関面職 る 号 で員準 拘 を 束 記 あが則 イ 若 さ 録そつ職に L n しの て務 基 < 若 た年 上づ は L も月身作き の日体成 < 口 に は のす 検 掲 公 被時拘る察 げ新告間東こ官

九 検も 義 事 務 収 付 手 官 続 け 官 \mathcal{O} 5 \mathcal{O} 求 押 れ 記 証 収 7 司 録 拠 者 法 12 で 関 る あ 書 察 す る 職 る 収 面 証 で 員 準 拠 \mathcal{O} 年 あ が 則 物 月 職 に \sim \mathcal{O} て 押 日 務 基 づ 収 作 き 証 手 収 拠 成 続 場 物 す 検 記 \mathcal{O} る 察 録 所 そ 押 官 書 面

> 八一又とけ速弊性告がれ求拠を 与は認れや害の人ある 証のし百 受を検取七条めばかの程の つも 類た十 件 なに内度防たのの型証六 る を とら 容並御場に証の拠条 きな同及びの合つ明 い以の はい条 す びに準にい力ず外十 0 第 る 程当備お てをれの五 ک 開こ 度該のい 判か証 _ と示の号を開たて被断に拠検 がの場に考示め 告 す 該で察 で時合定慮ににそ人る当あ官 当の又た き期にめし ょ しっは る若おる つ該重はめ い方相て開 L 要弁にか、 前 < て法 当 生 示性護 重 つ次条 とじ は に を \mathcal{O} 人 \mathcal{O} よ認る す 程か 方 検 で 特各規 法察るめおる 度 b あ定号定 そ開 を官開る そ るのにに 指は示とれと の示と 検掲よ を き \mathcal{O} 他の認 察 げ る 定 し必しはあ必の請め官る開 る要被求ら請証示 要な

第

5

所け義察調 て務事べへ い付務状略付 他 るけ官況 \mathcal{O} 者 ら又の 取のれは記 限 る 調 取て 司 録 べ 調 い法に のべる警関 状に書察す 況関面職る で員準 を L あが則 記 録そつ職 に て L \mathcal{O} 務基 た年 上づ も月身作き 0) 日体成 のす 検 被時拘る察 告間東こ

新 設

2 \mathcal{O} t 録 請 \mathcal{O} 書 前 他 項 求 を 項 0 面 が 押 除 \mathcal{O} 第 く。 あ 規 収 前 号 条 定 \mathcal{O} 0 状 た 第 に イ 場 ょ 況 に に 合 つ 項 る お を に 又 開 記 11 1 は て 録 示 11 前 を 同 L U 被 項 た て す ŧ 告 \mathcal{O} べ 規 き 0 人 又 該 定 証 を 証 は に 拠 V 拠 弁 う ょ 物 物 護 る \mathcal{O} に 開 押 人 次 ょ カュ 項 収 示 り 及 5 を 手 特 開 L 続 び 第 記

を とじ \mathcal{O} る す 検 め お る 察 こと そ る 官 لح れ 請 き \mathcal{O} \mathcal{O} 求 b あ 必 証 る 要 拁 弊 性 \mathcal{O} 害 証 \mathcal{O} لح 程 明お \mathcal{O} 度 力 並 様 容 を لح 及 び 判 び 断 に る。 程 当 す 度 該 る 開 た を 考 \Diamond 示 に 慮 に ょ 当 し、 0 該 相 て 開 当 生 示定示た

一 該 き 各 は被認 イ 号に 告 第 次 人 又 項 定 \mathcal{O} は 項 \Diamond 各 \mathcal{O} る 開 号 弁 示 事に 護 項 掲 人同 \mathcal{O} は項し を げ 掲 請 求明 る ら開前同内 次か示 証 に に \mathcal{O} 項 のす し請 掲 な求 げ 開 けの る 示 事 れ区 \mathcal{O} 項ば分 び 請 なに 求 ら応 を じ、 す な る 1 0 当と 求 2

第

各

号

に

げ

る

拠

 \mathcal{O}

類

型

及

開

示

 \mathcal{O}

請

(3)

口 告 明 開 官証 に 由人 力 示 請 明 事係 案 を \mathcal{O} \mathcal{O} 求 予 る 防 判 請 証 定 \mathcal{O} 証 内 拠 御 断 求 拠 事 す に لح 容 を \mathcal{O} 実 潍 る 係 0 識 た 関 開 備 る 特 別 係 定 \mathcal{O} \otimes 証 示 す た に 拠 そ \mathcal{O} \mathcal{O} る め の請 重 が に 検 に 要 当 他 求 察 足 当 該 で に 官 り 0 該 あ 係 検 事 請 る 開 るこ る 察 情 求 事 官 証 証 項 示 に とそ 照 拠 が 請 拠 必 求 と に 5 要 \mathcal{O} 証 当 対 L で 他 拠 該 応 当 あ \mathcal{O} \mathcal{O} 検 す る被証該察

1 に 前理 開 足 項 示 0 る \mathcal{O} 開 事 請 示 項求 \mathcal{O} に 請 係 求 る 押 次 に 収 手 掲 続 げ 記 る 録 事 項 書 面 を 識 別 す る

口 \mathcal{O} 第 官 項 請 \mathcal{O} 規 求 定 証 拠 に لح ょ \mathcal{O} る 開 関 係 示 そ を 0 す 他 ベ き \mathcal{O} 事 証 情 拠 物 لح 照 5 特 し定

ŋ

は 被 次告 に 人 掲 又 げは る弁 事 護 項人 をは 明、 ら前 か項 にの し開 な示 けの れ請 ば求 ならな

いとき

る 証 前 拠 項 を 各 識 号 别 に す 掲 る げ に る 足 証 ŋ 拠 る \mathcal{O} 類 事 項型 及 び 開 示 \mathcal{O} 請 求 に 係

 \mathcal{O} 断 請求 明 淮 す 求 証 事 予 に 拠 定 案 備 る た 係 と 事 \mathcal{O} \mathcal{O} た 8 る \mathcal{O} 実 内 8 証 関 12 容 に 重 拠 係 開 当 要 が そ 特 示 当 該 で \mathcal{O} \mathcal{O} 定 開 あ 該 他 請 \mathcal{O} 示が ること 検 \mathcal{O} 求 検 察 事 察 に 必要 官 情 係 官 そ 請 に 請 る で 0) 求 照 証 求 あ 他 証 6 拠 証 る 理 拠 \mathcal{O} L と 拠 当 被 0 12 由告 当 該 証 対 人 明 該 検 応 0 力 開 察 す を 防 示 官 る 判 請 \mathcal{O}

新 設

断 す 証 る 拠 た 8 に ょ 当 n 該 開 該 検 示 が 必 官 要 請 で 求 あ 証 る 拠 理 \mathcal{O} 由証 明 力

かど官に六条三 のう請よ条の百 意か求るの十十 見又証開十 六 をは拠示四第条 明そにを第 $- \mathcal{O}$ らのつす 項十 か取いべ項 の六 7 き に 調 並 ベ L 証び 面被 の 第 拠 に な の告 け 請三の前送人 れ求百開条付又 ばに二示第をは な関十を 受 弁 らし六受項け護 な異条け及 人 い議のたびかは が同と 0 な意き いをは項 第 、の三百 かす どる検規百十 うか察定十六

第 第明主にたび六条三 条 三ら張お場第 の百 百かがい合 ++ \mathcal{O} 十にあてに項十 六 六し る すおの四 第条 条なと るい規第 $- \mathcal{O}$ 0) け き て 定 項十 十れはと に項 0 t 三ば をそよ並 書 な裁予のる 第 び 面被 ら判定証開に の告 項な所 し明示第 送人 後 い及て予を 三 付 又 段 びい定す 百をは のこ検 る 事べ十 受 弁 規 の察 事実き六 け護 定場官実そ証条 人 を合に上の拠のかは 準に対及他の十 0 用お L びの開五 法公示第第 す 11 るてこ 律判を 三 百 はれ上期受項百十 をの日け及十六

の十定 に六に項 百 つ条よ 並 いのる てバ 六 て十開 条 に 七示 第 \mathcal{O} 被第を 告一し 百 人項た十 又の証 六 検 は主拠条 察 弁張以の 官 護に外十 は 人関の五 か連証第 第 らす 拠 開るで項 百 示とあ及 + の認つび 六 請めて 第 条 b 求 \mathcal{O} がれ第項十 ある三の四 つも百規第

> 第 しべ な の第拠条の百 け 請三 \mathcal{O} ++ れ求百開 +ばに二 示四第条 関十を及 な $- \mathcal{O}$ し六受び項十 5 な 異条け前の六 議のた条 11 書 が同と第面被 な意き一 の告 いをは項送人 かす の付又 どる検規をは う か察定受弁 かど官にけ護 のう請よ 人 意か求るかは 見又証開つ をは拠示 明そにを第三 らのつす 百 か取いべ百十 に調て き 十十六

2 略

第 第な裁予のる六条三 ③ 一 ら 判 定 証 開 条 の百 項な所し明示の ++ (後い及て予を十 三六 略 段 びい定す四 第条 \mathcal{O} 検 る事べ及 $- \emptyset$ 規の察事実きび 項 十 定場官実そ証第 の七 を合に上の拠三 書 準に対及他の百面被 用おしびの開十 の告 すい 法公示六 送人 るてこ律判を条 付 又 はれ上期受のをは をの日け十受弁 第明主にた五け護 三ら張お場第 人 百かがい合一 かは 十にあてに項っ おの、 る す 六 し 第 条なと るい規第三 のけ 定三 き 7 百 十れはと に百十 三ば そよ十六 を

2

第 又の証び は主拠第 百 弁 張 以 + 護に外百 人関の十 条 か連証六 \mathcal{O} らす拠条 開るでの 示と あ十 の認つ五 検 請めて第 求ら _ 官 がれ第項 る三の も百規第 0 たの十定 場 に大に百 合つ条 よ十 にいのる六 おて十開条 七示の て被第を +告一し 兀 そ人項た及

方検よに内度防た 法察る 容並御場 を官開第及びの合 指は示 びに準に \equiv を百程当備お 定 必し十 度該のい 要な六 を開た 7 とけ条考示め 又 は認れの慮ににそ 条めば十 よ当の 件 るな四 つ該関 をとら第相て開連 付きな 当生示性 すはい項 لح じ をの 0 る 第認るす程 ح 開 めおる度 と示の号るそ そ がの場に とれとの で時合定きのの他 き 期にめはあ必の 若おる る る要被 い方速弊性告 L くて法や害の人 にかの程の は

・ 百 送 た に 加 に か 三 十付書 し規ら百 六し面そ又定前十 をのはす条六 条な 略のけ 追変るま条 十れ裁加更手での 三ば判しす続 第な所又るが第 + らには必終三 項な提変要わ百 後い出更がつ十検 段 しすあた六察 のこ ` ~" る後条 官 規の及き لح \mathcal{O} は 定場び証認そ + を合被明めの四 第 準に告予る証第 \equiv 用お人定と明五百 すい又事き予項十 ては実は定を 六 `事除条 は弁 を < 護記速実 \mathcal{O} 第人載やを + 三にしか追

第 ③

検 び 第 官 が百百百 取 十 +調 六 六 べ条条 をの \mathcal{O} 請十 + 求六 兀 しの第 た規 証 定 項 拠は に 第 つ第 11 百 て項十 の六 れ規条 を定の 準に十 用よ五 すり及

後条一六三 \mathcal{O} 条百 第十 の十 十六 兀 百 第 三条 十 五 かの らニ 六 項 第十 条を の除 < 十 百 七 十 被 一 六 告 第 一に条人 項規の又 の定二は 主す十弁 張るま護 を手で人 追続 は 加が第 し終 又わ百 三 はつ十百 変た六十

> 付きな十しよ当の はい四 つ該関 す る 第 相て開連 _ 当生示性 開 لح 示の号と じをの がの場に認るす程 で 時合定めおる度 き 期にめ るそ こそ 若おる لح れとの る し い方 きのの他 て法はあ必の < に る は 要被 方検よ速弊性告 法 察 る や害の人 を官開かの程の 指は示に内度防 定 を 容並御 し必し 第 及びの 要な びに準 又とけ百 程当備 は認れ十 度該の を開た 条めば六 件 るな条 考示め をと らの慮にに

略

2

第

すい又事き予か ては実は定ら百 る は弁を 事前十 護記速実条六 第人載やをま条 三 に しか追での 百送たに加に二 十付書 し規十 六し面そ又定 条なをのはす のけ 追変る検 十れ裁加更手察 三ば判しす続官 第な所又るがは らには必終 項な提変要わ第 後い出更 がつ三 す あた百 段 L ベ る後十 \mathcal{O} 規の及きと 六 定場び証認そ条 を合被明めのの 準に告予る証十 用お人定と明三

略

4 2 た規 証 定 第 拠は に 百 つ第 + いニ 六 て項条 \mathcal{O} れ規十 を定四 準にか 用よら すり第 る検索 察百 官十 が六 取条 調の ベ十 を六 請ま 求で しの

第 追続六三 加が条百 し終の十 又わ十六 はつ三条 変たかの 更後ら二 す 第十 る第三 必三百 要百十被 が十六告 あ六条人 る条の又 との二は 認十十弁 七ま護 \Diamond る第で人 と 一には き項規 はの定 主す 速張る百 やを手十

(第 明 及 更 ⑤三らびす 百か検る 十に察必 略六し官要 条なにが のけ対あ 十れしる 三ば、と 第なそ認 一らのめ 項な追る 後い加と 。しき 段 のこ又は 規のは 定場変速 を合更や 準にすか 用おべに す 11 き るて主裁 は張判 を所

② 第 百 + 六 条 \mathcal{O} + 略

すて条 第ベ 潍 \mathcal{O} 第 用 場 兀 す 百 第九 合 る に 場 + 0 合 項 九 を 第 7 含 \mathcal{O} む 几 れ 百 \mathcal{O} を + 規 第準 六 定 \mathcal{O} 用 規 条 は す 定 \mathcal{O} る。 に 検 よ十 察 る 官 証 第 が 拠四 第 の項 開に 百 示お + をい六

3 た 条 規 定 合 兀 は に第 百 0 検 九 い項察 + 7 カュ 官 九 条 5 が 第 れ 前 \mathcal{O} 兀 を 項 五. 準 項 に カコ 5 用ま お す で \mathcal{O} 7 。規 潍 百 用 定 九 に す + ቷ る 九 第 る 条 措 \mathcal{O} 七 置百 を 九 ま 十 で つ九の

第

第

・法求る二求の六認弊の三 ③をに開第に規条め害程百 指よ示四よ定のるの度十 定りを項 りに لح 内並六 すに よ十き容び条 決べお第る _ は及にの び証二 又定きい三開第 て百示四第 程拠十 はで証 、拠準十を項 度の五 件当に用六すに百 そ開 を該つす条べお十 の示裁 付証いるのきい六他に判 拠て場十証て条 のよ所 るのは合八拠準の 事つは 情て 開被をへに用 + と示告含第つす四 を生証 考じ拠 がの人む三いる第 で時又 百て場 慮るの き期は一十は合項しお開 る若弁の六検をへ て そ示 し護規条察含第 れの く人定の官む三必の必 はのに二の。百要あ要 方請よ十請ご十とる性

> 準にすか ⑤用おべに すいき るて主裁 。は張判 を所 第 明 及 三らび 百か検 十に察 六し官 条なに のけ対 十れし 三ば 第なそ ーらの 項な追 後い加 0 段 L のこ又 規のは 定場変 を合更

2 (略

第 設 百 +六 条 \mathcal{O} 十三 略

新

新

二認弊の三 、すに よ十め害程百 決べお第 る るの度十 三開第 と内並六 、又定きい 略はで証て百示四き容び条 拠準十を項は及にの 条 件当に用六すに び証二 を該つす条べお第程拠十 付証いるのきい三 度の五 す 拠て場十証て百そ開 るのは合八拠準十の示裁 他に判 開被をへに用六 と示告含第 つす条 のよ所 事つは がの人む三いるの 百て場十情て で時又)十は合四を生証 き期は る若弁の六検をへ考じ拠 し護規条察含第慮るの く人定の官む三 しお開 はのに二の 百てそ示 \smile + 方請よ十請 れの 法求る 求の六必の必 をに開第に規条要あ要 指よ示四よ定のとる性

• 定りを項 りに

2

• を 判 開 る 規 条 人 す に 百 こ し 条 定の若 لح ベお十れく ③ 付 所 示 す はをき に L きい六 らは +< ょ 証て条の第 命は 兀 開 る は拠準の 規 じ と示な相開第弁 を 用 定項 \mathcal{O} がのけ手示四 護 開 す 十を (項 で時れ方を項人示る 第準第若 き期ばのすにがし 場 一用 三 し六 る若な請べ 7 お第 合項す < 百 ら求 きい \equiv いを る L 十は裁 くなに証て百な含第場六第判 よ拠準 三合条三所 十いむ はい 0 方 ŋ を用六と 百をの百は 開す条認 $\overline{}$ 含二十 法こ + をの決示る のめの六む十六検 指場定 場十る規条 し 条察 で 7 合 八 と定の 定合 いを き に 若四十が しに $\overline{}$ ょ + お当な含 第 L 項五第 又い該いむ三又 くに第三 る 百は開 は て証 と 第はお一百 一十被示五第い項十 拠 認 条 件裁のめの六告を項三て若六

第

第 要三 事 求 と百 事件に 認十 件 \mathcal{O} ょ め六 を 争 り る条 期点又 との き二 日 及は 間び職は十 整 証権 `八 理 拠 で 検 手を 察 裁 続整第官判 理 所 付す回被は る公告 す るた判人 め期若理 لح の日 L \mathcal{O} が公後 < 経 判 で には過 準 き 弁に る 備 決 護 鑑 と定人み しでの必

 \equiv + 六 条 0 \equiv + 六 略

規 定裁(す判略 る長 場は 合 の第 ほ二 か百 `九 被十 害五 者条 参第 加一 人項 又か はら そ第 の四 委 項 託ま をで 受に

> 三いを しら求 き 11 る 十 条 なに T 百 な 含 第 場六の 証 はい いむ三 よ拠 準 + 合条十 + ŋ を用六と 百 方 をの四六 $\overline{}$ 開す条認 十含二若条 法 をの決示 る のめの六む 十し 指場定 場 十る規条 し < 定合 で て 合八と 定の 第は十 き を に 四第 11 若 お当な含第 ょ + し 項 _ くに百裁 又い該いむ三又る 第 لح 百は開 は て証 はお十判 $\overline{}$ 拠 認 十被示五第 条 い六所 件裁のめの六告を項 て条は る規条 を判開 人 すに百この 付所示 لح 定の若 ベお 十れ十検 すはを きに L き い六ら五察 命は よ十く 証て条の第官 る 開 る は 拠準の規 ľ と示な相開第弁を用 二定項第 がのけ手示四護 開 す 十を を項人示る で時れ方 第 潍 第百 場 き期ばのすにがし 一用 \equiv る若な請べお第て合項す百六

2

第 件ののみ三 を争意 必百 期点見 要十 と六 日及を 間び聴認条 整証い めの 理 拠 て る 手 を لح 十 続 整第き八 に理 一は 付 す回 裁 す る公検 判 る た判察所 め期官は と の日及 が公後び 審 で 判に被 理 き準 告 \mathcal{O} る 備 決 人 経 لح 定又過 ではに 弁か 事護ん 事件人が

2 略

+

第

百

六

条

0

 \equiv

+

六

略

3 2 規 定裁 す判略 る長 場は 合 の第 ほ二 か百 `九 被十 害五 者条 参第 加一 人項 又か はら そ第 \mathcal{O} 委 項 託ま をで 受に

事け 項た に弁 わ護 た 士 る \mathcal{O} لح す きる は尋 間 こが れ第 を 制項 限に す 規 る定 す とる が事 で項 き以 る外 \mathcal{O}

 \equiv 百 + 六 条 \mathcal{O} \equiv 七

わ陳を項 述 受 た に裁(る をけ 規判略 لح すた定長 き る 弁す は はた護 る \otimes 士 場 第 こに \mathcal{O} 合 れ必 すの百 るほ九 要 を 制が質か十 あ問 限 五. る す が被条 る 事 第害 第 項一 者 لح に項参項 が関に加 で係規人 第 き の定又 る な す は項 る そ及 11 事意のび 項見委第 にの託四

③ ② 第 三 百 + 六 条 \mathcal{O} 三 八

をを項 超受に裁へ えけ規判略 るた定長 لح 弁すは き護る は士場第 の合二 意の百 れ見ほ九 をのか十 制陳 五. 限述被条 すが害第 , ること 1者参加 一参項 がに人第 で規又三 き定は項 すそ及るのび 範 委 第 囲 託 四

第 三 百

前 項二 百 の十 五規一 条 定 条 第にの 五よ二 項り た 調 だ 書略 しを 書取 のり 規調 定べ はる 場 適合 用に しお ない いて 。は

で際あ 三 あ 0 百 `た五 る 旨被事十 の告件条 陳人にの 述がつ八 を起い 訴 L て裁 た 状 圳 لح に第 所 き記 は は載百 さ九 即 次れ十 決 にた 裁 掲 訴 条 判 げ因第手 るに四 続 場 つ項の いの申 て手立 を 除有続て き罪にが

> 事け 項た に弁 わ護 た士 るの とす きる は尋 問 こが れ第 を一 制項 限に す 規 る 定 こ と す る が事 で項 き以 る外

> > \mathcal{O}

第 百 十 六 条 \mathcal{O} 三 + 七

3 2 略

きる弁す はた護 る 裁 \otimes 士 場 判 こに 合 長 \mathcal{O} れ 必 すのは 要 るほ を 制 が質か第 あ問 限 す る が被百 る 事 第 害九 こと 項 者十 に項参五 関 に加条 が で係規人第 き の定又 るなす は項 いる そ及 事意のび 項見委第 にの託三 わ陳を項 た述受に をけ規 る とすた定

百 + 六 条 \mathcal{O} 三 十 八 略

③ ② 第

と弁す き 護る裁 は 士場判略 の合長 意のは れ見ほ をのか第 制陳 限述被百 すが害九 る第者十 こ一参五と項加条 がに人第 で規又一 き定は項 す そ及 るのび 範 委 第 囲託三 をを項 超受に えけ規 るた定

(4)

② 第 第 前 百 項二 百 の 十 五規一 条 定 条 第にの 四よ二 項り 調 た

だ

L

書

を

書取

のり 規調

定べ

はる

適合

用に

しお

いて

な V

場

(3)

略

第 で際あ L つ百 あ た五 る 旨被事十 告件条 \mathcal{O} 陳人にの 述がつ八 を起い 訴 7 裁 L た状 判 と に第 所 き記 は は載百 さ九 即 次れ十 決 にた 裁 揭訴条 判 げ因第 手 るに 続 つ項の いの申 て手立 除有続て き罪にが

一れ くば即 四な決める裁 のお判略い手 続 に ょ 0 て 審 判 を す る 旨 0 決 定 を L な け カ

りば即 四な決

ら裁 (な判

い手

続

に

ょ

0

て 審 判 を す る 旨 0) 決 定 を L な け

略

をし あ を 合 決 2 は さ たこと る な が は 提 条 に 事 に 定 百 ŧ たこ 行れ < 件 公 山 被 第 起 \mathcal{O} ょ 該 五 当 訴 わた る 同 \mathcal{O} 告 兀 す 規 公 に 第 + لح 様 を 事 す \mathcal{O} れ 陳 号 る 定 公 訴 条 人 9 ること とす 百 件 理に に 取 ることな 述 が \mathcal{O} 訴が \mathcal{O} 11 消 + لح に 由 ょ کے 起 1 カュ 棄 取 7 五. る。 。 L と り 相 訴 ず が 却 + 0 カュ 1) に L Į١ 同 状 で 消 当 を 条 反 れ わ \mathcal{O} Š ょ て 号 き 該 理 て す に ら 決 さ \mathcal{O} 即 カコ る。 る ず 決 第 に る 記 定 れ 由 八 決 公 に 公 当 該 第 裁 訴 該 カコ 載 がた 定 と さ 前同 訴 該 当 当 確場 後 す \equiv 判 が 又 百 棄 取 取 五. す は れ す 条 定 合 る 号 手 却 る場 るこ に 又 +実 t 続 り 消 た 第事 し 証 質 0 消 条 訴 件 た お 拠 は \mathcal{O} L \mathcal{O} لح 決 合 的 因 項 に لح 調 を 第 申 さ \mathcal{O} \mathcal{O} 1 定 れ決 八 き 除四 に に に 第 0 7 立 < 号に 同 が た 限 異 は が て 定 \mathcal{O} 9 11 を 号 号 確 場後 行 決 る な 1 7 公 に 第 訴 定 合 定 更 掲 却 7 わ た 有 に がげ 下 L に 証 が 9 第 \mathcal{O} れ た るこ と 供 罪 1 百 る お 拠 取 公 取 あ とい調 りな 述 で 号 訴 四 て

す

新 設

第 百 五. 十条 0 節 同 上

略略

兀 節 同 上

百 五. + 条 \mathcal{O} + 略

第

第

百

五.

+

 \mathcal{O} 節

+

四公

 \sim 0

略 裁

第

几

判

判

0)

例

百

Ŧi.

+

条

 \mathcal{O}

+

第

節

証

拠

 \mathcal{O}

例

略特

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)(第二条関係)

附則	第三編~第七編 (略)	八・第三百五十条の二十九)	第四節 公判の裁判の特例 (第三百五十条の二十	第三節 証拠の特例 (第三百五十条の二十七)	十条の十八―第三百五十条の二十六)	第二節 公判準備及び公判手続の特例 (第三百五	十六・第三百五十条の十七)	第一節 即決裁判手続の申立て(第三百五十条の	第五章 即決裁判手続	―第三百五十条の十五)	第四節 合意の履行の確保(第三百五十条の十三	五十条の十二)	第三節 合意の終了(第三百五十条の十―第三百	三百五十条の九)	第二節 公判手続の特例(第三百五十条の七―第	―第三百五十条の六)	第一節 合意及び協議の手続(第三百五十条の二	第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意	第一章~第三章 (略)	第二編 第一審	第一編 (略)	目次	改 正 後
附則	第三編~第七編 (略)	・第三百五十条の十五)	第四節 公判の裁判の特例(第三百五十条の十四	第三節 証拠の特例 (第三百五十条の十三)	十条の四―第三百五十条の十二)	第二節 公判準備及び公判手続の特例(第三百五	二・第三百五十条の三)	第一節 即決裁判手続の申立て(第三百五十条の	第四章 即決裁判手続										第一章 一第三章 (略)	第二編 (同上)	第一編 (略)	目次	現行

なあ らの護る \equiv る な請 人 場 + 場い求 を合 七 0 合 に 選に条 又たよ 任 おの は だ り す 11 ること L 被 7 疑 被 者 被疑 被疑 疑者 が疑 が 者 釈者の で者に 放以たきが対 外 \otimes な さ 貧 L れの弁い 木 7 た 者 護 لح そ 場 き が人 の留 合選をは他状 は任付 のが しさ 裁事発 たな 判由せ の弁け官に 5 限護れは よれ り人ば ŋ 7 でがなそ弁い

す る前 項 لح \mathcal{O} が請 で 求 き は る 勾 留 を 請 求 さ れ た 被 疑 者 ŧ ح n を

ど神せ に \equiv う 上ら十 は す 0 る いかのれ七 て を 条 障 لح 必 判 害かの 限 が要 断そ つ四 が ŋ で す \mathcal{O} き で あ る こ裁 他 こる。 こと な る のれ判 ځ 事に官 た 認が由弁は だ め困に護 る 難 よ人被 لح で Ŋ が疑 き あ弁な者 被 疑 は る 護 いに 者 疑 人場対 が職い を 合 釈権が必に 7 あ 放 で 要お勾 弁 る لح さ い留 す れ護 被 て状 た人疑る が 場を者か精発

第 兀

に 規前十 定項条 す \mathcal{O} る規 記定略 録に 媒か 体か はわ 5 謄 ず 写 す第 る 百 ر ح 五. + が 七 で 条 き \mathcal{O} な 六 第 兀 項

問 証 百 を は 五. 予 有 \mathcal{O} +定 罪 重 七 要 条 判 性 て 決 \mathcal{O} を 受 る 場 け 係 検 る す 合 察 る で お 官 犯 あ そ は 罪 0 n 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 証 軽 あ 人 重 る が 及 刑 該 事 事 び 項 事 情 項 訴 状 0 追 そ を ζì 受 \mathcal{O} て 他 て \mathcal{O} け の尋

> 2 第 外めな さ 貧 困 前れの 弁い て た 者 護 と そ 七 勾設 の場 人 き が \mathcal{O} 留若 条 L た請合選をは他状 \mathcal{O} 任付 < \mathcal{O} が さ L 裁 事 発は ک た な判 由 せ禁 死 同の 弁 け 官 に 5 錮 刑 項 限護れは ょ れ に 又 ば ŋ り 当 人 7 は でがなそ弁 た 11 無 あらの な 護 る 期 る る な請 11 人 場 事 場い を合件 求 L < 合 に選 事 に に 又たよ はだり 任 お 0 は り、 する 11 1 長 L 被 て 7 期 ۲ 疑 被 被 لح て 者 被疑 被疑 疑 者 が疑者 勾 が を 釈者の で者に 留 放以たきが対 を

請 求 さ 項 れ 被求は は 疑 者 Ł ۲ に れ 規 を 定 す す るこ る لح 件 がに で 0 き 1 る

第 こと T を障 定 必 判 害かす \mathcal{O} + 限 が 要 断 そ 0 る 七 り で が す \mathcal{O} 事 条 き で あ る 他 こ件 \mathcal{O} る。 こと な る のれに 兀 لح 1 事に 0 た認 が 由弁 裁 V だ \otimes 困 護 て判 に L る 難 よ人 被官 と りが疑は で き 被 あ弁な者 護 疑 は る いに 第 者 疑 人 場 対 を 合 が職い L + 釈 権 が必 7 に 七 放 で あ要 お勾 条 さ 弁る と い留の す 被 れ護 て 状 る た 人疑 が第 を者 か精発 ど神せ項 合 付 に う はす 0 上らに るいかのれ規

② 第 兀

に 規 前十 定 項条 す \mathcal{O} る規 記 定略 録に 媒か 体か はわ 5 謄 ず 写 す 第 ることが 百 五 + 七 で 条 き \mathcal{O} な 兀 第 項

新 設

うことを 所 情 に を 考 対 慮 請 求 L す ることが 該 要 証 へ と 認 人 尋 8 で 間 きる。 るとき を次に 掲 は げ る あ 条 5 件 カコ に じ め、 ょ ŋ 裁

- ° B 用 V を に 百 証 尋 る 当 問 証 六 拠 は لح + 該 人 に に き 応じ 行 条 又 不 を 為 証 利 て 除 に 人 が 係は き L 益 た供 な るこ 刑 当 証 法 該 証 第 拠 述 人 れ 証 と 及びこ 百 人 \mathcal{O} S 尋 す 刑 \mathcal{O} 六 + 問 罪 ること 事 れ 事 に 九 に 条 件 係 お に る が \mathcal{O} に 7 基 罪 で お 事 てし づ き に 件 1 1 て な に 当 た て たる場 得 お 行 11 為 5 1
- 追 を 拒 を 第 受 む 百 こと け 兀 十 が 又 六 で は 条 き 有 \mathcal{O} な 罪 規 V判 定 ح کے ہ 決 に を受 か か け わ る 5 ず、 お そ れ 自 己 0 あ が る 刑 証 事 言 訴
- 2 げ 決 尋 る条件 を 間 受 5 判 す け れ 所 るおそ に る き は より 場 事 合 項 前 行う旨 を れ に 項 除 0) 証 \mathcal{O} き あ 請 人 る が \mathcal{O} 求 事 を 決 当 刑 受け 定をするも 該項 事 証 が 訴 含 た 追 人 ま لح 尋 を 問れ き 受 \mathcal{O} を な け は とす 同 1 項各号 又 そ と 明 は \mathcal{O} 5 有 証 罪 に カュ 人 判

新設

第

百

五.

+

七

条

 \mathcal{O}

検

官

は

人

が

刑

訴

を

受

け

罪

判

決を

Ś 察

おそ

ħ

 \mathcal{O} 証

あ

る

事

項 事

7

を

だと認め

る場 受け

合

で

あ

7

て、

該

事

に 0 追

0 V

** \

て 証

の言

証

言 拒 は

0 W 有

重

関

係

す

罪

0)

軽

重 当

及

び

情 項 に

状

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

2

判 ょ

所

ば

0)

請

求

を受

け

たとき

は、

そ

が

証

拒

W

で

1 前

な 項

と

認

め

5

れる場合又はそ

0) 0)

証 証 そ

れ

以

の 当 慮 要

該

証

人

前

条第

項

げ

条

ŋ 後

行

うことを

請 尋

求 間

す を

ることが

で

き 各 裁

る。号に

情

を考

". L 性

必

要と

認 る

 \otimes 犯

るとき

は、

判所

に対 掲

L る

す カュ 間 る 前 t 認 決 す 条 の第 \otimes を لح 受 5 す 項 事 れ け る 各 る る 項 号 場 お そ 合 証 掲 を n 人 げ 除 \mathcal{O} が る き あ 刑 条 る 事 件 そ 事 訴 に れ 項 追 以 が ょ ŋ 受 後 含 行 \mathcal{O} ま け 当 う n 旨 該 な 証 \mathcal{O} 決 人 尋 明 は 定 を問ら

第百五十七条の四(略

にる人に又の 、をむ次 とい百 限たかすは意相著 条のて五 りめらる相 見 当 第関 し の証た 互をとくに一 係犯七 採措 人めに聴認害お項 そ罪条 のの相きめさい及ののの る置 に状措手 るれてび他性五 とつ態置の被とる供第の質 がいをを状告きお述 事 でて認採態 人はそす項情証判 きは識るをと れ るにに人所 す こ 認 そ 検 が と 規と 識 の 察 あ き 定 る よのは 弁護人ど あき定り年 がす証官るはす、 で る人及と圧る証 `人 ががき とび認迫方人心を 出で るとの被めを法が身尋 き が間告る受に被の問 頭 なたで で人場けよ告状す L 又 合 精 ていだき る人態る よしな一はで神場の、場 るう い方弁あの合面被合 場に被よか護つ平を前告に 合す告うら人て穏含へ人お

)(略

第 場訟官て百 所関及尋五 係び問十 あ 人被す七 が告る条 証人場の 人又合六 をはに 同 尋弁お裁 問護い判 構 内 す人て所 るの は た意相 れ め見当次 にをとに 5 在聴認掲 \mathcal{O} 席きめげ 者 るる が す る裁 と者 在 席 場判きを 所官は証 す `人 る 以及 場 外び検と 所の訴察し

百五十七条の二(略

第

第

る置のの相きめさい次とい百 に状措 手 るれて条のて 五. と る供第関 つ態 置の被と を状告きお述一係犯 がいを て認採態人はそす項そ罪条 は識 る をと れ るにののの き す 認そ検が と規他性三 と識の察あき定の質 弁る こがす 護 証官るはす事 人とで る人及と圧る情証判 ががきことび認迫方に人所 との被めを法よのは 出で る が間告る受に 頭 き り年 で人場けよ なたで 齢 証 L ていだき 又合精る証、 人 よしな一はで神場人心を 11 う い方弁あの合が身尋 る 場に被よか護つ平を被の問 う 合 す告 ら人 て 穏含告状す にる 人に又の をむ人態る 。の 、場 限たかすは意相著 し一面被合 りめらる相見当 、の証た互をとくに前告に 採措人めに聴認害おへ人お

② (略

第 場訟官て百 所関及尋 Ŧ. 係び問 + 人被す が告る条 れ 証人場の b 人又合四 \mathcal{O} 者 をはに 尋弁お裁 が 在 問護い判 席 す人 て所 、は るの す る た意相 場 め見 当次 にをとに 所 在聴認揭 席きめ げ 同 る す る る裁 لح 者 \mathcal{O} 場判きを 構 内 所官は証 に 以及 人 限 外び検と るの訴察し

きる 相のと 手に同 方状のの \mathcal{O} によっ 態証構 を 人 内 相 を を て 互 在 1 う。 に席 認 さ 尋 問識せ次 す し 項 な映に ること が像お らと V が 通音 7 で 話 声 同 きる。 をすること じ。 \mathcal{O} 送受信 に あ がよ る でり ŧ)

5 略

識 せ所 告 る で 場 人 裁 判 な 映 あ 又 合 が 像 は で 所 0 5 7 弁 あは 音 通 裁 護 0 声 話 判 人 て 証 を \mathcal{O} 所 \mathcal{O} 人 す 送 を \mathcal{O} 意 相 Ś 受 規 見 当 尋 信 لح 則 を 問 と に で 聴 認 す が 定 る ょ き 8 で ŋ 8 る 場 き 相 لح る 合 同 る 手 t き に 方 \mathcal{O} \mathcal{O} 構 は お 法 状に 内 1 7 に 態 以 証 検 ょ を 人 外 察 を 官 相 に 0 次 て、 に 互 在 あ 及 る び 掲 に 席 さ 場 被げ 尋認

- 問 す す \mathcal{O} るこ ると 関 犯 罪 係 き と そ \mathcal{O} \mathcal{O} は 性 が 精 他 質 で 神 き \mathcal{O} る。 事 \mathcal{O} 証 平 情 人 穏 に \mathcal{O} を ょ 年 著 り 齢 L 証 心 害 身 さ が \mathcal{O} れ 同 状 る 態 お 構 そ 内 被 れ に 告 が 出 あ頭 لح

は若 と き 木 L 同 感さ < は 構 せ財 内 る 産 行 \mathcal{O} に 為 害 出 が を 頭 な 加 に さ え 伴 れ 又 う る は 移 お 証 動 そ に 人 れ を 際 L 畏 が あ 怖 ると さ 証 せ 認若 0 \Diamond L 身 < 体

る

لح

認

 \otimes

ると

き

あ 怖 法 る さ 身 が で 同 せ 体 特 証 若 定 若 認 人 構 さ \otimes \mathcal{O} 内 L ると < < れること 住 は は 居 \mathcal{O} 困 財 出 惑 産 勤 頭 さ に 務 後 害 せ ょ 先 \mathcal{O} る ŋ そ を 移 行 加 \mathcal{O} 動 為が え 証 他 15 又 そ 際 人 な は 若 \mathcal{O} L ż 通 尾 れる < 常 れ 行 5 は 所 そ お そ 0) 在 \mathcal{O} 者 そ \mathcal{O} す 他 る 親 れ を \mathcal{O} が畏族場方

兀 証 \mathcal{O} 他 が 遠 \mathcal{O} 事 隔 情 地 に に ょ 居 ŋ 住 L 同 構 \mathcal{O} 内 年 に 齢 出 頭 職 す 業 ること 健 康 状

> ŋ で き 相 る 手に 方のそ 法状の に態証 よを人 つ相を 互 在 て に席 尋 認 さ 問識せ す L 、ることが 映像と音 できる。 話 声 品をすること; の送受信に. がよ

\ = 略

新

設

項 に困 規難 定で す るる لح ょ る り

(2)

項

る

録声尋察思に判前 す を問官料つ所項前著 る 同及及すきは第 時びびる再 兀 とに供被場びそ号 が記述告合証のの で録並人で人証規 きすび又あと人定 る るにはつし がに そ弁て て後よ 方 供のる法認 との護 が状人証述刑場にめ で況の人を 事 合 き を意の求手を る記見同め続除証き も録を意らにく 人 の媒聴がれお 尋 に体きあるい一問 るこ てにを 限 る映そと と同お行 像のきが一いう 及証はあのて場 にび人 る事 合 記音の検と実裁へ

。像のきが一い

記音の検と実裁に

録声尋察思に判規

すを問官料つ所定

時びびる再

同及及すきはす

に供被場びそ方

録並人で人証に

すび又あと人よ

るにはつしがり

が状人証述刑尋

で況の人を事問

も録を意らにう

の媒聴がれお場

に体きあるい合

る _

る映そと

を意の求手を

記見同め続行

そ弁てて後証

供の人

てに

と同お

が記述告合証の法

及証はあのて前

る

事

(4)

② 第 百

に 規前八 略定項十 すの条 る規 記定へ 録に略 媒か 体か はわ ` 6 謄ず 写~ す第 る百 こ五 と十 が七 で条 きの な六 い第 兀 項

④ ② 第 三

と他し で 士のる る 司③百 き きの るは事引と 力は 法 が資旨裁由 きが警 基力並判に続で察略 十準申び官 ょ きき員 七額告にに り勾るは 自留 条以書裁対 旨 の上を判 L らをを第 で提 7 請告 官 弁 _ 第あ出に弁護求げ項 るし対護人さるの 項となし人をれに規 のきけ ての選 た当定 規はれ弁選任場たに 定 、ば護任 す 合 つよ 7 にあな人を るに n よららの請 こおは弁 りかな選求 という 護 す がて被人 じい 任 め旨 を る で 貧疑を `及請 こき困者選 一弁び求となそに任 条護そすがいの対す

(3)

にび

る

لح

で き

る

人

との護

き

る

限

② 第 に 百 (規前八 略定項十 すの条 る規 記定(録に略 媒か 体か はわ ````````````````````````````` 謄ず 写(す第 る 百 五 と十 が七 で条 きの な四 い第

(3)

 \equiv

④ ② 第 司③百

が資旨裁由きが件 基力並判に続でに 準申び ょ 官 き き 2 法 り 額告にに 勾 る 1 裁対 自 留 旨 て察略 以 書 上を判 5 を を l 第員 で提官て弁請告一 は あ出に弁護求げ項 るの第 し対護人さ なし人をれに規 きけての選た当定 + はれ弁選任場 たに t ば護任 す 合 つよ 条 るに 7 あな人を り \mathcal{O} ららの請 こおは弁 求と かな選 V 護 第 じい任 す がて被 人 め旨をるで 貧疑を項 及請 き困 者 選 に 弁び求 となそに任規 そ すがいの対す 定 士のる で لح 他 L る す 会資にき きの る (力はるは事引と

項

な人の けの二 れ選第 ば任 なの項 ら申の な出申 いを出 。しを て す いべ なき け弁 れ護 ば士 な会 らを ない いう 旨 $\overline{}$ を 教に 示 弁 し護

③ ② 第

れ選第一力はるは事引と ば任一第が資旨裁由きが検へ なの項 三基力並判に 続 で ら申の十準申び官 よきき官 な出申七額告にに 勾るは り いを出条以書 裁対自留旨 L を \mathcal{O} 上を判 L 5 を を す 三で提官 て弁請告一 て いべ第あ出に弁護求げ項 き る し対護 な 人 さるの 弁項とな し人をれに規 け れ護のきけ ての選た当定 ば士規はれ弁選任場たに な会定 ば護任す合つよ らをにあな人をるにてり ないよららの請 こおは弁 う りかな選求とい 旨 第 じい任すがて被人 三め旨をるで貧疑を を 教に十 \sum_{i} 及請 き 困 者 選 示弁一弁び求となそに任 し護条護そすがいの対す な人の士のるでと他しる けの二会資にききの

③ ② 第

(5)

略

ば任一第

なの項三

ら申の十

な出申七

いを出条

しをの

てす三

いべ第

け弁項

れ護の

ば士規

な会定

らをに

ないよ

教に十

示 弁 一

し護条

ŋ

いう。

旨 $\overline{}$

を

なき

百 兀

ら申の十準申び官 き 2 ⑤な出申七額告にに り 勾るい 旨て察略 を出条以書裁対自留 上を判 をの L 5 を を第官 L て す 三で提官 て弁請告一は いべ第 あ出に弁護求げ項 き な る し 対 護 人さるの第 弁項と なし 人をれに規三 れ護のきけ ての選 た当定十 ば士規はれ弁選任場たに七 な会定 ば護任す合 つよ条 をに あな人をるに て 5 りの ないよららの請 おは弁 うりかな選求とい 護第 第じい任すがて被人一 旨 $\overline{}$ る を 三 め旨を で貧 疑を項 教に十 及請 $\sum_{}$ き困者選 示弁一弁び求となそに任規 護 条 護 そすがいの対す L 定 人の士のる と他 な で しる す 二会資にき けの き \mathcal{O} る は事引と事 れ選第一力はる ば任一第が資旨裁由きが件 なの項三基力並判に続

4

(4)

(5)

略

削(

る ④ 百

略

五

条

⑤ ② 第 (略

五

項前④百 に 条 条 規 定 \mathcal{O} す 規 項 定 る に 事 規 件 ょ 定 ŋ 以 は 同 項 \mathcal{O} に 事 件 規 官 に 定 が す 0 る 事 7 件 逮 捕 に 七 0 さ 条 n \mathcal{O} て 送 第 第

な人の けの二 れ選第

をと件 る選がを前百 疑 こ任 で 告項七 と き 者 す げの条 にが る る る裁 こ旨際判 弁 で لح 護 き 及に官 人 る がび 、は 旨 が で貧被 をき困 あ 疑勾 告なそ者留 る げいのにを لح と他対請 き な はけ きのし求 れは事 さ こば弁由弁れ のな護に護た 限 5 人 よ人被 ŋ なの り を疑 で い選 自選者 任 ら任に な いた を弁す被 だ請護 る 疑 し求人こ事

3 ((5)

② 第 に 規前百 定項七 すの十 る規条 記定 録に 媒か略 体か はわ 5 謄ず 写 す第 がること が七 で条 きの な六 い第 兀 項

第

さ弁はをにを告人 受規採人尋百 せ護 人弁け 定 る の問八 場 の護充 す に十 面 と意人分 る合 前被 が見がな方 並 告条 を立供法 び 第 人の き聴ち述に に 百が二 き 会 、つ る を よ第 五立 0 す る ち裁 百 +こそて る場五 七会判 合 OV: 十 条 つ所 場証る と を 七 たは \mathcal{O} 人場が含条 五 場 にの合 で 第合 むの 公 き は供に 六 に 判 $\overline{}$ 述限な 第 項お期 供中りいに にい日 とお項 述 被 規 て外 終告検認い及 に 定 察 \Diamond 7 び 証お す を官るは第 る人け 被退及と圧 措がる 告席びき迫項置被証

> 疑 致 を に 与 れ 弁 被 護 る 場 疑 人 が 合 あ に る 対 لح き 7 は れ を 項 準 \mathcal{O} \mathcal{O} 用 限 規 り す る。 で な ょ た ŋ 弁 解 L 0 機 被

第

2

と件 いが旨で貧る ⑤ あをき困事 がを前百 る告なそ 件 で 告項七 とげいのに き げの条 略きな と他つ る る裁 はけき 旨 際 判 OV) れは事 7 をに官 こば弁由勾 告 は のな護に げ 被 留 限 ら人 ょ を 疑勾 なの り り 者 請 第 留 でい選 自 求 に を な 任 5 さ + 対 請 いたを弁れ 七 し求 だ請護 た さ 条 し求人被 \mathcal{O} 弁れ す を疑 護た る選者 被 第 人被 こ任にとす対 疑 を疑 者 選者 項 にがる L に 任に 弁で て 規 す 被 きる とは 護 定 る が す

(3)

② 第 に 規前百 定項七 すの十 る規条 記定 録にへ 媒か略 体か はわ 5 ず 謄 写 す第 百五十 が七 で条 きの な四 11 第

第 でを立供法 を告人 人尋百 き聴ち述に採 を ょ る の問 き会 八 0 す る 場 + 面 に 7 る場合 前被一 OV) 合 及 告条 場証る لح をび 第人 \mathcal{O} 人 場が含第 百が でむ にの 合 <u>\</u> 百 五. は供にき 五. 十ち裁 述限な + 七会判 りいに 供中 七 つ所 条 とお条 述 被 た \mathcal{O} は 場 検認いの 終告 めて 第合公 人察 兀 了 るは第 を 官 に判 被退及 と圧 項お期 びき迫項にい日 告席 さ弁はをに規 て 人 外 せ護 受規定 に る 人 弁け定 す証お 護 充 す る \mathcal{O} 人け と意人分る措 \mathcal{O} がる 要が見がな方置被証

与 人 えに な証 け言 れの ば要 な旨 らを な告 い知 そ 0) 証 人 を 尋 間 す る 機 会 を

九 十二条 0) 略

⑥ ② 第 (略

りに十 ⑨よ七第⑤百 る条百 意の五 略見六十 の第 七 陳 一 条 述 項 \mathcal{O} に及 几 つび い第第 て 百 準 項 五 用の十 す規七 る定条 はの 五. 第並 び 項に の第 規百 定五

 \bigcirc

は、 八が で \mathcal{O} 被 又 1 る 1 な 取 を 告 てこ 百 開 た は る 条 び て で 百 取 第 め、 そ 請 き 調 そ 始 1 調 人 同 五. 第 被 第 に \mathcal{O} 0 疑 ベ 求 \mathbb{C} れ 条 疑 る 条 カ 百 を 状 5 当 承 \mathcal{O} 不 5 第百 者 項 書 \mathcal{O} 終 認 た + 請 況 該 が 請 利 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 面 求 を 了 書 が あ 求 場 益 \bigcirc 規 項条 取 規 で ること 合 弁 定 調 条 第 任 な 第 定 面 に あ 次 第二 に 関 兀 至 が 意 に 事 解 を 第 な 0 に て る し、 準 掲 項 作 お 項 に ょ け 実 \mathcal{O} ま さ を れ \mathcal{O} 成 \mathcal{O} 機用 限 る 項 げ 1 百 さ そ 会に ば 規 で れ 理 て 承 す +第 る 取 当 \mathcal{O} る た 調 定 由 認 る 該 事 な \mathcal{O} れ \mathcal{O} 規 とし 第 5 に 間 た ŧ 承 被 を 際 場 条 百 事 定 件 告 認 内 な ょ 取 \mathcal{O} 合 及 兀 件 に に L に を り お 調 で 7 が 人 容 て び 条 項 逮 に ょ 0 作含 第第 記 け べ 異 任 又 لح に捕 ŋ あ 0 1 意は る 又 る す た 録 議 成む お 又 証 7 こと に る だ 被 は を 弁 さ 百頃い は 7 拠 は L 述 告 た 弁 さ 護 ŧ 若 L れ 第 十 7 勾 \mathcal{O} と を 記 解 ベ れ 六 す 人 \mathcal{O} 留 第 L 同 検 た < たが \mathcal{O} か項 条 同 録 \mathcal{O} \mathcal{O} 証 じ さ 百 る 察 と 媒供 機 に れ 項 明 b 取 \sim に は 九 官 きのそ調 、お 各体述会す

> 5 を な告 い知 L そ 0 証 人 を 尋 問 す る 機 会 を 与 え な け れ

> > ば

な旨

第 百 九 十二条 0) 略

6 2 (略

〉 陳 七 9 述条第5 にの 百 つ四五い第十 て _ 七 準項条 用のの す規 る定 は第 百 第五 + 項七 の条 規の 定 に及 よび る第 意 百 見 五

の十

7 略

新

設

(4) 2 3 弁 媒 三 よつて当 す ば 記 条 第 る。 容 益 解 以 録 ること 護 項 + の 司 に る 短 事 第 な 同 体 前 検 あ とす な事 が 外 察 死 人 0 八 5 項 \mathcal{O} 前 V 期件刑 第二 が 機 条 0 な 取 官 法 係 て ず 百 項 に 行 <u>二</u> 十 を るも 会に 規定 警 者 項 調 号 る 実 第 ر \ د 故 \mathcal{O} が 又 わ れ 察 理 そ 0) 百 \mathcal{O} 規 前に 事 意 年 は 記 \mathcal{O} れ カコ 定 際 兀 掲 兀 供 規 件の に 由 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 承 項 す を 項 以 無 録 な 条第 認 定 条 該当 を 0) 述 は る 請 \mathcal{O} げ 上 期 媒 カュ 承 L が 犯 てさ 規 を内 書 規 認 証 で に 第 求 る 送 罪 0) 0) 体 つたことそ て 拠 定 t 懲 す が あ ょ 致 有 第 定 行 が 面 役 異 任 لح 容とするも れ 項 り 項 期 ることに に \mathcal{O} な に \mathcal{O} L 為 存 0 若 若 意に 議 す た ょ に 違 を て 証 項 取 1 又 に \mathcal{O} 在 被 懲 ることに る 拠 調 と 除 は を な 各 ょ L しくは 反 L され 告 とす 取 < 述 当 1 号 ベ き L < 送 ŋ 役 な \mathcal{O} 調 他 ょ は 付 該 被 人 て \mathcal{O} て 又 に は 11 た 場 たも 第二 とき 禁 \mathcal{O} 準 は ŋ \mathcal{O} 事 ること 掲 請 同 L 害 P 関 供 件 用 同 に 又 求 裁 項 た 者 禁 錮 む げ Ļ 限 を に を \mathcal{O} 述百 は に す る 判 に 事 を 錮 は 項 でな 第二 却所とは 得 る。 が る 事 件 死 当 Ŧī. 規 に \mathcal{O} 被 条第 亡 当 た 規 第三 被告 件 で 以 な 1 定 きる被 た 告 百 さ る 定 て す 外 \mathcal{O} 1 を 人に \mathcal{O} 罪 を 疑 百 な 決 る 0) せ る 限 事 に 人 0 たも そ 項 罪 又 条 ょ 準 第 け 事 に 情 11 1 定 記 り

で録

件

で

係

る

官

又は

検

務

官

は

第

項

各

撂

げ

る

事

件

は

の不の第

一同 第二 取 びす を さ 又か 解れ 条 又 者 除 が 致 < な 様と 含 ŋ る 第 さ れ は 録 5 は を 察 現 同 \mathcal{O} 百 け 場 被 第 記 む 調 7 第 画 機 \mathcal{O} 員 に れ 項 す 項 疑 捜 録 + ベ れ 合 会規 百 が 又 第 1 を る。 ると に る 号 ば 同を を 定 者 九 に 送 査 は 一号に \mathcal{O} 第 に 対 条 被 時 除 与を +送 必 に な 9 致 L 八 に て 要 規 及 き 疑 掲 5 き え 準 11 L 付 者 る な 定 び 又 げ な 行 用 百 条 て 又 さ 掲 L 1 と 第 は ること げ 機 第 は を る う 被 す +第 れ に る 器 事 方 疑 き る 送 て ょ 被 第 逮 り 疑 件 法 者 場 百項捕 付 事 \mathcal{O} 百 百 司 は 条 11 故 弁 法 合 及 四の そ る 件 +者 九 に に \mathcal{O} 若 す しく ŧ 障 解 六 警 ょ 供次を び 条 規 に + ること 0 0 0) 条 う そ \mathcal{O} 対 八 1 察 ŋ 述 \mathcal{O} 含 第 第定 他 \mathcal{O} に Ĺ 5 条 各む。 で 職 記 機 及 は \mathcal{O} \mathcal{O} に て 会を が 第 録び 項 事 他 お 第 員 号 百 ょ 勾 あ 逮 が 媒 そ \mathcal{O} 若り 留 見 情 関 \mathcal{O} 1 + 0 L 与 さ込 て B 項捕 体 六 取 連 7 百 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} に 条に えるとき 準 三 状 ず 規 < す \mathcal{O} 若 第 に り れ ま 照 む 調 る 用 条 記 定 て を 規 L 況 れ は れ 5 司 第 < 得 す 定 項 録 に お 第 べ る L 法 事 を カュ 1 る る t 第 に る て 件 な に は L 録 ょ 1 てこ とき 場 7 音 該り 百 被の 司 1 項 ょ 勾 察 が 留号お及当弁 事 五. ŋ

ること

きな

 \Diamond

ょ

り、 疑

記 が

録

を 録

L を を

た

5

被疑者

が 他 な

十

分な 被

供 者

述

を

被

者

拒

W

だことそ

 \mathcal{O} き

疑 き

 \bigcirc

言

す動

のい

記記

ょ

り、

録

す

ること

が

で

لح

定

ょ る 該

ŋ

県

公

安 年 員 認 な

委 係

 \mathcal{O}

指

定

受

け 第

た

暴

力 \mathcal{O} 等

き団規に

成

員

に 都 律 件 で

ょ 道

る 府 平 暴

犯

罪

に

る 員

ŧ 会 第 る

で

あ

る を

لح

認

 \otimes

ると

す

法

成 力

法 に

律

七 不

+

七 な

号)

条

事 が

が

寸 لح

ょ る ば

当

行

為

 \mathcal{O}

防

止

兀 ら他 す 言 \mathcal{O} に る 事 L に 動 ょ さ情 لح り は 被 に は れ が 困 財 た 照 疑 掲 場 げ で 惑 産 者 記 き 合 が 録 さ る 害 な を せ に そ t る を 11 は 被 \mathcal{O} \mathcal{O} と た 行 加 被 疑 構 0 認 な え 疑 者 為 成 ほ \Diamond 6 が 又 者 員 \mathcal{O} か なは ば 若 る 供 で لح 被 さ 述 あ 犯 し き < 疑 れ れ 及 る 罪 《者 る b はび 寸 お \mathcal{O} そ そ が 体 性 +そ 者 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 親状 を 性 分 れ が畏族況 な 格 供 あ怖のが そ 係 述るお身明の者

終告検 とお項規て三 定、 人察 認い及 了 百 後 を官 めてび す証四 \mathcal{O} 証被退及 るは第 る人条 人告廷び と圧二 措がの を人さ弁き迫項置被二 をせ護はをにを告 尋 問 入る人 受規採人裁 す廷 この弁け定るの判 るさと 意護充す場 面所 機 せが見人分る合前は 会 でをがな方並 をこき聴出供法び 第証 与れる き頭述にに 百 人 えに よ第 L を を Ŧī. な証こそて す る百 + 尋 け言ののいる場五 問 七 れの場証る 合 十 条す ば要合人場とを七 のる な旨にの合が含条五 場 らをは供にでむの 第合 。六 な告 述限き に い知供中りなし 第 項お 。し述被 いに一にい

尋をせ護はをに規て 問入る人 受規定 す廷 の弁け定す証四 さと意護充する人条 る 機 せが見人分る措がの をがな方置被二 会 で \sum_{i} を き聴出供法を告 与れるき頭述に採人裁 えに を よるの判 L な証こそて す る場面所 け 言ののいる場合前は れの場証る こ合及 ば 要 合 人場とをび 第証 な旨にの 合が含第 人 百 らをは供に でむ百 五を な告 述限き 五. + 尋 い知供中り な 問 七 いに七 し述 被 条 す 終 告 検 とお条 \mathcal{O} る そ了 人察認いの 場 の後を官めて四 第合 証被退及るは第 に 人告廷びと圧一 項お を人さ弁き迫項にい

第

第 三 五 条 略

5

告生第の すニー第④百 又る項部 百 はもの と五 弁の規 さ十略 と定れ七 護 人すにた条 のるよ調の る書六 意 見た朗の第 をだ読取四 聴しに調項 、代べの 裁えに規 相判てつ定 、いに 当長 とは当てよ 該はり 認 め検記 ` 記 る 察録第録 官媒一媒 き及体項体 はびを又が `被再はそ

5 2 第 \subseteq 五 条

告生第の 人す 一第4百 又る項部百 もの と五 弁の規さ十略 護 と定れ七 人すにた条 のるよ調の る書四 意 見た朗の第 をだ読取 聴 しに調項 `代べの 裁えに規 つ定 相判て 当 長 いに とは当てよ `該はり 認 め検記 記 る 察 録 第 録 と官媒 一媒 き及体項体 はびを又が 被再はそ

れ調求当 告にた記 記者録 録 さ陪体 は記前とれ席の 録項がたの再 き 述判に るの官代 内若え 容し 7 をく 告は当 げ裁該 さ判調 せ所書 書の 又 記 取 は官調 自にべ ら当を こ該請

(6) と項 聴認に裁を書し該 き め規判 る定所げ 第 لح す はる きる 百 五 +七検媒ので供裁生 条 察 体 規 の官を定 五及再に にび生 ょ 規被す 1) 定告る第 す 人場 百 る又合五 措はに十 置弁お七 を護い条 採人ての るの 、六 こ意必第 と見要四

一拠押そ三 と印の百 の者二 き る あの十 る る供 も述条 き 取告 る次し人 にた以 掲書外 げ面の るで者 場供が 合述作 に者成 限のし り署た `名供 こ若述 れし書 をく又 証はは 第

た < るい精述項 لح は _ る神 をに 裁す とた若録規判 き 公 判がめし取定官 期 で公くし す のと 日き判はたる面がのを にな準身書方前では録被 おい備体面法 いと 若のにに 第 きし故つよ百 て 前 く障いる五 て場十 の又は 供は公所は合 七 述供判在 を条 لح 述期不そ含 \mathcal{O} 異者日明のむ六 ながに若供 第 つ公おし述 _ た判いく者に項 供準てはがお及 述備供国死けび を若述外亡る 第 ししすに 供二

、て 反は公所は検 察 す公判在 不そ官 明のの か準 日 若備に若供面 し若おし述前 L いく者に はく てはがお 実は供国死け 質公述外 亡る 供 的判すに に期るい精述 る 異 日 神を にとた若録 な おがめ し取 9 たいで くし 供てき判はた 述前な準身書 のい備体面 し供と若のに た述きし故つ لح لح く障い

> れ調求当 書し該 告 にた記 記者録 る 録 、媒 さ陪体 は記前とれ席の 録項がたの再 で供裁生 き述判に 官を定るの官代 内若え 容 し 7 を 告は当 げ裁該 さ判調 せ所書 書の 又 記 取 は官調 自に ベ ら当を こ該請

がをと項 で 聴認に裁を き きめ規判 る。第五 る 定所げ لح すは き る 百 五 + 七検媒の 条 察 体 規 \mathcal{O} 三 及再に にび生 ょ 規被す 1) 定告る第 す 人場 百 る又合五 措はに十 置弁お七 を護い条 採人 ての 兀 \mathcal{O} る 意必第 と見要

(6)

一拠押そ三 と印の百 の者二 あの十 る供一 も述条 のを 前では録被 き 取告 る次し人 にた以 掲 書 外 げ 面の るで者 場供が 合 述 作 に者成 限のし り署た 名 供 こ若述 れし 書 をく又 証はは

き 判はたる 日 にな準身書方裁す おい備体面法判る いと若のにに官 し故つよのと 7 き く障いる 前 面が の又は て場 供は公所は合 述供判在 を第 と述期不そ含百 異者日明のむ五 がに若供 + 9 た公おし述 七 供判いく者に条 述準てはがおの を備供国死け四 し若述外亡 る第 た L す に 供 とく るい精述項 きはこ る神を に とた若録規 公 判がめし取定 期で公くしす

相又は 7 反は公所は検 す公判在 察 る判期不そ官 か 進 日明のの 若備に若供面 若お し述前 < いく者に はく てはがお 実は供国死け 質公述外亡る 的判 すに 供 に期るい精述 異日 る神を にと た若録 9 おが \aleph し取 供いで 公 くし 述て き 判 はた を前な準身書 \mathcal{O} い備体面 と若 た供 のに と述きし故つ ہا く 障 い

に 前限も る 前 た のだ 供 L 述 を公 信判 用準 す備 ベ又 きは 特公 別判 の期 情日 況に のお 存け する る供 と述 きよ

前

述

の但

供し

を公

信判

用準

す備

ベ又

きは

特公

別判

の期

情日

況に

のお

存け

する る供

と述

きよ

にり

限も

もだ 否 す国 \mathcal{O} る 外 が \mathcal{O} L ۲ で 証 に 死 لح 뭉 あ そ 明 11 のに がる る に 供 欠 لح で た精掲 < ک き 述 き め神げ に が ず 公若 る لح 限特 圳 L 書 るにがか準 く面 信で つ備は以 用き 又 身 外 すなそは体の べいの公の書 き も供判故面 情の述期 障に 況でが日 0 のあ犯に所い 下る 罪お在て にと 事い不は き実て明。の供又供 さ n たた存述は述

5 4 略

第

り で の定手期三 L て調 き前状す 続日百 ベ る 条況る にに二 間 た 第 を 方おお十 ۲ 記 法 す 後 いけー る る条 の項録に T 機 訴場の L よ第 手の 会 訟合規た ŋ 続 二 百 を関に定記さ 五. 以 与係おに録れ十 外 被 え 人いか媒た の告 七 に な てか体証条 刑事 わが人の け 対 事件 ħ L 裁 らその六 手の 判 ず の尋第 ば 続 公 そ所 な 一問 又 判 のは証部 5 及項 は準 な 供 拠 لح 又 び 他備 さ供は い述 そと の若 のすれ述第 者 事し 調 件く を るた並 _ 調び項のは 証書 人をと 書にに刑公 と取がはそ規事判

略

第 兀 章 意 証 拠 収 集 等 0 協 力 及 び 訴 追 に 関 す る

節 合 意 及 75 協 議 \mathcal{O} 手

疑 者 百 又 五 は +被 条 告 \mathcal{O} が 特 検 察 定 犯 官 罪 は 係 特 る 定 他 犯 罪 人 \mathcal{O} に 刑 係 事 る 事 事 件 件 0 被

> 2 ((4) O 略 る

で

لح

き

にが

限特

るにと

す

情

 \mathcal{O}

に

さ لح

れき

用で

べな

き

況の述

る

し否

の明

述 欠

供にが

<

 \sum_{i} ず

あそ証

のる

こと

き

す国

外が前

い亡号

め神げ

る

し書

は以

又 身 外

期障に

、つ

そは体の

罪お在て

事い不は

実て明

た。の供又供

も但存述は述

に死

でた精掲

公 若

判

信が且準く面

きいの公の書

下あ犯に所い

も供判故面

2 備

でが日

る

第 の項録に手期三 る ょ 続日百 ③ 機 訴 場 の L \equiv 訟合規た 会 り に に 関に定 さおお十 を 記 与係おに録れ いけー え人いか媒たて る条 なに てか体証第 手 の わが人百続二 け 対 ħ L 裁 らその五 以 ば 判 ずの尋 + 外 被 、一問七 な そ所 の告 のは証部及条 刑事 供 拠 لح びの 事件 さ供四 述 そと 手の 者 すれ述第 \mathcal{O} 続 公 る を 調 た並 又 判 証 書 調び項は準 <u>ک</u> 書にに他備 人を と取が は そ規の若 n で の定事 L し て 調 き前状す件く ベ る 況 条 る 尋 \mathcal{O} は 問た 第を方刑 公 す後 $\sum_{}$ 一記法事判

2 略

新 設

新 設

二号に ことが は二 被 疑 ハロイ 者 疑 以 = 口 係 証 1 必 単 者又 次 第 に 要と と 。 特 これ 以 を拠 又 上 に 述 員の す 拠 証 掲 特 す \mathcal{O} を 規 で は 上 る 特公公 検 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} に掲げる行為っること(イア を維持、 きる。 した 説 説 べ 定 訴を取り消すこと。訴を提起しないこと 察 は 定 定 定 百 掲 認 他 掲げる行 収 すること。 被 \mathcal{O} 犯 重 第 九十八条笠地げる行為 によ 集に 官 0) \mathcal{O} \mathcal{O} 告 同被 \Diamond 罪 要 人 るときの関連 . 号 に 訴 訴 告 号に 人 0) 訴 性 対すること。 関検し察 て 尋 る検 因 に 為をす \mathcal{O} 人 刑 因 岩岩 際 |若しく 揭 が 掲 当 し、 事 関 は性 当 及 び 証 問 第 該 係 げ 事 しく 事 し 察 げ る 該 行 他 る行 件 ること いこと。 務 を受ける場 7 官 事 \mathcal{O} す は は 口 真 件 程 る 拠 官 項 被 とい (疑者又 に 為 度そ 犯 罰 罰 又 実 又 人 為 \mathcal{O} 検 に をし、 察 を \mathcal{O} 罪 をすることに 条 条 ょ 掲 提 は \mathcal{O} は 0 . う。 ŋ げ 事 第 内 刑 \mathcal{O} 供 \mathcal{O} 司 \mathcal{O} 出 V るも 合 容 軽 0) 追 事 は 公 そ 法 述 務 て 他 訴 か 事 被 変 加 \mathcal{O} 警 に を 官 と \mathcal{O} 重 百 0 す 告 更 お す 又 件 につい 若 を 他 察 つ、 事 及 又 を 除 十三 を 提 ること。 は る は に 人 情 U L \mathcal{O} 職 **(**) との < 情 ょ 員 て を考 司 請 起 合 必 検 0 · 真 実 以 要な 察 状 て 求 は に 法 条 意 ŋ L ζ) 得 をす 慮し て す 撤 ょ 第 上 官 間 るこ 協 る で、 又 \mathcal{O} が 5 口 又 \mathcal{O} 察 又 は 力 供 職項 る第被 は

ホ

第二百

九

十三条第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る意見

陳

述

をに お 陳 述 すること。 て 被 告 人 特 定 0 刑 を 科 す べ き 旨 0 意 見

前トヘ 即 略 決 裁 判 手 続 \mathcal{O} 申 八 て をすること。

死 刑 を 又 は 項 E 1 う無規。期定 す \mathcal{O} る 懲 役 若 特 L 定 < 犯 罪 は 禁 とは、 錮 に . 当 た 次 るも に 掲 げる \mathcal{O} を 除 罪

2

式

命

令

 \mathcal{O}

請

求

を

す

ること。

六 \mathcal{O} 係 又 法 十 百 同第 兀 五. 兀 る は 第 法 百 刑 + ま ŧ 同百 第 法 条 五. 百十 ま 第 条 で 条 \mathcal{O} 法 五 まで に で 第 + \bigcirc 五. 五. 九 限 \mathcal{O} 第 五 百 五. + 条 + る。 罪 若 ま 百 条 七 六 五. \mathcal{O} 条 罪 条 九 で + 0) L 罪 < + 七 \mathcal{O} か 第 は第二百五十二条から 又 条 罪 同 5 条、 は 第同 条 第 百 九 同 条 同の 九 第二 + 法 項 \mathcal{O} 法 例 + 若 第 第 七 例 に 六 百 条 百 に 百 ょ 条 L < 兀 カュ Ŧī. ょ n 0 五. 5 はり + 十 + 処 六 第百 第二 ま 六 九 処 八 断 で 条 断 条 条 す 第二 カュ 九 カュ 項 す 若 \mathcal{O} 5 + き 5 罪 \mathcal{O} L < 百 第 罪 き 七 罪 第 百 に罪 五.

る 法 組 罰 掲 に 的 法 げ 係 兀 犯 る る 罪 号 律 織 第十条若しくは 罪 ま 同 処 的 に 条 で、 罰 平な 係る同 法 成犯 \mathcal{O} 第十 罪 罪 +لح \mathcal{O} -三号若 条 同 年 処 7 う。 第 \mathcal{O} 項 法 罰 第十 罪 +律 及 0 L 第 び 条の罪 ·三号若、 くは第一 第三条 百三 犯 罪 + 収 + 又 L 第 六 益 < 匹 号 は \mathcal{O} 号に 組 は 項 規 第十二 第 織 以 制 掲 的 等 下 げ 号 兀 犯 に - 号 る 罪 組 カュ 関 処 に罪 ら織す

昭 私 前二 和 的 和 独 占 + 号に掲 二十三年法 0) 年 禁 げるも 法 止 及 び 律 律第二十 第 公 五. 0) + 0) 正 兀 取 ほ 号) 五 引 か 号) \mathcal{O} 又 確 租 0) は 保 税 罪 金 に に そ 関 融 関 0 商 す す 品 る る 他 法 \mathcal{O} 取 法 財 引律 律、

三

			3																						
るる	掲	項	(五																	兀	
。た		第	第	号	三	罪					チ		1	\sim		ホ		=		ハ	口		1		経
8	る	_	_	に	三号	又	刑	律	神	助		六			$\overline{}$		+		_			_		次	済
必	行	号	項	掲	ま	は	法	第	薬	長	玉	号	銃	あ		武	兀	麻	号	覚	大	号	爆	に	関
要	為	に	\mathcal{O}	げ	で	組	第	九	取	す	際	$\overline{}$	砲	^		器 等	号	薬	\smile	せ	麻	\smile	発	掲	係
な	に	掲	合	る	に	織	百	十	締	る	的		刀	λ		等		及		γ.,	取		物	げ	犯
要な事項をそ	付法	げっ	意	罪か	掲げ	的	三条	四 号	法	行	なか		剣	法		製		び		削服	締		取碎	る	罪
児 お	随す	る行	には	を 本	げる	犯罪	采、	7	等の	為等	協力		類所	昭昭		造法		向精		取 締	法		締罰	法律	<u>ک</u>
と	9 る	1) 為	14	犯	る者	非処	第	l	特	ずの	りの		持	和				神		法	昭昭		則	1 + の	して
0	事	又	被	の	に	罰	石百		例	防	下		等	十 一 一		(昭		薬			和		(1)	罪	
内	項	は	疑	罪	係	法	四四		等	止	に		取	+		和		取		昭昭	_		明	21	令
容	項そ	検	者	٤	る	第	条		に	を	規		締	九		_		締		和	+		治		で
لح	\mathcal{O}	察	若	とす	同	七	若		関	义	制		法	年		<u>-</u> 十		法		_	三		+		定め
L	他	官	L	る	条	条	L		す	る	薬		$\overline{}$	法		八		$\overline{}$		二 十	年		七		\emptyset
7	0	が	<	ŧ	\mathcal{O}	第	<		る	た	物		昭	律		年		昭		六	法		年		るも
含	合	す	は	\mathcal{O}	罪	_	は		法	め	に		和	第		法		和		年	律		太		ŧ
め	意	る	被	に	$\widehat{}$	項	第一		律	\mathcal{O}	係		三十	七		律		<u>_</u>		法	第一		政		\mathcal{O}
る	0	同	告	限))	第	百		平	麻	る て		+	+		第一		+		律	百一		官力		
	目	項第	人ぶ	る。	ず	一口	五夕		半	薬	不工		三年	一口		百		八左		第一			布生		
内容として含めることが	的如	用 二	がオ	$\overline{}$	れ	号かれ	条の		成三	及び	正行		年法	号)		四十		年		二百	+		告劵		
かで		一号	する	l	も 前	から	<u>-</u>		二年	び 向	行為		在 律	l		五		法律		五	四 号		男		
き		っに	同の		各	第	<u>ー</u> の		十法	精	何を		争第			<u>ル</u> 号		争第		+	7		第三十		

第三百五十条の六 検察官は、司法警察員が送致し若し	③ 前項の規定は、被疑者又は被告人が当該協議においてした行為が刑法第百三条、第百四条若しくは第百号に掲げる者に係る同条の罪に当たる場合において、これらの罪と関語の開発をしてした行為が刑法第百三条、第百四条若しくは第百七合において、これを証拠とすることができない。	三百五十条の二第一項の合意が成立疑者又は被告人が前条の協議におい条第二項の規定を準用する。	者又は被告人に対百五十条の五前	弁護人のみとの間で行うことができる。被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を弁護人との間で行うものとする。ただし、被疑者又は弁護人との間で行うものとする。ただし、被疑者又は第三百五十条の四 第三百五十条の二第一項の合意をす	してするものとする。
(新設)			(新 設)	(新 設)	新設)

司 認 条 は 法 送 警 \mathcal{O} 8 察 付 兀 る 員 0) 事 L 件に と 協 た 議 事 協 を行 つい 件 議 又 L は て お うとす け 司 法 そ れ ば の被 警 ならな 察 るとき 疑 員 者 が 現 1 は と 0) 間 捜 あ で 査 5 L 第 か て じ 百 1 る 五.

2 こと を 検 を 述 た \mathcal{O} 事 す を 司 め 他 事 検 ることができる。 を 求 件 官 計 法 必 \mathcal{O} 察 に 提 警 事 官 が 法 8 要 は、 警 ح 案 察 第 ること 情 **つ** す 察 員 認 を 1 る 考 員 第三 百 に 8 て さ そ 慮 同 は るとき 司 五. 百 項 法 + せ \mathcal{O} L て 警 五な 第 検 ること 条 他 察 察 + \mathcal{O} \mathcal{O} は 員 号 当 当 官 条 に が 第 が 該 前 該 \mathcal{O} 0) 協 現に 掲 個 で 条 他 兀 き 議 第 別 \mathcal{O} げ 項 人 協 る。 る に 捜 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 査 議 行 合 授 お 項 刑 し に 為 権 け \bigcirc 事 意 る 規 事 て 0 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 係 件 る 場 定 内 内 範 必 1 容 囲 合 要 に ることそ 他 容 \mathcal{O} 一内で、 な行 とす ょ に 捜 0) 人 ŋ 提 な \mathcal{O} 査 供 \mathcal{O}

第二節 公判手続の特例

第

滯 合 被 前 は 百 意に き 告 ħ なく 整 下 五. 百 ŧ, 第二 ば 人 理 + 五. 手 لح 合 係 な 条 +る被 らない。 意 続 百 0) 同 \mathcal{O} 条 証 内 様 間 拠 に 九 \bigcirc لح で 容 + として 付 疑 第 七 っ する。 書 さ 者 第三百 条 被 れ 項 面 0) 検 第三 告 0 た場合に 察 事 \mathcal{O} لح 合 官 事 手 件 五. + 件に 百 1 続 に 意 は 条 う。 五. が が 0 ある場 あ 終わ 0) 0 + 1 被 二第 · 条 疑 つて て て、 0) 0) 者 0 公 \equiv 合に た 取 は 訴 と 項 第 調 後 を 公 0 その 0) 訴 提お ベ 間 事 合 を 起 \mathcal{O} 項 V で 意をし 提 請 時 件 L \mathcal{O} L て 書 たと 後) 起 求 が た L 後 面 公 当 第 た にな 判

2

前

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

り

意

内

容

書

面

取

調

べ

請

求

す

る

合

お

て

該

合合

意

0

当

事

者

がの

第三

百

五を

十条の

(新設)

(新設)

3 L 第二 き \mathcal{O} た 取 後 調 規 7 は 第 定 に 項 1 に を 項 る 0) 検 察 لح 規 ょ 当 \mathcal{O} 請 き 官 り 該 規 定 求 当 に は 合 定 し は 意 該 な ょ 合 ょ ŋ 遅 \mathcal{O} け 検 当 滞 意 当 ŋ 察 れ な カュ 事 合 ば 官 該 合 5 者 意 な は 離 が 内 意 5 第三 容 同 脱 な あ か . Б 書 す わ 項 離 る 百 \mathcal{O} 面 せ 旨 脱 書 五. \mathcal{O} T + \mathcal{O} す 面 取 告 る \mathcal{O} 条 調 同 旨 取 知 項 \mathcal{O} 調 を + 0 を 0 第二 告 L 請 書 たと を 求 面 知 項し のを

求

L

な

け

れ

ば

な

5

な

第 被 は が 述 1 な 告 を て、 職 7 百 3 遅 作 権 録 五. な 滞 若 そ で 取 成 + なく 1 条 \mathcal{O} れ < 若 た 者 \mathcal{O} を は L ŧ が 八 \mathcal{O} 合 取 弁 < 第 \mathcal{O} 場 意 り 護 は 又 被 合に 内 告 調 記 は 百 人 容 録 同 が 人 五. ること 以 な 書 取 L 項 + ٧V 調 た 外 面 \mathcal{O} 条 7 \mathcal{O} ŧ 合 \mathcal{O} \mathcal{O} と 者 を 取 は \mathcal{O} 意 L 請 に 調 に 第 \mathcal{O} た 求 基 供 前 ベ 0 条 項 述 を づ 第二 き て 請 0) 録 1 求 合 は 又 て 取 項 L は さ 意 書 検 な 検 裁 察 れ に 等 及 基 け 判 官 た び 察 で 官所 供 あ

> 新 設

証 新 設

第

五.

+

 \mathcal{O}

察

官

被

人

L

<

は

弁

護

人

項

 \mathcal{O}

規

定を

準

用する。

るにお

お 書

1

三百

五. 求

+

条 な

0)

七 れ 官

第

三項

0

規 \ \ ° なく

定

を準 こ の

用

項 間

0

合

が 取

るときは

検 て

は

遅

合

意

内

こととし

場

合 L 九

に

お

て、

そ

 \mathcal{O} が 告

証 職

人

لح

き者と

尋 百

間

を

請 条

求

又 検

は

裁

判

所

権 若

で

証

人

尋

問

を

行 が

のう

で当

該

証 た

尋

問

に

0 11

1

L

た

第三

百

十条 るべ

0

第

容

面

0 意

調 あ 人

を

請

L

け 察

ば

なら

な 滯 五. な

場

新

合 意 百 第三 カュ 該 Ŧī. 5 + 各 百離 条 号 に 五. 脱 \mathcal{O} + + す 定 · 条 の める ること 次 者 \mathcal{O} 第 各号 が は で 、きる。 第三百 に 項 掲 \mathcal{O} 合 げげ る 意 五. 事 \mathcal{O} + 当 条 由 事 \mathcal{O} が あ 者 第 る が とき 当 該 項 のは 合

意 次 に に * | 掲げる事由 掲 事 被 告 の 人相 手 方

口 イ れ回る 同 検を 又 検 察 察 は項 許 さな 官 変 \mathcal{O} 官げ 更 が 合 が を 第 カュ 意 第 請に 0 たと 基 百 百 求 づ し 五. 五. き。場 + +**∖** \ て 条 条 の 二 0) 合 訴 に 因 第 第 お 又 1 は て罰 項 項 第二 第二 条 裁 \mathcal{O} 号 号 判 追 ホ 所 加 = に が こ 撤 係

判 を 規 る 科 定 同 検所 に が す 項 よる意 そ \mathcal{O} 0) き旨 合 第一月 意 \mathcal{O} 見 に ŋ 基 意 \mathcal{O} 見 づ 重 陳 を 1 1 述 て 条 刑 に 陳 第二 \mathcal{O} 述 お 言 L 1 百 渡 た 7 L 事 被 九 告 + を 件 L に 人 たとき。 に 条 0 特 第 **(**) 定 て 項 に \mathcal{O} 裁刑の係

た供 る場 L る あ を 第三 た 被 同 る旨 合に 述 告 察 <u>ー</u>の L 事 項 < とな 官が を 百 件の 人 は 該 五. に 第 又 は 決 0) L が 合 定を 意に 十条の二 たことに 陳述と 起 四号に 当することを理 2 第三 たことを 訴 ٧V 状に 取 基 百 て、 該当 百 五 五.十 ŋ 相 づ 消 ょ 十二第三号 反 記 裁 11 記載された訴因に り するか 判 所 即 したとき。 理 十条の二十 由 同 \mathcal{O} 由 が として 号に 決 とす 又 第 裁 該 は 又 判 れ 当 る は を 手 実 五. 項 第三百 質 第二号 につ 号に 第四 する場合を 第 ŧ 却続 的 下 \mathcal{O} \mathcal{O} V 項第三 - する決 に異 0 に 号 申 五. 十条 て いて 限 に 立 へに る。 な 有 掲 て 2 げ定を

2 第 三 第 意 に 百 処 二号 ょ は 五. 百 カュ 口 前 イ 二 条の 第 分 り、 五 6 次 項 に の 五 項かがく し告 がお る を ることとし 離 そ た 真 イ + \mathcal{O} に 偽 は 第 1 被 は に 同 検 · 条 の 脱 0 に な 被 実 規 第 六 項 規 造 供 て 疑 掲 つい 条 当 が 項 定によ 効 第 する旨 定 第号 第 た 係 該 若 告 述 で 者 げ 0) 官 \mathcal{O} 0 L たとき。 + 事件に る 力を失う。 離 た る \equiv に + に L 人 \mathcal{O} な 又 項 て 合 が 号 若 よる 項 脱 が 掲 同 < 内 百 他 は 事 0) 意 第三百 1 ŋ こと 0) 0) 規 項 に は 同 容 五. げ 被 由 に 人 裁 起 しく 離 変 基 る 告 \mathcal{O} 告知をし 係 項 が \mathcal{O} 正 定 判 前 検 + 又 0 訴 合意 る合 造さ t づい 条 検 式 察 脱 真 条 が 刑 人 は に 所 五. 1 \mathcal{O} 察裁 + て、 実 検察 0 官 明事 が ょ 議 は は 合 \mathcal{O} \mathcal{O} が 第二 意 意 で 官判 場 決 に れ 5 事 第 り 第 て 条 が 0) たも 合に 検 察 第三 の 二 が 基 て行うものとする。 \mathcal{O} そ に な 第ほ カュ 件 \equiv 0) 官 通 兀 略 号 が 常常 式 あ 基 百 相 に 請 百 づ に \mathcal{O} 1 カュ こと 審 第 第 0 0) 百 項 は ζ) 手 理 \mathcal{O} づ な 五. 求 \mathcal{O} 六 命 0 たときは 四規 十三 議 査 て 方 由 で 1 \mathcal{O} 被 0 + を 令 五. 1 . [] 定 숲 公 合 た 項 決 + に を あ 又 疑 百 0) 7 7 条 たとき。」が 意に 第二 該 又 法 訴 ることが 提 は 者 たとき。 六 に 条 請 条 対 \mathcal{O} 記 は 第三十 を 岩 + 第 被 兀 議 求 0 L 出 従 載 決 同 提 疑 基 を 号 し L 五. L \mathcal{O} 1 第 法 者 < 条 起 当 た た づ 協 審 項 L \vdash に だ若し 九 証 た 該 第 若 第 判 に 係 L 明 書 1 は 内 議 る 合 四条 な 項 ら拠 て被 に を 事 係 面 容 新設 新 設

人拠 該 \mathcal{O} 並 合 件 が 刑事 意 第 び に **\ にこれ に 0 基 事 百 件 づ 五. て 5 + 公 に 1 · 条 お て 訴 基 L が \mathcal{O} 1 た 兀 提 て 足され 被 \mathcal{O} 協 告 て れ 得 議 人 5 たときに 5 \mathcal{O} に を れ 行 お た 証 証 為 11 て 拠 に し とすることが 拠 お ょ は、 た り 1 供 て 得 5 述 当 ŧ 及 び 該 れ た 証 被 被 当

2 一な き 前 な ん い り り り の の 0 規 定 は 次 に 掲 げ る場 合 に は れ を 適 用 L

条 若 第 ロ り 当 るる は 事同 七 に 該 被 前 告 件 条 項 該 掲 合 条 L 又 条 第 協 に < げ は に 0 \mathcal{O} 人 意 お罪 罪 が る 第 に 規 は 議 当 事 1 に 項 第 に 違 定 第 百 お 7 当たる場合にお 刑 該 由 百 す 反 用 合 七 法 に Ŧī. す る 1 号 意 該 る + て 議 1 第 + るとき。 若 当 に 条 ŧ 決 L 百 しく 基 条 す た \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 行 前 0) 条 づ ることと + で < 罪 は 為 第 あ に 第二 ŧ 第 被 が 1 又 たこと 第 告 は 百 \mathcal{O} 項 て 号 な لح 第 組 兀 人 織 条 が に 百 0 たと れ 掲 て 号 が 的 五. L 5 + た 第 明 げ 犯 L 1 ときっしく る者 罪 た \mathcal{O} 条 5 百 行 為が 罪 処 六 \mathcal{O} 行 カュ < 罰 + 為又 に に に 十 係係法 九 な は

。 証拠とすることについて被告人に異議がないとき

宮が第三百五十条。行の確保

第

第

兀

節

合

意

0

履

り 訴 第二号イ を 公 百 提 訴 五. 起 係 を + 提 るも から 条 起 \mathcal{O} 十三 公 す 0) 訴 ま る 自 で、 を 取 \mathcal{O} 検 ŧ ŋ 察 消 又 官 0) は は さ に が 第三 ず 限 特 \vdash る。 に 定 係 百 異 \mathcal{O} な 訴 る 五. る 因 同 + 訴 違 及 項 条 因 反 び 0) 0 合 及 罰 て、 条に び 意 第 罰 ょ 同 項

(新設)

(新 設 2 2 2 第 第 告 即 出し 違 \mathcal{O} す \mathcal{O} \mathcal{O} は 旨 項 訴に 若 ことに Ĺ ること しく 者 人以 告 す ょ 変 を 決 反 百 協 合 百 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 前 検 前 に 更 察 ること < < ŋ 項 た 虚 L 五. 項 議 意 0) t 合 棄 裁 人 五. . 異 者 外 て、 規 + \mathcal{O} を 官 却 判 \mathcal{O} 偽 0 \mathcal{O} に に + \mathcal{O} 意 は は は 公 条 議 規が 罪 は 0 定 変 訴 0 7 行 お 違 請 に が 手 罰 罰 条 供 検 が 者 定 に 限特 第 な 続 更 を を \mathcal{O} 7 で 為 V 反 求 な 条 条 \mathcal{O} き < 提 な 当 \equiv る。 け 犯 五. 述 察 + \mathcal{O} は に 7 L + カュ L 定 \mathcal{O} \mathcal{O} を を 該 な より た 起 年 官 1 刑 L 兀 カュ た 百 れ 申 追 請 五. \mathcal{O} 公 \mathcal{O} た 場 た 被 事 لح 訴 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 以 当 わ と 訴 ば 変 加 求 L 五. 命には 者 告 事 得 き 5 き て 更 又 第三 該 供 に なら 若 下 検 因 を す 検 + 提 若 を は 察 件 人 被 5 ず 違 及 L ることなく が \mathcal{O} 述 は 察 は 条 訴 < しく に 起 懲 偽 告 び な 因 事 百 \mathcal{O} れ 及 官 反 \mathcal{O} 請 若 役 造 務 異 た び 被 裁 罰 L 求 は 五. 証 人 が L V 議が たと 証 れ 該 に 若 官 + 拠 0 当 告 第 判 て 条 第 は し 撤 L < 合意 処 れ とす 拠 略 口 又 条 刑 該 を 所 訴 に て を 適 < 許 式 若 若 す は 合 は き は 0 な 事 は が 百 因 ょ 項 公 る。 第三 罰 司 ることについ 命訴 に は 事 意 又 ŋ 第 は し L 1 五. L 用 < 係 変 法 場 に 条 第 件 + は 公 を て 第 令 合及 れら 造 警 L 基 百五 罰訴 号 判 維 る 条 は \mathcal{O} は は 0 \mathcal{O} ない 異 追 項 異 察 ならな 条 を 決 請持 他 \mathcal{O} 証 \mathcal{O} 百 職 び を 0 拠 V + + で 求 な な 加 証 \mathcal{O} 維 に L 当 当 を 同 0 拠 員 合 と 第 追持 係 る る 証 7 条 条 訴 に 訴 刑 を す L る 撤 意 該 拠 \mathcal{O} 加 す 該 又 事 提対 被 る た 第 又 る 公時は 因因回 兀 項 同 新 新

設

設

係 き 事 は る 件 自 0 そ 己 裁 \mathcal{O} 判 刑 刑 が を 事 確 事 定 減 軽 件 す る L \mathcal{O} 裁 前 又 判 で は が あ 免 確 7 除 定 す す ること る か 前 0 に が 自 白 で きる。 合 し たと 意

五. 即 決 裁 判 判 手 手 続

+ 第 条 の節 + 六 即 決 裁 略 続 \mathcal{O} 申 立 7

② 第 5 ⑥ 百 略

五.

② 第 百 五. + 条 0 + 七

略

略

百 五 + 第 条 節 \mathcal{O} + 八 公 判 準 略備 及 び 公 判 手 続 \mathcal{O} 特 例

第

第 百 五. + 条 \mathcal{O} + 九 略

百 五. + 条 \mathcal{O} 略

② 第

第 百 五 + 条 0 +略

な除有続て き罪にが百 け 、で際あ五 ħ ば即あしつ十 決る た条 裁旨被事の 5 判の告件 い手陳人に十 続述がつ二 を起い に よし訴て裁 つた状 判 と て に第所 審き記二は 判は載百 を、さ九即す次れ十決 るにた 裁 旨揭訴条判 のげ因第手 決るに四続 定場つ項の を合いの申 しをて手立

> 第 第四 章 同 上

五. + \mathcal{O} 節 同 上 略

② 第 (⑥ 百 略 条

百 Ŧī. + 条 \mathcal{O}

略

② 第 略

百 五. + 条 節 \mathcal{O} 兀 (同

第

略 上

第 百 五. + 条 \mathcal{O} 五. 略

② 第 百 略 五. + 条 \mathcal{O} 六

略

第 百 五. + 条 \mathcal{O} 七 略

第 、で際あ ば即あしつ百 な決る た 五. 5 裁旨被事十 な判の告件条 い手陳人にの 続述がつ八 にを起い よった状で、 裁 つた状 判 とに第所と記二は て 審 判は載百 さ九即 を す次れ十決 るにた一 旨揭訴条判 のげ因第手 決るに四続 定場つ項の を合いの申 しを て手立 な除有続て けき罪にが

口 さ れ た 五. + + 六 項 又 は 第 兀 項 \mathcal{O} 同 意 が 撤

7 撤 第 口 同 さ 項 百 れの 五. でたとき。 さ れ十 な 第 か つ項 たに لح 規 き定 す 又る は場 そ 合 のに 同お 意い

・ が 兀

百 五. + 条 0)

第 な三 第第た 百二二め百 四百百の五 条九八審 十十理 七四及の 5 第三 条条び 即 百第第決四 三二裁 七 条百百判 ま条八手 でか十続 百 のら五に五 規第条よ十定三条条条 三 は百第審の 二判 こ条百に十 れま九つ で+い 及六て決 適 用び条は定 し第 \mathcal{O}

第 さに二 \equiv な該の百 当 決 五 れ す 定十 るこ ば が条 な あの ならない ととな事 エ 9 件 たに裁 場つ判 合い所 にては は 次第 当の三 該各百 決号五 定の十 をい条 取ずの りれ 消か十

5 四け 略

いいり 消前 項 さ はだれ \mathcal{O} した 規 と定 の検 き に 察 は ょ ŋ 官 ŋ で及公 第 なび判 い被手百 続 告 五. 人を十 又 更 条 は新の 弁し 護な十 人け にれの 異ば決 議な定 がらが なな取

+ 即 決 裁 判 手 続 \mathcal{O} 申 立 て を 却 下 す

> さ 第 れ た لح 百 五 + 項 又 は 第 兀 項 0 同 意 が 撤

> > 口

撤 第 口 同 さ項 れ の百 五十条の同意がさ さの れ六 な第 カコ 項 0 た に 規 と き 定 す 又る は 場 そ 合 のに 同お 意い がて

几 略

第 百 五. + 条 \mathcal{O} 九 略

第

か十十理 七四及 百 ら 第三 条条び 五. 即 + 百第第決条 七 三二裁 \mathcal{O} 条百百判 ま条八手 でか十続 のら五に 規第条よ百 \equiv る五 定 は百第審十 、二二判条こ条百にの 二判条 れま九つ八 を で十い 適及六て決 用び条は 第 \mathcal{O} な 三第第た 百 $\stackrel{-}{-}$ め 四百百の 条九八審

2 略

第 れす定 るが百 ば な あ 五. らとった条 な事の つ件十 たに一 場 0 合い裁 にて判 所 は 次は 当の 該各第 決 号 定の百 をい五 取ず十 りれ条 消かの さに八 な該の け当決

兀 略

2 きたさ はだれ前 た 項 لح \mathcal{O} き規 の検 限 は定 に り 官 で及公よ び 判 り 被手 第 。告続 人を百 又 更 五 は新十 弁し 条 護なの 人け八 にれの 異ば決 議な定 がらが なな取 いいり لح

第 百 五. \mathcal{O} + 即 決 判 手 続 \mathcal{O} 申 立 て を 却 下 す る

確 場 後 決 ` た 有 つ 第 に 三 の れ が げ る 定と供罪い二 公百取るある決 号 訴 四 消 証がな 述 でて つ場定 しに たお拠取つをあは又を十し لح た い調 りた る は提条にな事に L き て べ消 た旨被第起の よく件該 がさ لح の告四す規 る公に と陳人号る 定 公行れを 公訴 こに訴がいる十 同訴わた理に 述がの لح よと起い 様のれ事由 か棄取 7 と取る 件 とり相訴ずがか却 り \mathcal{O} す消 $\tilde{\ }$ にし同反状れでわの消当を لح にかき 号 す る L 0 7 ら決 さ に ない第にる記にるず 定れ決由 ょ < 7 該か載該 がた定と る公 百 当又さ当前同確場 す 公訴当五 すはれす条一定合 訴が該十 る実たる第事しに証も又 棄取取条場質訴こ一件たお拠のは 合的因と項に と 却 り 消の い 調 を第 の消 第つきてべ除四 にににん 限異つ同一いは 決さの十 がく号 定れ決二 るない号号て `公行 。つてに 、更第訴わご がた定の

\mathcal{O}

い又規あ三 ては定つ百 は弁はた五 護 事十 こ件条 人 のがれのの節 限証を証 拠 適 拠 十 証 り でと用に七拠 なす しつ るない第特こいて三例 11 と は百 にた 五. . 異 だ 第 + 三 条 議 L を 百の 述検二 ベ察十十 た官条 第の Ł の被一決 に告項定 つ人のが

兀 節 公 \mathcal{O} 例

判 決の百 の決五 言 定 十 渡が条 しあの を 2 した十 な事八判 け 件 れに裁裁 ばつ判判 ない所の ては特 なは、 第 11 で き百 る五 限十 り条 · 0 即二 日十

> てべ消つをあは又を十しとた合決 は提 がさ た L る 条にな事に定 た旨被第 公行れ ょ く件該 起 \mathcal{O} 同訴わた の告四 す 規 る 公に 様のれ事を と陳人号る定公訴つす ۲ と取る件理に 述がの に訴 がい る と起いとか棄取 す消 $\sum_{}$ に由よ 五. り相訴ずがか却 るし لح 0 と と十 にないし 同反状れでわの消当を ょ < 7 7 号 すにかきら決 さ該理の 第にる記にるず る公 定れ決由八 公訴当 該 か載該 がた定と 訴が該百 当又さ当前同確場 す 後 すはれす条一 合 棄取取五 定 却 り消十 る実たる第事しに証も又 $\sum_{}$ の消 場 質訴 し条 一件たお拠のは 決 さのの合的因 と項にとい調を第 定れ決八 第つき にににへ てべ除四 がた定の限異つ同 がく 一いは 号て るない号 確場後決 公 行 てに 定合 定 9 更第訴わご しに証がした有 つ第に 三のれがげ たお拠取と供罪い二 公百取る とい調りな述でて号訴四消こ つ場

飾 同 上

第 事 護 件百 人 のがれの五 限証 を証十第 拠 適 拠 条 でと用にの なす しつ十 るないこいて 0 は第 にた だ第 異 百 議 L 三 五. 百 十 を 述検二条 ベ察十の た官条 八 第の ŧ の被 一決 に告項定 つ人のが い又規あ ては定つ は弁はた

兀 飾 同 上

第 言 定 三 渡が百 しあ五 つ十 した条 な事の け件十 れに四 ばつ ない裁 らて判 なは所 で き 第 る 三 限百 り、五、十 + 即条 日の 判八 決の の決

百 Ŧi. + \mathcal{O} 略

六

式

手

第 ば 求 第場 合 百 百 同 5 に 六 な 時 +五お に + 条 て 条略 合 \mathcal{O} \mathcal{O} そ 意 第 内 \mathcal{O} 容 事 検 書 項件 察 面の に 官 を 合 0 は 裁 意い が 判 7 略 所 あ 被 式 る告 に 命 کے 令 差 人 き لح 0) L 出はの 請 間 さ 求 当 な で を け 該 L す れ請た

2 5 者た 離 が 後 前な 。同 脱 第 項 項 す 裁 \mathcal{O} \mathcal{O} る 百判 規い 書 旨 五所 定 面 \mathcal{O} + が に 告 を 条 略 ょ そ 知 \mathcal{O} 式 り を 合 \mathcal{O} + 命 裁 令 意 第 判 た を 内 لح 項す 所 容 き \mathcal{O} る 書 に 規前 差 は 面 定 に L を 出検 に 裁 さ 察 ょ 当 判 な 官 り 該 所 け 当 は 合 に 該 意 差 れ 遅 ば 合 \mathcal{O} L 当 な 滞 意 出 らなか事

第 ける のお四 と でい百 ば思 あ T 六 り、 + 料 す そ る な 又の条 と は事 きこ件第 はれが四 を略百 通す式六常る命十 の規定をすることが、 に相る請 2 従 当 求 い、ながあ 審い で 0 判もきた をのな場 しでい合 なあもに

第

求 又検れ は 察 官な 第 き四も百 がら 六 第い + 兀 前 項 百 کے 条 六 同 第 + 様 項条 で あにの る違 反 に し定 てめ 略 る 式 手 命続 令 を をせ 請ず

略

第 百 五. + 条 0 + 五. 略

六 編 同 上

新 設

る又の四 いとは事 又 検 百 きこ件六 察 はれが十 官 を略三 が 通す式条 常る命 第 の こ 令 前 規 と を 条 項四 定がすの 六 反 十 に相る請 従当こ求いでとが レー て条 ながあ 略の 審いでつ 命に 判もきた をのな場 定 をめ しでい合 る なあもに 求 手 け る のお L 続 れと でい ば思あ を 7 とせ な料

らす

前は 項と同条第 略 様 あに百 る違。反 式 令 請 た

きず

2

(3)

刑法(明治四十年法律第四十五号)(第三条関係)

3

一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。のに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者はの親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がなくは審判に必要な知識を有すると認められる者又は(証人等威迫)	二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。のに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、の親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないの親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないの親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないの親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がない。(証人等威迫)
- 用 、四 証 - 型 表 是 し 拠 - た し 他 滅 - 者 く 他 滅	□ し若条 拠 - たし 隠 5 者く他 滅
以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、第百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は(犯人蔵匿等)	以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年第百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁(犯人蔵匿等)
現	改正後

4 検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)(第四条関係)

る。	第三十五条の二 前条に定めるもののほか、検察審査会第三十五条の二 前条に定めるもののほか、検察審査会に提出しないの当該合意が審査を行う場合においては、検察官は、当該審査にでいて被疑者との間でした刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百五十条の二第一項の合意があるときは、同法第三百五十条の三第二項を、検察審査会が検察官の公訴を提起しない処分の当否について議決をする前に、当該合意の当事者が刑事訴訟法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意がら離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、当該審査においう離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、当該審査においう離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、当該審査にの計算の書面を検察審査会に提出しなければならない。	改正後
法律第百三十一号 を準用する。	(新設)	現行

組 織的 な 犯 罪 \mathcal{O} 処 罰 及び 犯 罪 収 益 \mathcal{O} 規制等 に . 関 はする法 律 (平成十一年法律第百三十六号) (第五条関係)

5

(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等) (組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等) (組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等) (組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等) (組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等) (組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等) (組織的な犯罪に係る被告事件に関し、又は隠避させた者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 した者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 した者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 した者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 というはこれらの職にあった者又は五十万円以下の罰金 という法をもってするかを問わず、威迫の行為をしたる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした 者 三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金 者 三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金 る方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした る方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした る 大変 書の送付、電話をかけることその他のいかなる 大変 書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした る 大の罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審 者 三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金 というな というな というな というな というな というな というな というな	改正後	
第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為 第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為 第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為 能により行われた場合において、次の各号のいずれか に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の し、偽造し、若しくは変造し、又は隠避させた者 との罪に係る他人の刑事事件に関して、正当な理 中がないのに面会を強請し、又は偽造若しくは変 地に係る職務を行う裁判員若しくは他人の刑事事件の捜査 した者 した者 と、文書の送付、電話をかけることその他のいかな る方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした 者 者 者 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審 利に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくは る方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした との罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審 者 者	現行	

2

スか話路はをを 問か 十 わ 万 ず 円 以 威 下 迫 \mathcal{O} \mathcal{O} 罰合為 を L た者 三

た 係 員 若 しく る職 けることその 又 め は ĺ そ 選 務を行う裁 は 補 \mathcal{O} 定 され 充裁判 親 族に 他 た の 判員 対 裁 員 判員 1 L \mathcal{O} 職 若しくは補 カュ 面会、文 候 務 補者 を 行 うべ 若 年以 をも しく 書 充 き選任 裁 \mathcal{O} 送付、 は 当 判 下 員 \mathcal{O} す 子 懲 該 0 役る電定裁選

裁 判

判任

2

(略)

か 話 裁 判任 判 を 問 を 判 員 に \mathcal{O} ために 員 若 カュ 係る職 わ け 又 l は < ず ることその 務を行う そ は 選定され 補 \mathcal{O} 威 迫 充裁 親 族に 0) た裁判 行 他 判 裁判員 為をした者 対 \mathcal{O} 員 Ĺ \mathcal{O} 1 若 か 職 員 しく 務を 候 なる方法 面会 補 者若 は補 行 う 文 一をも しく 書 べ 充 裁 き \mathcal{O} 選 は 判 って 送 付、 任 当 員 す 該 予 0 定裁 選 る電

犯 罪 捜 査 0 た 8 \mathcal{O} 通 信 傍 受 に 関 す る 法 律 平 成 十 年 法 律 第 百 +七 号 第 六 条 関

6

改

正

後

く連契とつる状と定る _ 関謀 三 連に 通約いにたにがし状犯連議 う よめよ著 況罪す の号当 に 涌 足 信 り 又に 基 つ (D) **(**) し又が関る指実及す検令 信 つて番 るは用 くはあ連事示行びる察状 \mathcal{O} づ も犯いいで特号電困犯り通項そ 傍 官 受の人らてあ定又話難行 を の準 をににれ使 っさは番 でのかし 内他備 てれ符号あ状つと す つよ る用 容の又にお司 と た号そ る況 るいる 疑 L 11 相はあい法 \bigcirc \bigcirc と若他 うす て犯いて 被通 互 証 0 罪がい疑信以他きし \mathcal{O} る連拠 7 のあにがこ関なる者の 下発はく方 通絡 隠は当員 でれ連いもが手「信 は法が信そ滅 との通段電元裁内に行への等 きを通 る用信認 (信 (話又判容 よわ以 他 のの号次 め犯事以番は官を っれ下 当 事 いに て用ら人業下号発の明てる こ該後連規各 いれに者 等信発らは との犯措 の定号 よ等通し わ b る 先すか 疑項 罪 犯す t る と信とをる うにのに れれ に犯 るの犯の手い識傍す 人にお実関を犯ず た 犯 とを罪間段う別受るを足い行すい罪れ 罪疑除関の「 す令こ特りてにるうへか

現

行

係

第

約いにたにがし状犯連 連 通 · 信に 足 う よめ よ著 況罪す の号 り又に基 ŋ し又が関る指実及す検 **つ** の るは用づして番 くはあ連事示行び る察状 も犯いいで特号電困犯 り通項そ 受の人らてあ定又話難行 をの準 合 又 信 をににれ使 っさは番 でのか 内他備号には てれ符号あ状つと す ょ る 用 容 又にお 9 \mathcal{O} 己 ` \/\ るい る疑 し た号そ る況 لح 相はあい うする 犯いて被通へのと若他 万 証 罪がい疑信以他き る連拠 L \mathcal{O} 7 れが 関 な る者の下発はく方 通絡隠は 当 昌 _ 信 は法が信そ滅 でれ連 いもが手 きを通 との通段電元裁内に行 の等そ各 る用信認 (信 (話又判容 よわ以他のの号次 いにめ犯事以番は官を っれ 下当事 て用ら人業 下号発の明てるこ該後連規各 لح いれに 者 築 信発らは の犯措の定号 _ 5 る ょ 等 通 先すか 疑項罪置犯すの わ れれ ŧ る لح 信とを るに犯う にのに罪るい 人にお実関 る の手い識傍す を犯ず た \mathcal{O} 犯 を罪間段う لح 別受るを足い行 すい罪れ 犯 。す令こ特り 罪疑除関の「 てにるうっか

く連契とつる状と定る「関謀

がに別

数足表

り 第

共 十 又

謀分は

にな別

表

第

げ

合る

に罪

おが

い犯

当た

罪該と

めに犯疑

れ

う

よ理

る由

もが

る

に

る

が

5

か 掲

 \emptyset る

定

表

のる

U 行 た わ で れ あ る 割 る t \mathcal{O} 分 疑 に 担 う 限 12 に る。 従 足 0 7 り 次 る 号 状 及 動 況 び す が 第 る る 뭉 \mathcal{O} لح に き お 合 11 体 7 に 同 ょ

る 人 + لح \mathcal{O} 引 別 分 き 共な き 表 謀 理 続 第 に由 き ょ が次又 る あには ŧ る掲別 場げ \mathcal{O} 表 合る で 第 あに罪 おが る لح い犯掲 げ て さ 疑 う れ る ۲ に る 罪 足れと があ りら疑犯 る う さ \mathcal{O} 状犯にれ 況 罪 足 ががりか あ数る

罪

0

よが次

もる掲

あに

る

口 イ は 当 当 同 犯の犯 の表と 同 様 又 \mathcal{O} 含は態 む別 様 一表 で 二別連第犯 さ \mathcal{O} 犯にれ 行 掲 る げ 計 るれ 画罪と 同 づ 又

もが二に罪は あに犯 と 禁死い 錮刑て で る掲 さー あ場げれ体に又犯該種該 る合る の当は さ لح に罪かもた無れ罪別罪 疑おがつの る期 る と罪若別実第 うい犯 に さ引 しが て し表行 足 れき 7 < 別 第を ŋ 当る続そ表 は لح る き 該 の第 長又 状 犯 疑 当 実 期は 況 罪 う 該 行 又 ががに別 には 年 表 渡あ数足表 以 第 必別 る 人 り 第 要表 上二 لح のる な第 のにの に譲き共十又 準 懲掲 謀分は 備に役げ にな別 の掲若るに よ理表 たげし罪基 る由第める <

2 `付 あ る前け別 表 項 の借 第 う規 に定けに に又掲 かはげ るか交る 状 わ付 罪 らの で 況 ず行 あ が 為 9 あ る 数を 7 人罰 لح のす 譲 を 共る 謀も 要 L L に \mathcal{O} ょ な る 0 受 もいけ のて では貸

3

第

いナー

る四他

条の

検罪

傍察の

受官実

令 又 行

状はを

被法容

実員る

とは通

記 受 傍

載の受

傍の

疑

事

L

て

さ 実

て を

れ施

いし

るて

司内

警と

察す

信

犯

間

り引しは の場げ る 人 口 لح のるき て禁死い で 合る別 は き 共 十 続 そ 錮=刑 あ に罪表 て当同当 謀分きのに又犯該種該 る おがに にな 当実当 は لح さ犯の犯 い犯掲 よ理該行た無れ罪別罪 てさげ 疑 る由別にる期るの表と う れる にこ もが表 必罪若別実 に同 る のあに要がし表行掲様 足れとが で る掲な別くにをげの ŋ ら疑犯 あ場げ準表は掲含 るのうさ る 態 る 合る備に長げむ罪様 状犯にれ とに罪の掲期る で 況 罪 足 疑おがたげ二 罪 連 ががりか 犯 う い犯め あ数る る年 \mathcal{O} さ にて さに罪以 犯 れ る 人十 れ犯と上 足 لح の分引 行 る ŋ 当 る さー き 共なき \mathcal{O} \mathcal{O} る該とれ体懲 計 謀 理 続 れ 状 犯 疑 の役 画 لح に由き

に

基

づ

同

又

3 2 と項 の借別 疑 う 規 受 表 に定けに 足に又掲 り かはげ る か 交 る 状 わ付 罪 らの 況 で がず行あ、為 あ あ 為 0 て 数を る 人罰 لح のす 譲 を共る 渡 要 謀も L L にの よに譲 な るつ受 1 いけ て は貸 で 付 あ る前け

第 い 十 る四他 間条の 犯 検罪 傍察の 受官実 令 又 行 状はを 司内 لح 信 傍の の受

被法容 疑 警 事察す 実員る とは通 L て 記 受 傍 載 さ実 れ施 7 を

いし

るて

かも若

し

況 罪

あ数足

う

ががにつの

`以に犯 通の لح 信 実 上 掲 罪 明行の げ以 \mathcal{O} らし 懲 傍 る外 役 € O 受 かて を にい若の犯 記められること又は死刑が又は死刑が す ること がるは錮若 で通実に きる。 信 行 当 く別 こが行われ、 は無期若、 は無期若 をを た L 内 実 < 容 行 き はは は 当ると年

別 表 第 三 条 第 十 兀 条 関 係

略

别 一表 第 物第 締条 第 + 兀 治条 関 係

二人後号 爆 発 第 取 爆 罰 発 則 物 明 \mathcal{O} 使 用 + 七 年 又 は 太 第二 政 官 条 布 告 使 第三 用 + \mathcal{O}

現 刑の 法 建 造 物 明 等 治 放 兀 火 + 年 \mathcal{O} 法 罪 律 第 又 は 兀 そ + \mathcal{O} 五. 未 号 遂 罪 第 百 八

ハロ 致 死 刑刑住 法 法 の第 罪二 第 百 九 百 匹 + 九 条 条 傷 害 殺 又 は \bigcirc 第 罪 二 百 又 は 五. そ 条 \mathcal{O} 未 傷 遂 害 罪

= 朩 刑 法 第条 第 百逮 百 捕 等 + 致 条 死 傷 逮 捕 \mathcal{O} 及 罪 び 監 又 は 第 百

刑

法

<u>二</u> 十

兀

条

カュ

5

第

百

+

条

ま

で

略 び 未 成 誘 身 年 拐 者 \mathcal{O} 者 代 引 渡 金 略 目 取 身 等 売 的 及 買 び 略 誘 取 等 拐 遂 被 罪 略 取 営 所 者 在 利 \mathcal{O} 罪 等 玉 目 外 的 所 在 移 等 玉 送 略 外 目 取 的 及 移 送 略 び 取 誘 被及拐

第 項 法 第 強 盗 百 + 若 五. 条 は 第 窃 盗 百 兀 + 第 条 百 強 + 盗 致 条

> がるは錮若犯 通 実 で に L 罪 、きる。 行 信 当 く以 すたは外 が 行われたれることを と 内実く あ き容行はっ はとし短 すた期 る 当 一別 と年表 t 該 通の `以に と実上掲 信 の明行のげ 傍 らし懲る かて 受 役も を にい若の 認る す し又 ることとない。

別 表 (第三 第 十 兀 条 関 係

略)

新 設

三 1 定定律罰 ル 又又はは 第 第五十二号) がびに児童の 0) 刑 多数数 製 法 造等) 第二 罪又はこれ \mathcal{O} \mathcal{O} 者 者 に に 第 百 \mathcal{O} のに対 第七 四十 保 電 童 護等 対 ポ 項 子 条第六 - 六条第 らの す す 計 ル (恐喝 る提供等 に 算 関に 機 罪 使用詐欺 Rする法律 (係る行為な 項 等) \mathcal{O} 児 0) 罪又はこれらの 目 童 又 的はポ 等 欺 等平の 的による児童ポ (平成十一年法 (平成十一年法 若しくは 第二 第二 百 罪 兀

(定義) (定義)	目次 1 1 1 1 1 1 1 1 1	改正後
(定義) (定義)	目次 目次	現行

7

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)(第七条関係)

に ょ り 機 以 及 び 下 原 信 対 号 応 暗 変 を 号 復 換 化 符 信 元 す 号 号 ること を 用 1 う。 を て 変 1 う。 換 処 理 を 行 7 うこ 電 子

5 的に 0 \mathcal{O} 1 法 律 そ に \mathcal{O} お 復 号 て が な さ 時 れ 的 るま 保 存 で と \mathcal{O} 間 は に 限 暗 ŋ 号 化 信 時号

6 に \mathcal{O} 記 法 録 律 媒 に 体 に お 記 11 録 て L 再 7 保 生 存 لح す る は こと を 時 的 V) う。 保 存 を さ ħ

に 限 計 暗 る。 ょ 뭉 算 り 機 化 を 信 用の 号 \mathcal{O} 11 復 聴 号 7 涌 覚 に 信 又 音 ょ \mathcal{O} は り 内 \mathcal{O} 復 視 再 容 覚 を 生 元 に さ 伝 ょ 文 達 れ 字 り た す 認 る \mathcal{O} 通 信 表信 識 す に 号 示 う。 そ に ること 0 係 \mathcal{O} 1 他 て る ŧ が \mathcal{O} 方 \mathcal{O}

状 手 の続 きる

状

態

に

す

る

た

 \otimes

 \mathcal{O}

処

理

を

す

る

こと

を

11

第

上 指 な 委 る四 員又検条状 保 定 か安 す るが司 b 官 に傍請 地に 麻指法限受求 限 定警 方 薬 る令の 取す察 裁 る る員以 判 締 官警 下 所以 $\overline{}$ 請 0 及視国 $\check{\ \ }$ 下 求 裁 び以家の は 判 海上公条 \mathcal{O} 官 条 上の安及検 に 保警委 及 び察 び 安察員第官 会又 官 れ第 庁 七 を 七 長 条検 L 条官厚はに事 な にが生都お総 お指労道い長 け 働府 11 れ 定 てが ばてす大県同指な同る臣公じ定 らじ海が安 す

 $3 \mid 2$

 \mathcal{O} 請 求 は + 条 第 第 項 項 0 \mathcal{O} 請 許 求 可 を 又 す は る 第 際 に + 検 第 官 又 項 は \mathcal{O} 司 許 法 可

傍 受 令 状 0) 発 付

員

か

れ

を

な

け

れ

ば

ならな

新

設

新

設

状 状 手

第

判官 るが司る四 麻指法検条令 に 所 0) 限薬 定警事 る。 取 す察に傍請 裁 判 締 る員限受求 る令の 官警 官 司 $\overline{}$ 及視国 に 項 び以家次の続 及 れび 海上公項請 を 同 上の安及求 条保警委びは L 安察員第 なに お庁 け 官会七検 れ 長 又 条 察 11 官厚はに官 ば 7 同が生都おへ な 5 じ指 労道い検 な 定 働府 7 事 す 大県同総 かる臣公 じ長 ら海が安 が 地上指委一指 方保定員又定 裁安す会はす

2

(新

傍 受令 状 \mathcal{O} 発 付

(新設)	号に掲げる場合には、裁判官の命を受けて、当該各号第九条 裁判所書記官その他の裁判所の職員は、次の各(変換符号及び対応変換符号の作成等)
(新設)(勝つのでは、「のでは、「のでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	受令状にその旨を記載するものとする。 ② お判官は、前条第三項の規定により第二十条第一項第六条 (略) (傍受令状の記載事項)
	間における傍受。) における傍
	第一項に規定する指定期間をいう。以下この項にを考慮し、相当と認めるときは、指定期間(第1該申立てに係る傍受の実施の場所の状況その他に
	、前条第三項の請求をした者から申立てがあり、かつする場所を定めなければならない。この場合において又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。)の管理会社その他の法人又は団体にあっては、その役職員)
(新設)	等(通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者(をするときは、傍受の実施の場所として、通信管理者裁判官は、前項の規定により第二十条第一項の許可
	するものとする。の請求を相当と認めるときは、当該請求に係る許可を
(新設)	3 裁判官は、前条第三項の請求があったときは、同項
五、条	五、条

定 8 る 措 置 を 執 る t 0) ح す る。

管 符 が 理 号 あ 傍 及 び ると 受 者 等 令 そ に き状 提 \mathcal{O} 供 第 対 同 すること。 応 項 + 変 \mathcal{O} 換 規 条 符号 第 定 に よる を 項 作 許 成 暗 L 号 可 を 化 に す る 用 れ 旨 5 11 る \mathcal{O} を 記 通 変

信

換載

イ 載 る 変 が 傍 受令 第二 あ るとき 十 三 第二 条 作 第 成 次 + \mathcal{O} L \equiv 項 1 条第 \mathcal{O} カュ 5 れ 規 を 定 に ま 項 通 ょ で \mathcal{O} 信 る 管 に 許 暗掲 理 可 者 号 げ を る 等 化 す に に 措 る 提 用 旨 置 供 V \mathcal{O} す る 記

口 にし、 を 検 に 用 項 イ す 以 0 \mathcal{O} 察 1 る 変 官 外 規 条 る れ 又 た \mathcal{O} 第 ŧ 5 定 換 め機 を 符 \mathcal{O} に 器 検 号 司 \mathcal{O} 項 と ょ る 察 法 技 に に し \mathcal{O} 警 術 官 お 規 7 暗 対 察 的 定 指 又 号 応 V 員 措 は て す 定 化 変 用 に 置 る し 司 に 換 提 た 符 を 1 特 法 用 供 講 る 定 特 警 号 1 こと す じ 電 察 及 定 る ること。 た 員 子 電 変 び 上で、 がで 第二 計 子 が 換 算 計 傍 符 き + 機 受 号 算 な 機 を 六 を \mathcal{O} 条 れ 11 1 実 作 い う 第 施

○ 号 口検 \mathcal{O} 対 \mathcal{O} 検察 応 変 換 官は 符号 又 は を 司 作 法 警 成 察員 L に れを保管すること

第 でな十 ない条傍い。受 た傍令 だし、ごがの提 被は、 疑 事 通 実 信 の管 要 理 旨 者 に 等 つい に 示 てさな け これのば 限な りら

> 条 傍 受令: 受状 令の 状 提 は示

第 九 を その役職員。 管 理 す る この限りで、たればならない。た 者 会 社 そ 通 ない。 ただし、 な ただし、 れ \mathcal{O} 信 他 手 段 \mathcal{O} 法 0 傍 人 又 受 被 れ は 0 疑 寸 実 に 事 代 体 施 実わ を に あ す 0 る 要 る 0 旨 て き 部 は

(相手方の電話番号等の探知)	第十六条 (略) (医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)	第十五条 (略) (他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)	2 (略) 第十四条 (略) (該当性判断のための傍受)	2 (略) 第十三条 傍受の実施をするときは、通信管理者等を立ち会わせなければならない。通信管理者等を立ち会わち会わせなければならない。通信管理者等を立ち会わらればならない。	第十二条(略)(通信事業者等の協力義務)	2 (略) 第十一条 (略) (必要な処分等)	2 (略)
(相手方の電話番号等の探知)	第十五条(略)(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)	第十四条(略)(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)	2 (略) 第十三条 (略) (該当性判断のための傍受)	2 (略) (立会い) (立会い)	第十一条(略)(通信事業者等の協力義務)	2 (略) 第十条 (略) (必要な処分等)	2 (略)

信い十 に規 き で き る 資 定 当 若る七 る 該す に 通 し間条 ると 通 よ信 くに こ信 る には行検 認傍 0) \mathcal{O} 該 第わ察 場 相 \Diamond 受 当 +れ官 るとき 合 手 す す た又 五. 方 ベ る条通は に き もの信司 \mathcal{O} お 電は通の規に法 て話 信 で定 つ警 あ は 番傍に に い察 ると 号受該 ょ 7 員 等の 当 り は 別 にの実す 令探施る き 傍 受れ傍 状知のか又をが受 どは 第 を を場 す傍の る す 所 必 受実 ることい判条がきし 要 کے ながて断ので通て

第

信い十

若る

し間

くに

該第お察

条 通

もの信司

十れ官

四た又

は

つ警

い察

て員

受れ傍

傍の

受 実

す施

し

7

とべを

は

るには行検

2

第 十 八 傍 条 受 \mathcal{O} 実 略 施 を 中 断 又 は 終 了 す べ き 時 0 措

第 九 傍 受 0 実 略 施 0)

第 + 条 時 的 検 保 察存 官 を 又 命 は じ 口 7 法 行 警 う 察 通 員 信 は傍 受 裁 \mathcal{O} 判実 官施 \mathcal{O} \mathcal{O} 許 手 可 受

ころ 規 7 に 定 従 に 通 ょ 信 ŋ 傍 管 理 傍 受 受 \mathcal{O} 者 実 等 \mathcal{O} 施 実 に を 施 命 す じ を 終 ること て 了し 傍 た が 受 令 後 で き 状 \mathcal{O} 期 る \mathcal{O} 間 期 記 を 間 載 除 す 前 る を < 条

施 該 内 に を 期 継 間 お 続 \mathcal{O} す 終 て る 期 検 ことが 察 に お 官 1 又 で て は きる 第 司 + 法 とき 警 八 察 条 は \mathcal{O} 員 規 が そ 定指 に 定 \mathcal{O} す 継 ょ 続 ŋ る 傍 期 す る 受 間

が 行 ŋ わ で 提 き れ る る 供 全 期 さ れ 7 間 含 通 換 信 む 符 に つ 号 以 下 を て、 用 指 第 定 た 原 期 九 条 間 信 第 号 通 号 う。 信 \mathcal{O} 規

> 2 3 略

で

きる

ح

 \mathcal{O} \mathcal{O}

場 相

合 手

お \mathcal{O}

て 話

は

に

令

状

を

要

کے

し

号

別等の

当 資 定 る

該す

通る

信と

認 傍

 \emptyset

る す

と 方

き き

に規

に

受 当

信

番傍にあに

受 該

の実す

探施る

所

を場

す

る

べる

き

通

す

電は通の規に法

る

とき 当

知のか又をが受

ど は う 第

こおの三とべき

ながて断ので通

にか十

で定

ょ

り

傍

す

る

よ信

七 傍 条| 受 \mathcal{O} 実 略 施 を 中 断 又 は 終 了 す ベ き 時 0 措

置

第

+

第 傍 受 0) 実 施 0) 終 了 <u>)</u>

条 略

新 設

6 5 4 3 2 暗りた 第七 こと する。 規定 達 この 該 施 第 \bigcirc 通 け 場合 て、 を す 存 暗 等 信 す る るとき を + 通 検 検 を要 保存 項 ると は をさ 場 察 七 が 信 \mathcal{O} 項 管 察 化 暗 る 通 察 場 号 伝 条 官 \mathcal{O} 達 所 官 同 管 に 情 \mathcal{O} 理 官 信 号 原 話 官 合 化 で .ゴ (こ) 第 き 及 請 手 することが き 者 す 及 項 理 お に 報 規 又 号 化信 \mathcal{O} は 又 適 せ に な 号に る び <u>\f\</u> び することが 者 を は は に 開 は 用 ょ \mathcal{O} 続 1 定 等 を お る ち 保 司 司 手 さ 司 項 \mathcal{O} V 等 て に に 司 0 始 通 L け 方 ŋ ŧ とき 法警 後 用 な る傍 法 作 のに 法警察 続 が は 存 Լ 対 法 及 信 法 次 せ 1 0 って 警 段 る し、 条 警 管 に 成 が に す て び 前 11 察 0 供 で 察 受 第十七 第 察 ょ さ 限 終 ること 終 理 は 項 傍 及 て る。 員 き 員 規 す 受 員 者 員 り れ は で 了 0 七 時 び 了 0) 司 すす 定 な を は は きる。 る る 電 項 当 等 は 実 検 項 は 的 同 \mathcal{O} る らな を準 るまで た 察 を 通 話 す 該項 施 暗 条第二項後 \mathcal{O} 保 年 に 傍 \mathcal{O} 求 受 め に 指 指 信 官 番 る 手 手 第 存 暗 月 命 前 に 号 0 こ の 定期 用 事 号 じ 化 定 \mathcal{O} 又 8 号 を 暗 続 規 つ 通 続 を 日 項 でする。 ること 業者 期 号 0 要 項 さ て す は 等 信 が \mathcal{O} 化 定 時 \mathcal{O} 1 信号に 場 間 請 間 る 司 \mathcal{O} 用 化 間 0 終 \mathcal{O} せ に す に 規 T こと 内に 合 段 等 法 内 情 相 規 る ょ 関 指 定 は をさせ で 了 に る 警 がで に れ あ に 報 \mathcal{O} 手 す 供 定 ŧ ŋ 変 す 定 に つい は を保存 察員 お る旨 る ょ る に 作 換 期 お 対 を 規 方 す 第 が \mathcal{O} 十三 いて 定を よる る傍 Ļ き ま る 保 \mathcal{O} لح 成 符 情 間 で て 傍 す を 受の き 7 は る さ 存 電 で た 号 報 内 及 る。 は、する 告 め、 る。 を 条 傍 を 次 す 準 話 \mathcal{O} に 受 時 び れ 実 知 条 る 用 番 間 受 る 用 的 当

7 <u>こ</u>と 第 が 項 項 に で き 規 \mathcal{O} ない。 規 定する 定 に ょ 方 る 法 傍 受 ょ をし る ほ た か 通 信 傍 受 \mathcal{O} 復 0 号 実 に 施 を ょ する

ることが は 次 条 で きな 第 項 0 規 定 に ょ る場 合 を 除 き れ る を 復

新設

第 対 信 応 号 命じ るところ 期 認 に 元 定 用 及 生 的 な Ž +規 間 に する。 につい て、 を に る び 保 け れ 定 変 以 ょ 暗号 条 す 存 る た 換 外 る に 0 に ることが 符 き \mathcal{O} 再 通 ょ \mathcal{O} 傍 同 化信 ため る 号 受 7 生 ょ 信 て 項 期 検 は を は \mathcal{O} り に 傍 を 0) 間 察 官 号 に 実 受 用 第 規 そ に し 施 を 0 用 た 第 で 再 7) 定 0 お 又 1 九 きる とき + は 復 生 た に 場 け 1 て L 条 復 号 号 5 通 を た る 司 第 ょ 所 状れ 条から第十三条まで をすることを 信 す 第 通 傍は 法 ŋ た ること をさ 警 態 信 号 に 受 0) 記 察 で 再 項 を \mathcal{O} 時 な \mathcal{O} 傍 録 生 復 せ 規 受 員 的 実 カュ 1 をす が 時 媒 5 元 ることに 定 保 て 施 \mathcal{O} は さ 的 体 で 第 に 存 \mathcal{O} 実 保に き V ること ょ 通場施 前 せ を う。 る。 存 項 り さ 信所 条 0 \mathcal{O} ょ 管 ١ ر 場 第 ま 同 提 が \mathcal{O} れ この 並 状 \mathcal{O} 以 て で 時 り 供 た 理 定 所 直 規 さ 暗 者 項 下 況 び に 8 に 定 5 号 等 5 同 に 場 定 同 れ 指 \mathcal{O} \bigcirc U め復項 定 規

2

検

察官

又

は

司

法

警

察

は

前

項

 \mathcal{O}

規

に

ょ

再

生

をするとき

は

理

者

· 等

に

命

ľ 定

て、

前 条 る

第

項

0 施

規定

り

時

的 通

保 信 員

をされ

た 暗

号

信

前

項

規 ょ

定

す

対

応

換

符

号

用

号をさせ 号につい

ることに

ょ

り、

条 る

の規

に を

Լ

ŋ

暗 た 化

号 復

化

をさ

通

話

0

開

始

及

び 同

終

了 第

0

年 項 変 存 管

月

日

時 定

関

する

情

報を伝

7 5 4 3 6 によ 暗号 項 의 信 傍受を 復 断 全 ることが 方 通 す を これ Ś 該 部 法 ょ ょ は が を 速 カュ 信 る 検 検 検 傍 検 元 規定 当 察官 そ さ 察 受 通 原 第 あるときは ŋ 察 行 B を を ŋ す に り 察 \mathcal{O} す Ŧī. L れ 六 復 官 わ か 再 判 用 \mathcal{O} 復官 る に す 該 信 復 官 信 るも こと に た 又 は 当 号 た 項 条 元 又 な 生 断 困 又 必 \mathcal{O} 元 又 に 1 他 元 する は を よる傍受す 通 通 さ は を さ は き 再 さ \mathcal{O} \mathcal{O} け すること 難 た そ 要 信 司 復 な 司 司 0) 規 信 規 れ れ 傍 す な 通 \mathcal{O} れ 司 が 通 生 れ 法警 法警 受す 最 か を 元 定 に 法警察員 定 ば ること 信 内 法 で 信 た 0 た た た てきる。 | NB 度の あ なら どう させ つい め、 に 再 当 通 警 す 通 は で 容 通 に 該当 察員 ると 察 該 察 信 生をす 信 が 信 ること ょ あ を て、 き 通 るも ŋ 通 員 が 即 員 カュ \mathcal{O} な で 傍 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 き、 す う き 再 は 信 中は き 受 て う 明 は 1 で 時 は る場 信 な す S ち、 通 項 ち る が 0) 生 \mathcal{O} に き 範 に をす ح る。 再 信 又 れ 前 \mathcal{O} 第 1 べ 再 復 第 囲 カュ カュ で 第 に きるほ しする。 どう は が 条 合 でな 規 生をす 外 傍 に ŧ き 生 元 に 第 該 傍受 当す 第 第 に ることが 項 受 項 該 定 +通 \mathcal{O} す 玉 項 限 \mathcal{O} 当 る す 時 \mathcal{O} 0 に 五. \mathcal{O} \mathcal{O} に 信 語 \mathcal{O} ŋ カュ 1 す す ることができ 項 項 V ょ 条 規 るかどう 場 規 を 規 に に に Ł か ベ るか 若 べ \mathcal{O} て 該 そ لح 当判 定 る に 定 合 1 ょ 定 \mathcal{O} き 準用す き 復 る に に で 当 が に L 規 規 に て 該 断 に \mathcal{O} 傍 通 定に 号に よる < きる よる どうか 通 定 な は す 内 で 通 す 0 受 信 ょ 通 す 信 る V) る は す カュ る 容 き 信 信 に 1 る。 通 ょ た 若 る そ な 復 第 ょ 復 か を 又 復 て 該 て \mathcal{O} は号 四信 ŋ 通号 は \mathcal{O} المح 知 再め は き 号

8 段の とが 号等 る 求 断 規 で 0) \Diamond に き 資 定 う 又 を る。 5 す は ると 当 準 同 用 該 条 する。 第 認 \mathcal{O} 通 場 め 信 兀 る 項 合 \mathcal{O} とき に 相 \mathcal{O} 規 お 手 方 は 定 7 て \mathcal{O} に ょ 同 ŧ は 条第 る \mathcal{O} 要 第 \mathcal{O} 開 十 請 項 七 に 示 係 0 を 条 受 る電 第 規 つけ 定 るこ 項 話 に 後 ょ

うに 傍受令 よる が れ 傍 さ が る 第限 っすることができる。 理 用 段 行 化 が 受 で 要 れ 第 了 傍受 令 足 き 由 が わ 信 な 開 が ŋ た L L 項 速 り 状 項 又 て 被 状 号 な 始 る な 傍 れ るも す に < 受が は 疑 ると に Þ な け 期 \mathcal{O} に \mathcal{O} 1 必要がなくな 者 る 間 規 規 る 記 れ て な か 記 0 疑うに 定に き 載 0) t が V に ば は 内 0 定 に 載 で では 通信 きる ž 通 至 な な た に さ \mathcal{O} て で ょ 信れ لح で は る ら 5 あ ょ れ 々たっ なく ま る 事 な き に ず る た 期 は 足 n 0 業者 傍受 なく 該当する通 ŋ て は 再を 傍 間 再 傍 で 1 る 終了 受が なったことを 受 ŧ 生 生 \mathcal{O} そ 内 な 等 状 す た場合 \mathcal{O} 傍 に 間 た 0 0 \mathcal{O} 受令 0 لح 実 況 べ に だ 開 そ 実 L で 終 実 施 たこと \mathcal{O} き き 施 施 が L 始 \mathcal{O} な 了 に限 信 なく け る 間 \mathcal{O} 通 時 後 開 状 は は L に に 的 傍 に 期 \mathcal{O} 対 信 始 な れ ŋ 理 若 象と 間か 用 契 な に 保 受 あ 前 記 傍ば 傍 曲い 約 0 該 \mathcal{O} 載 受 な 受 L 存 0 に \mathcal{O} 0 < す 当 て さ 5 とし に たこと あ 終 令 再 5 理 \mathcal{O} たとき を 生の 基 す さ な れ は 由 は れ 理 了 状 0 に き これ て 曲い。 ると て 犯 る 後 れ 又 た で 傍 又 通 た は 傍 実 人 通 は 又 は 記 11 施 は信 は

9

(新設)

定

より

時

的

保

存をし

た

暗号

化

信第 完

を全て消去

+

条

信

管

理

者

等

前

条

第

項

 \mathcal{O}

規

定

号

が

終

了

し通

た

ときは、

直は

ち

に、

+

条

第

項に

のよ

規る

保 存 り 直の 存 再 ち をさ 規 再 生 れ 検 に を 定 第 生 \mathcal{O} 察 場 ば L に 0 実 官 合 な れ 5 実 施 に +ょ た 又 た 通 を終 な 信 る 施 は 暗 暗 条 お 管 司 号 を け 復 号 第 号 了 法警 理 化 開 化 る第二 者 を 項 始 するとき又 信 信 前 ż 察 号に 等 号 及 して 条 第二 で び 員 + に れ は、 · 条 命 あ 第 は つい て なら 第 項 じ 0 1 は て な 7 項 前 て 0) 規 のな 同 条 ŧ, 項 前 11 条第 規 第 定 ŧ 条 0) 1 こととな 規 れ 第 定 に \mathcal{O} 同 によ 定 ょ を が 九 項 様 る 全 あ 項 項の لح に て 規 す ょ 復 るとき り <u>ー</u> 及 \mathcal{O} る。 規定 定に 号が 消 り び 0 たとき 去 第 時 は、 さ に ょ 終 的 項保 ょ 了

2

定 条 電 子 計 算 機 を 用 11 る 通 信 傍 受 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 手 続)

第

特

な

け

れ

ば

な

5

な

は適 場合 る間 受け 実 及信 二 \mathcal{O} で 施 び 規 + \mathcal{O} 用 条 に 当 定 0 内 に 7 該容暗を せ お 次 場 に 行 ず、 け 暗 ょ \mathcal{O} 所 わ 通 る傍 号 れる全 伝 り 1 に 信 検 第二号 化 達 ず 設 提 管 察 受の 供 官 れ 置 に するも 理 者 カュ さ ょ さ て 又 0 0 実 れ は り 等 れ \mathcal{O} 施 規 傍受をすること た 作 た 通 司 \mathcal{O} に 特 変 定に に に 信 法 成 命 つ 定 換 さ 限 に じ 警 電子 る。 れる 符号 察 よる傍受につい 1 0 て 、ては、 V 員 計算 暗 を て 傍 は 号 \mathcal{O} 用 受 第十三年 機 暗 化 第 裁 1 \mathcal{O} できる。 に 信 号 た 九 実 判 条第二 号を傍 原 伝 施 化 官 送さ をさ 条 信 を 7 \mathcal{O} は 号 許 \mathcal{O} L 規 せ 受 せ て 可 第定 のた

暗号化! Ĺ 第三 規 定に 信号を受信 項 復 及び第 元 ょ さ ŋ れ 提 四 供 た 3 する 通 項 信に れ \mathcal{O} の と た 規 0 対 定 を準用 同 応 て、 時 変 に、 換 する。 第符 号を 第 九 条 及 用 条 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 第 第 て 復 무

を

カゝ

5

第

六条まで

に

定

め

るところに

により

傍

 \mathcal{O}

新 設

方 暗 \mathcal{O} す 法に 内 号 ること。 容 化 ょ 信

2 一| る 機 を行 前そ 伝送 能 項 E \mathcal{O} ·機 能 れ 全てを 規 定す を伝 号 た り、 · を 受 有 る 暗 達 号 さ す 特 信 化 る れ 該 信 電 定 る 暗 す 電通 号に る 子 号化 計 子 信 0 計の 0 算 信 لح 機 算傍 号 同 11 機 受を に て 時 を 1 係 に う。 と は すること。 時 る 的 原 時 的 信 保 次に 保存 号 存 \mathcal{O} に をす 処 掲 ょ 理 げ り

う

さ

れ

た

暗

号

化

信

号に

つ

()

7

復

号

0)

処

理

を

行

う

兀 にたは、通る のを 他 ょ た 機 る 能伝送 作 そ 政 通 了 傍 诵 前 令で 成 再 信 受 信 項 \mathcal{O} 暗 \mathcal{O} 号 生 の年 に 第 L \mathcal{O} 傍 定 実 化 受と を 月 開 あ 施 当 \otimes L 始 日 \mathcal{O} 0 号 る事 た通 該 及 時 を て 同 \mathcal{O} 処 理 原 び L は 時 規 項 て を 信 信 前 そ 定 終 に 号 に 了 \mathcal{O} 項 し \mathcal{O} に 1 に 関開 て記 ょ \mathcal{O} 第 る 再 第 つ す 始 間 る 生 兀 年 る情 V 及 月 号 に 録 لح 項 傍 び て 日 お 媒 同 受 \mathcal{O} \mathcal{O} 報 終 時 規 け 体 時 規 を 自 を 定 る に 定 L 了 に 伝 動 記 た \mathcal{O} 第 に 通 に よる 的 達年 兀 話 録 全 ょ 通 す 月 て る に 項 す 信 \mathcal{O} る 日原 時 日 傍 能 \mathcal{O} 開 る 再 に 暗 規 受 始 機 生 あ 自 定にし 号 信 そ 及 能 動 を 9 化号の び

六

力

つされた

対応

変 記 す て、 体

換符 のに

> 第 記

九

条

第

号

口

 \mathcal{O}

規

す定

ることなく

他 記

0 録

録 る

媒

体 と

に

録 に、

す

る

ょ

れ

る。

が

第

号

に

規

定

復

号 り

以 提

外 供さ

0

理 たも

に

用

1

5 限 号

れることを防

止

する

五.

号 を

 \mathcal{O} L

記

録 前

に

記

録 媒体に

され

る同

号

 \mathcal{O}

通

及 び

当前

第 処

理

て

号の 媒

記

録

記

録

する

機

該号

原信

つい

前二号に

掲

げ

る機能

に 信

ょ

ŋ

記 0

録

媒

体に 号に

 \mathcal{O}

同

時

暗

0

処

理

を

機岩化

- 七 規 ŋ る 提 定 供 力 機 す 能る さ さ 暗 れ れ た 号 た 変換 ŧ 化 0) 以 に 符 外 限 号 \mathcal{O} る。 処 (第 理 に 九 条 用 が 第 第 1 5 号 号 れ 及び 口 ることを 0) 第 規 定 四 に 防 号に ょ
- 3 八 に 自 0 第 動 1 て 的 号 に に 第二 消 規 去す 定 一号に す る る 機 規 能定 時 的保存 す る復 号 をさ を Ċ れ た暗 た 時 号 化 に 信 全 て 뭉
- 第二 対応 る傍 にをよす 定を この 項 復 を 第 7 特 検 検 準用する。 う。 号 察 ま 定 受 る る 元 変 用 規 察 場 z 換 電 官 ほ旨 官 で \mathcal{O} 定 を 11 %合にお 規 符 第六 子 れ 及 \mathcal{O} 7 に L 又 カュ \mathcal{O} 規定 た 通 定に 号を たと は $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 計 ょ 記 第 項 算 り 司 傍 載 司 九条 よる傍 第 け 用 き 信 及 機 法 受 が 法 \mathcal{O} る再 警 二 十 例 時 警 に $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ は \mathcal{O} あ 1 た復号 第二 第 察 る 察 に 的 実 0 第 受を 場 生 保 傍 員 施 員 ょ 1 条第七 号 存 合 ŋ て +項 受 は は \mathcal{O} を 実施に を 口 六 に を す に L 0 第二 すること 再 た \mathcal{O} 条 規 L 実 第 ること は 傍 通 受令 項 生をす 規 第 定 た 施 つい から + 信 定 す 暗 \mathcal{O} 項 同 第 を 項 る 号 場 が項 状 に 第九 に て 条 復 に に 特 化 に ることが ょ 所 で きな 第三 は ょ ŋ お 定 信 に 号 規 元 第 項 提 号に 電 お し、 り \mathcal{O} 定 1 する ま第で十 規定 供 項 7 子 項 1 つい で 計 か 同 第 さ 同 て \mathcal{O} じ。 \mathcal{O} き に 方 5 時 れ 算 許 規条 る 第に 項 ょ 可

4

6

察官

は きな

司

法警

んは、

第

第

号

0)

定

に

ょ

り

時

的

保 又 で

存をした

暗 <u>字</u>

号 員

化

信

· 号 に

つ 項

1

は

特 規

定

電

5

第

項

第二

号

0)

規

定

に

る

傍

受を

L

た

通

信

0

復

号

に

よる復

元

は

前

項の

規

定

に ょ

よる場合を

除

き、

これ

をす

ることが

なっ \mathcal{O} 規 る で たと لح が 定 機 あ に き あ 0 0 き る ょ て 機 に لح り ŧ は き 再 同 に は 項 ょ 兀 に ŋ 兀 項 実 自 直 お 項 5 施 動 \mathcal{O} 11 \mathcal{O} に 規 を て 規 的 開 定 準 定 に 全 に 始 用 に 消 Լ 7 す ょ 去 る 消 て る る さ 復 去 は 第 再 れ 号 L な 生 る な をし 5 + t \mathcal{O} け な 実 0 て 施 以 れ ば 1 第 を 終 な な 九 \mathcal{O} 項

の傍 記 受 記 録

受

第 録他によ に九 き 条 ょ し通 る る同第 な信る 傍 兀 けの再 受 条を の項れ性生 \mathcal{O} 方 又 ば質を 場 傍た 法は なにし 合 受通通 ら応た に第 を信信 に なじ通 よ 四 あ り項いた信 た 2 0 他の 適 て 通録の の手こ切には信 記続のなつ 第 録の場方い第媒用合法て二 体ににはは十に供およ、一 + に供およ 条 記すいり全条第 録る て記て第 たは録 す 項 ること め 媒 録 項 \mathcal{O} 、第本音の 規 同二 にそ規 定 が時十記の定に

実 合 い施に 傍 (*) を る あ 受 記 0 0 録中て 実 媒断は 施 体し に又第対は二 第 終 + す + 了 る 条 記す条 第 録を終っるとき 項 \mathcal{O} は、規 了 規 規 L 定 な そ定 に けのに ょ れ時 る ょ ばな使再 ŧ \mathcal{O} ら用 生 \mathcal{O} なしの場

し章

を

第

の刊記の十 方 録 他 九 法 条 し通条受 に第 な信 よ二 けの傍 り項れ性受た を通 他のば質 の手なにし信同 記続ら応たの上 録のなじ通記 媒用いた信録体に。適に) に供こ 切つ 記すのない 録る場方て すた合法は ること により によりべ が時て記 でには録

な使 ら用傍 なし 受 いて \mathcal{O} 。い実 る施 記を 録 中 媒 断 体し に又 対は す終 る 了 記す 録を終 は、 了 L なそ けの れ時 ばに

2

記 媒 一印

き媒二 は体十 に条録 速つ やい前体 かて条の には第封 立傍項等 会受前 人の段 に実の そ施規 のを定 封中に 印断よ をしり 求又記 めは録 な終を け 了し れした ばた記 なと録

は録

の次

施に

を規

中定

断す

又 記

は録

終媒

了 体

しを

た除

とき

L

る 前

、媒 十

受人条媒

実項前の

傍 体 五

記

録

体

条封

第印

項

 \mathcal{O}

規

定

ょ

ŋ

記

録

にを

速つし

やいた

かて記

る他のに 記実 绿施立 媒を会 十 体し人 にてに 条 第 対いそ るの す る間封 項 記に印 \mathcal{O} 規 録記を が録求 定 終媒め に ょ 了体な る のけ L た交れと換ば 再 生 きをな を もし 5 L た たな 同とい 通 様き 信 とそ傍 を すの受

2

すの生 に 第 \mathcal{O} は 実 録 施 1 再 項 媒 を 会 生前 段 体 人 \mathcal{O} l て に に 実 \mathcal{O} そ 施 規 対い す る \mathcal{O} を 定 る 間 中 に 封 記に ょ 印 断 録記 を ŋ 求 又 が 記 録 終媒 \Diamond は 録 終 な 了 体 を 了 け L \mathcal{O} L た交 た れ L لح 換 ば た 記 とき き 録 を な 5 ŧ 媒 L た な は 体 と に 同 き 様 速 0 B

3 で四人足き項にに前る他 手のり項 続封記の の印録記 用をを録 に求し媒 供めた体 る記に す る前録つ たに媒い め ` 体て の 第 が は 複 二 あ 、 製十 る前 を九 場 条 作条 合 第 成第 を一 がすることが 第三項又は! 除項 項き後又、段 段 立の が第会規

4

特 定 子 機 を 用 1 る 通 信 傍 受 0 記 録

第 る再 傍受の 用 き び + とも 生 第 は V 六 及 をし て、 場 び 九 条 電 合 条 前 第二 第計二算 た て に 傍 了 受 あ 0) 傍 通 条 をし 号 + 受 0) 年 信 0 て 規 て、 月 0) 口 は、 た 定 条 \mathcal{O} 日 実 以 通 規 に 時 施 暗 第 下 号化 第二 を 定か の項 に 項 傍 L カコ をし + 受 て 同 よわ \mathcal{O} を 及 三条第 ŋ 5 項 規 第二 び ず る て 提 定 た 間 次 供 に 記 四号 通 録 項 さ ょ に 特 お 媒 に 項のれ 定 る傍受を 信 定電子計 た 規 体 お け \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 変換 定 る 開 11 て 記 に 通 始 録 同 に ょ 符 L 及 話 のす U よる 号機 た

> もしら たなとい 同 」 き・ 様 とそ傍 る。 他の 記 実 録 施 媒を 体し にて 対い す る る間 記に 録 記 が録 終媒 了 体 \mathcal{O} た交 と換

きを

新

用にに にそよ前 供のり項 す封記の る印録記 たをを録 め求し媒 のめた体 る記に 複 製前録つ を に媒い 、体て 作 成第がは 吹することが一般二十二条第二 あ る前 場 条 合 第 を一 で 除項 き 項 き 後 る の 、段 手立の 続 会 規 の人定

2

3 略

新

2 体 及 項 号 び \mathcal{O} 前化 了 記 前 手 項 0 を 録 \mathcal{O} 年 項 続 L す に 場 月 \mathcal{O} て 規 合 当 る 用 日 t 定 に に 該 時 す そ 供 お 記 \mathcal{O} と る す 1 録 0 す 事 て る 媒 他 る 項 た 体 政 は に 令 に \emptyset 第 記 で 0 同 録 定 1 + 時 8 て L 九 な る 条 け 事 全 第 傍 れ 項 ば に 受 項 な 他 を 0 又 5 L \mathcal{O} 1 記た は な て 第 録通 1 媒信 兀 暗

3 了はの 規 号 第 な そ 定 \mathcal{O} け 規 + \mathcal{O} に 定 時 ょ に 条 に る な 使 再 ょ 第 用 る 生 b な 項 \mathcal{O} t L て 実 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 規 ゚゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゚゚゚゚゙゚ \mathcal{O} る 場 定 に 記 を 合 録 中 に ょ る 媒 断あ 体 傍 L 0 て 受 に 又 対は は 0) す 終 実 る 了 同 施 記 す 条 同 録 る 第 を لح 兀 項 終き項第

4 れ + 滞 ば 1 傍 第し 化 三 受 な な な 5 < 項 信 条 \mathcal{O} 1 な ŧ 号 第 実 のれ で 施 規ば 前 \mathcal{O} 条 が あ 項 \mathcal{O} 定 あ 第 終 に 第 0 四 る 7 了 ょ لح ŋ 項 同 号 後 に き 条 記 \mathcal{O} 規は 第 規 傍 録 定 兀 定 受 を す 再 項 \mathcal{O} L に た る 実 生 \mathcal{O} ょ 裁 規 り 施 記 \mathcal{O} 判 実 定 を 録 官施 に 時 終 媒 に よ的 了 体 \mathcal{O} す に 終 提 る 保 出 復 存 了 る 0 号 時 L 後 を 1 を 7 な L に L た け 第 は

傍 受 条の 実 施 0 状 況 を L た 書 等 受 提 等

第

七

察

官

終

第

長な第をら二 了 後 + (請な十 略 求 い五 遅 す 0 条 滯 る第第 な検 < 時 七四 も条項 のに次又 規 には 同規 定揭司記 様 定 に すげ法載 と ょ る る す 警 ŋ 裁 事 察 傍 判 項員 受 官 をは面 記 がに で提載傍の き 出し る したの出 期な書実 間け面施 のれをの延ば、終 延ば

第 第 項 0 規 定 に ょ る 立 숲 人 0) 氏 名 及 び

> 傍 受 0 実 施 官状 記 載 L た 0 提 等

二一求い前 了 す 条 後 十 る第 第 略 時 七 遅 も 条 項 、の に 滯 のに な検 同規規 く察の 様 定 定 に لح す次又況 よるにはを す うる。 り 裁 掲 司 傍 判 げ 法 受 官 る 警 がに 事 察 で提項員書 出をは面 き る L 記 期な載傍 間け し受出 のれたの 延ば書実 な面施 長 をらをの 請な

立. 会 人 \mathcal{O} 氏 名 及 び 職 業

職

第五第 + 略 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 立. 会 人 が 沭 ベ た 意 見

六 四 定係 す る る 犯 十 通罪五 信の条 に罪に 該名規 当及定 す びす る罰る と条通 間認並信 めびに おたにつ い理当い 由該て 通は 信 が当 同該 条 通 に信 規に

七 を 傍 L 受 た 年の 月 実 日 施 L て 11 る に て 記 録 媒 体 \mathcal{O} 交 換

七

を

び 封 第 略印 を + 五. L た条 立第時を 会 人項 のの 氏 規 名 定 に ょ る 封 印 \mathcal{O} 年 月 日 時 及

九

2 できる げ ょ す かの る る る か 規 検 傍 裁 事 わ 定 察 期 受 判 5 官 項 に ず 間 \mathcal{O} を ょ 又 官 実 る は \bigcirc に 記 延 施 提 載 傍 傍 司 受 受 長 を 出 法 を た 0 \mathcal{O} 警 L L た 請 な 書 実 実 察 求 後 け 施 員 面 施 す に れ を \mathcal{O} を は 終 る 第 ば L 時 七 な 第 了 た 第 41 条 5 لح 後 \mathcal{O} な + き + 遅 同規 五 は 11 条 滯 条 様 定 同 第 な 前 第 に す 号 兀 ょ 項 ŋ 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 傍 規 に 規 第 次 規 に 受 定 定 に定 掲

 \mathcal{O} 開第 二 + \equiv 中 断条 及 第 び 項 終 第 了 0 号 年 号 月 \mathcal{O} 日規 時 定 に ょ る 傍 受 \mathcal{O} 実 施

時を 第 L 7 + 1 る 三 間 条 第 に お け 項 第 る 通 話 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 開 定 始 及 に び ょ 終 る 傍 了 受 \mathcal{O} 年 \mathcal{O} 月 実 日施

の始通 及 信 第 第他 そ び に 終 + \mathcal{O} 0 了 特 1 定 \mathcal{O} て 条 に 年 は 第 資 月 項 傍 す 日 る 時 受 第 事 並 \mathcal{O} 項び 号 根 拠 \mathcal{O} に 規 通 と な 信 定 0 \mathcal{O} 12 当 た ょ 事 条 る 項 者 傍 受 0) 氏 そ を 名 \mathcal{O} L 開た

兀 る 犯 + 罪 五. 条 \mathcal{O} 罪 に 規 名 及 定 す び 罰 る 条 通 並 信 び に に 0 当 1 該 7 通 は 信 当 が 該 同 条 通 信 規に

> 六 四 五. + 項 0) 規 定 に ょ ŋ 立 会 人 が 述 ベ た 意

> > 見

定 係 る 第 記 す 録る犯十 媒通罪四 体信の条略 のに罪に 交該名規 換 当 及定 すびす ると認信 月めびに 日たにつ 時 理 当 11 由該 7 通は 信 が当 同該 条 通 に信 規に

前 条 立 第 人項 \mathcal{O} 氏 規 名 定 に ょ る 封 印 0 年 月 日 時

及

てバ

封

印

新九

を L

た

会

設

定 す る 通 信 に 該 す る 認 め た 理 由

五. を 傍 L た 受 年 \mathcal{O} 実 月 日 施 時を L 7 11 る 間 に お 11 7 記 録 媒 体 0 交 換

六 規 뭉 前 各 \mathcal{O} 規 号 で 定 に に 掲 る ょ げ 事 る る 書 項 傍 ŧ 受 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 実 ほ 施 カュ \mathcal{O} 状 第 況 + に 関 \equiv L 条 最 第 髙 裁 項 判第

3

処 + 項 前所 分れ五 第 条六 をに 項 則 取該に号 に 条 当 規 又 規定 第り し定は 消 定め なす前 いる項 項す な す る ŧ と通第書認信四面 \mathcal{O} 第 五と認信四面項すめに号の 及るび。 る 該の提 لح 当 通 出 び こきす信 第 を 六のはるに受 項 場 け かつ の合当どいた規に該うて裁 定お通かは判 を い信 を 官 準ての審こは 用 は 傍 査 れ 、 す 、 受 し が 第 2

第のと通第

号を 暗 時 わ 施た 条 を、 ょ 号 第 + 後 に 5 を 期 さ る 化 第 ず L 間 傍 項 ħ 信 た 条 \mathcal{O} 受 号 各 7 + 傍 期 う 遅 号 滞 5 \mathcal{O} で 条 受 間 検 1 第の 実 に な な あ が に 察 施 掲 実 あ 第 官 V 0 ると を げ ŧ て 項 施 又 る 当 + L \mathcal{O} 第 \mathcal{O} \mathcal{O} は 事 た 該 が 規終 き 条 司 期項 期 あ 第 十 定 了 は 法 間 を 間 警 る に 後 とき に 以 条 ょ 前項 察 関 第 外 第 り 傍 員 条 \mathcal{O} 0) は 受 第 規 L は + 期 項 時 て \mathcal{O} 定 条 間再 的実 傍 は \mathcal{O} 項に 次 第 保 施 受 に 生 規 \mathcal{O} ょ に 関 \mathcal{O} 定 存 を る 規 \mathcal{O} 掲 項 実 に を 終 定 傍 実 L 施 さ げ \mathcal{O} ょ 受 施 了 に る 規 はの る ħ す か \mathcal{O} を に事定前終復た

項

ぞ

記

L

書

面

を、

+

五.

条

兀

定

す

る そ

項

0)

に 官 れ

ょ

る 提 載

傍

実 け

を

た

後

第

七

条

 \mathcal{O}

出

L た

ば

な 第

5

な

第 第

+ 項

ょ

ŋ

傍 規 裁 れ

受 定 判

が

き

る

期 受

間 \mathcal{O} な

0)

延 施 n

長

を

請

求

す に

る

時

第

す

新

設

と認信六 前 五. 項 す めに号項 るる該のに規定 び きす信定 第 るにす 六のは 項 場 かつる 合当どい書に該うて面 \mathcal{O} 規 定お通かはの をい信を 提 ての審こ 準 出 は傍査れを 用 受しが受 る第の 第 け こ十 処 た 分れ四裁 をに条判 六 条 取該に官 り当規は 第 消し定 項 す なす同 いる項

とする。

- 指 定 期 間 \mathcal{O} 開 始 及 び
- 中 第二 び + 終 条 了 第 \mathcal{O} 項 月 \mathcal{O} 規 日 終 時定 了 に ょ 0 る 年 傍 月 受 日 \mathcal{O} 時 実 施 0 開 始、
- 三 る 第二に 第一及 +十お け 条 る 第 第 通 項年 話 項の \mathcal{O} 規定 開 規始 及 に び ょ る よ 終 傍受 了 \mathcal{O} 年 \mathcal{O} 月 実 実 日 施 施時 を L て
- 四 第 中二 断 及 び 終 条 了 \mathcal{O} 項年 月 \mathcal{O} 日 時 定 に る 再 生 \mathcal{O} \mathcal{O} 開 始
- 六 五. 項 第二規 +定 +に 条 ょ 条 第 る 第 立 項 会 に 人 に お \mathcal{O} お 氏 1 1 名 て 7 準 準 及 意 見 す び 用 職 す る る 業 第十 第 条 条 第二 第
- 七 よ 規 項 定れ る 第の 規 す 5 定 るに 以 復 に 号 外 ょ 号 定 をされ る復号 に 足りる事 \mathcal{O} に 規 暗 ょ 号 定 ŋ 化 をさ る す 立 項信 る 숲 前 号 通 人 に れ に 消 た 話 が そ 暗 去 述 \mathcal{O} れぞれ され 号 う É 化 た 第 信 意 た 対 暗 号 + 応 号 する部 化 同 信 項 条 号 第 \mathcal{O} 分を 及 規 項 び 定 \mathcal{O}
- 八 の終 \langle 了 第二 1 定に資す 0 て は十 年 月 日 再 条 る事 生 第 時 事並項び \mathcal{O} 根項 拠の に 規 通 と 信 な 定 \mathcal{O} 9 に 当 た ょ 事者 条 る 項 再 生 \mathcal{O} 氏 そ を 名その \mathcal{O} L 開た 始通 他 及信 で に
- 九 定 係 第 十 定 す る る 犯 五条に 通 罪 信 \mathcal{O} 罪名 に 該当す 規定 及 び す ると 罰 る 条 並 通 認 信 め び に た に 0 理当 11 由該 て 通 は 信 当 が 同 該 条に 通 信 規に
- +再 生 第二十五 た 年 0) 実施を 条 第 して 項 1 る \mathcal{O} 間 規 名 定 に お ょ 1 て る 封 記 印 録 0 媒 年 体 月 0) 日 交 時 換

び

封

可印をし

た立

会人の

氏

2 一きる期間 それ、 兀 る傍 る裁 傍受 掲 あ 時 わ 施 う < 1 ちに ŧ げ に 5 時を 2 を \mathcal{O} 検 めに 第二 第二 受 て ず 察 る 定 中 開 判 ぞ \mathcal{O} る 当 同 L ょ 定 第 L \mathcal{O} 第二 号 断 \mathcal{O} 官 れ 実 事 該が 第号 た 官 事 る 前 に 7 始 に を + 号に + +各 ょ 施 期あ 期 又 項再 ょ 及 \mathcal{O} 実 に 記 項 \mathcal{O} 傍 する る間に る復 + 規 +号に \equiv \equiv 施提 を 受 間 る び 中 延 載 を 間 る は 生 条 長 三 規 終 条 断 条 を 出 L し 以 と \equiv 定 \mathcal{O} が 司 \mathcal{O} 傍 前 第 第二 受 号 定 第 及 第 を L L た た 外 き 条 に 実 あ 条 法 掲 了 実 期 は、 ると た な 書 警 げ を す \mathcal{O} 兀 お び 請 第 ょ 施 第 施 \mathcal{O} \mathcal{O} け L る 項 間 察 る 消 年 項求 期 項 終 後 け +兀 り \mathcal{O} 実 面 \mathcal{O} 第二 施 ŧ る 第 き 員 去 た 通 月 \mathcal{O} 了 す に れ を 間再 項 終 項 状 に L 暗 規 通 第 関 条 生 は 第は 話 日 \mathcal{O} る ば に \mathcal{O} 時 了 況 又 0) 号 た 時定 話 年 号 時 第 L 第 関の 規的 は 0 号 七 な 後 に \mathcal{O} 暗号 ŧ 第 ほ 化 う 12 \mathcal{O} \mathcal{O} 月 \mathcal{O} 条 5 て L 実 定 保 前 号 傍 関 受 5 規 規 な 傍 開 + は 項 に 条 信 ょ 日 \mathcal{O} 7 施 存 \mathcal{O} か L 化 号、 + 始 時 定 受 \mathcal{O} 第 る 定 同 規 1 五. 次 第 は \mathcal{O} ょ を 第 規 最 再 及 条 る 第 信 に に 様 定 に 前 終 L \mathcal{O} 定 実 高 よる傍 号 生 び ょ لح に 同 第 掲 号 条 復た 実 項に 施 条 同 了 裁 + 及 終 る す よ号 兀 げ \mathcal{O} 第 後 号 暗 施 \mathcal{O} ょ 第 項 0 を 判 る。 ŋ る び 規 号 実 了 傍 \mathcal{O} 項 る を を 規 L 条 \mathcal{O} 条 所 それ 受の 傍 規定 定 定 第 規 第 施 \mathcal{O} 受 に 事 項 L 化 終 傍 た 規 項 年 \mathcal{O} に 各 信 に 期 定 几 \mathcal{O} 規 項 遅 て 了 受 \mathcal{O} 則 を、、 . ら ょ に 号 す 規 項 開 月 実 実 定 号 滞 カュ の間 項 に 11 で よの 始 日施 施 す る 実の 定定 \mathcal{O}

に外 足 ŋ 暗 る 号 事 化 項 信 뭉 に そ ħ ぞ れ 対 応 す る 部 分 を 特 定 す る

五. の終っ 第 了 定 \mathcal{O} て は、 + 年 三 月 す 日 再 条 る 時 生 第 事並 兀 \mathcal{O} 項び 項 根 拠 \mathcal{O} に 通 と 規 な 信 定 に \mathcal{O} 0 当 た ょ 事 る 条 者 項 再 \mathcal{O} 生 氏 そ を 名 \mathcal{O} L そ 開 た の始通 他及 信 そびに

六 定係 す る 第特 る + 犯 五に 通 罪 実 信 条資 \mathcal{O} 罪 に 規 該 名 当 及 定 す び す 罰 る る لح 条 通 間認 並 信 \otimes び に おた に 0 理 当 11 て 由該 通 は 信 当 が 該 同 条に 通 信 規に

八 七 を 前し 再 生 各 た 号 年 \mathcal{O} に月 施に 掲 日 げ 時を る L て Ł \bigcirc 1 \mathcal{O} る ほ に カコ 第 11 7 + 記 三 録 媒 条 第 体 \mathcal{O} 項 交 換 定定第

は、 再 五号 れ 生 に 条 若 第 前 めに 第三 0 該 る に L 処 当 規 < 項項 事 分 第 項再 定 は に L を 規 な す 前 六 る 項 取 7 号 定 若 ŋ لح 通 第 す 三項 認 消 信 六 L る す < 8 書 に 号 ŧ る 該 \mathcal{O} は 面 کے 第 当 \mathcal{O} 通 第 \mathcal{O} 五項 と き す 信 提 す は る に 項 出 る。 カュ **つ** 第 を どう 当 受 Į١ 兀 第六 号 該 7 け \mathcal{O} 通 た カュ は 又 項 場 裁 信 を は 合 審 第 判 \mathcal{O} 規定 にお 傍 査れ 官 受又 Ĺ が 項は 11 第 第 は 九前

3

ょ

る

生

 \mathcal{O} に

実

施 る

 \mathcal{O}

状 受

況 \mathcal{O}

に 実

関 施

L 又

最

髙 同

裁 条

判 第

所

規 項

則

で 規

は

兀

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

規

定

ょ

傍

傍 受 録 察作 す

る。

+

三条第

及び

0)

を

第 る + +ŧ 九 \mathcal{O} 条 を 第 条 記 除 項 検の 又 官成 は 第 又 下 は 0) + 司 法 項 警 に 条 お 第察 員 項は て 同 第 U. 傍 号 受 \mathcal{O} \mathcal{O} を 規 中 定 施 断に一つ しよ第

録

を断二 しては、一十二条 信終 の了検の 内容を刑したとき 事は、司法 続 そ 警 にの察 お都員 い度は、 7 使速 傍 用や受 すかの るに実 た `施 め傍を の受中

する一た又 検る間通通は 記にを信終 官録記作の了 が録成内し 終媒し 容た 了 体なを のけ刑き た 交れ事は と 換ば手 きをな続そ もし らにの たなお都 と 再同 き 様 とそ傍使速 すの受用や る他のすか 記実るに 録施た 媒をめ傍 体しの受 にて記を 対い録し

2 記 に を 信 終 記作 了 \mathcal{O} 察 録 成 内 L 媒 容 た L لح 又 体な を け 刑 きは \mathcal{O} 交 れ 事 は 司 換 ば 手 法 そ を な 続 5 に 察 L \mathcal{O} 都員 た な お 度は と 1 1 き 7 そ 再 使 速 用 生 P 生 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} す カュ \mathcal{O} 記実 る に 実 録 施 施 た 媒 を \otimes 再 を 体 L \mathcal{O} 生 中 7 記 を 断 に 対い 録 L L た 又 す る る間通通は

が

了

た

لح

き

ŧ,

様

لح

す

る。

2

3 通第媒し 信 体く 第録 の項 又は 項終 略記のは第 録記第二 に +を録 規し 消媒 +六 定 去 体 五 条 す しの条 る 第 て複第 記 作製三 項録 成か項のは同 らの規 す 、規定第 る、規定第も次定に二 のにによ十 と掲より四 すげり記条 るる作録第 通成を 信しし項 以たた後 外同記段 の条録若

0 Ł て、 第 +な四 お条 そ第 O \Box 内 項 容の を規 復 定 元に すよ る り た傍 め受 のを 措し 置た を通 要信 すで るあ

た五条 △ も条|第|第 項略のに二 + 規項五 定の条 す規の る定規 通に定 よに 信 りよ に 該 傍 り 当 受 傍 を受しを す る لح たし 認通た め信通 5 で信 れあ及 るっび にて第 至第十 つ十四

兀

4 は + 六 定 五. す 第 る 第 記 項録 項 \mathcal{O} は \mathcal{O} 規 規 定 定 に ょ ょ ŋ 兀 ŋ 記 条 作 録 第 成 を 項 た た 後 段 記

> た交れ記 لح 換ば録 き をな もしら以 たな下 同とい 様き。傍 の受記 す る他の録 記実し 録施と 媒をい 体し う にて 対 11 る す る間通 記にを 録記作 が録成 終媒し 了体な しのけ

新 設

去しを したし傍 て複た受 作製記記 成か録録 ら媒は 体 も次又第 のには十 と掲第九 すげ二 条 るる。通常 通条 信第項 後 以二 外項段 ののの 通規規 信定定 のにに 記よよ 録りり を作記 消成録

す

る

Ł 0 て、 第 十 な \equiv お条 そ第 O内項 容の を規 復 定 元に すよ るり た傍 め受 のを 措 し 置た を通 要信 すで るあ

た四条 も条第 第 略のに二 規項四 定の条 規の す る定規 に定 通 信 よに りよ に 傍 り 該 当 受 傍 を す 受 るし を لح たし 認通た め信通 5 で信 れあ及 る っぴ にて第 至第十 十三

一通 項 \mathcal{O} 記 \mathcal{O} 記 録 を 録 消 媒 体 去 \mathcal{O} 7 複 製 作 成 か す 5 る Ł 次 \mathcal{O} と 掲 す げ る る 通 以 0)

- 傍 受 す き 诵 信 に 該 当 す る 通 信
- 復 定 の に 例 第 元 す ょ に り ょ 十 る た 再 る \Diamond 生 場 条 \mathcal{O} を 合 措 を 兀 L た 含項 置 を 通 む 要信 第 で す 次 る あ 号 + に £ 0 て お \mathcal{O} 第 11 な 兀 同項 お そ に じ お \mathcal{O} 内 11 容 \mathcal{O} 7 規
- 認通通の 第 信例 信 で 5 及 に ょ + れあ び 第 る 2 る に 7 場 条 + 第 至 第 合 + を 五 項 た 五. 条 含 第む。 も条 のに 兀 第 規 項 + 定 \mathcal{O} \mathcal{O} す 規規 る 定 定 条 第 通 に に 信 ょ ょ 兀 に ŋ n 項 該 再再 に 当 生 生 お す を を 1 る 7 た

兀 诵 前め 号 に 掲 げ る 通 信 と 同 \mathcal{O} 通 話 \mathcal{O} 機 会 に 行 わ れ

3

5

当 信第 通通 規つ 信信該傍項 ののお検が 定い第た との通 受 7 \equiv 原規い察あ号 に す 同記信記 るは項信三 る ま 規 第 لح 録に録定 で 通 き のを係 す 信 当 二 又 はは 通消る لح る に該号 話去第 総記 前 該 通 又 こ項 のし 称 録 当信は 察の 機な項 第 す 又 しが前 員 限 るは な傍項 会け第 はり号にれ四 い受第 第 でか行ば す 号 傍ならわな 又 か項 とべ号 がきに 受い第れ らは らに 三たな前 当 規 判 通 掲 号 第 い項 該 定 明信げ ま 0 第 通す し及る で項た四信る たび通 に 第だ号の記 と 第信 掲 しに記録 き十 \mathcal{O} げ号 揭録へ は五記 るか当げ及以 条 録 通ら該るび下第にに

6

又

法

受項に

記定

録に

い裁第

官十

に五

以提条

外出第

のし四

傍た項

を録は

し媒第

た体二

信以六

 \sim +

下 条

_ 第

二傍四合

通

第

又 記

録

を

作

成

L

た

場

受 記

う判

لح り に 司

て 官

よ他は

まとの信当信 で同記のしが前 に 録記な傍項 のを録い受第 掲 通消及こす げ とべ号 る 話去び し 当がきに 通 \mathcal{O} 信機な該判通掲 が会け通明信げ あにれ信 し及る る行ばにたび通 と わな係と第信 きれらるき十 \mathcal{O} はたな同は四記 同い項 条 録 こ項 0 第 傍にに の第た四受規つ だ号記定い 限 _ り号 しに録す 7 でか 掲かるは なら当げ ら通 い第該 る 当信 三通通該に該 号信信通該通

4 以提に 外出お検 のしい察 傍たて官 受 記 又 を録他は し媒に司 た体第法 通(警 信以十察 の下条員 記 「第は 録 傍 を受項傍 しのの受 た原規記 記記定録 録録にを 媒 よ作 体とり成 又い裁し は う判た 。官場 そ の一に合

る をけ下部記れ 消れ同又録た き 去ばじは媒通 た こなら 体 信 通 部又を 信 同場ながをは含 項 及 様合いあそ そ む び 又 とする。 のまま のまま のの ま複次 第 れ 製項 5 てのは記等に + \mathcal{O} 規 録 お 規 他定そし 複 定 11 ににのた製 7 に 第 当よ記物そ同 ょ 兀 り録及のじ 該 る 項 記傍のび他 復 \mathcal{O} 録受全書 一号 規 記 の記部面録のに 定 複録を を の記よ に 製か消い内録 ŋ ょ ら去う容 等 を復 が記し。のし元 再 あ録な以全たさ生

すお前と

るい項きま

規

該り

等

る

とき

てのは記

他定そし複

ににのた製

当よ記物そ

記傍のび他

録受全書記

の記部面録

複録ををの 製か消い内

あ録な以全

をけ下部

消れ同又

去ばじは

ら去

が記し

もしな

とに

たら

同場ながを

様合いあそ

。るの

ま複

録

録及の

う容 。 の

等

 \mathcal{O}

第 及れ三 びて十通 次い条信 にる 揭通検当 げ信察事 るの官者 事当又に 項事は対 を者司す 書に法る 面対警通 でし察知 通 、員 知傍は し受 な記傍 け録受 れを記 ば作録 な成に らし記 なた録 い旨さ

5 五

七

条

 \mathcal{O}

定

に

ょ

る

傍

受

記

録

 \mathcal{O}

聴

取

等

聴

取

若

に 次 当 第 該十 通 五 規信条略 にに 係規 る定 犯す 罪る の通 罪信 名に 及つ びい 罰て 条は そ \mathcal{O} 旨 並 び

同は 閲 記 覧 又 及 聴 は び 複 等 第 製 \mathcal{O} \mathcal{O} + 許 作 可 成 \mathcal{O} 条 を 第 請 1 う。 並 項 び \mathcal{O} 以 に 規 下 第 定 に \mathcal{O} $\overline{+}$ 号 Ļ る に 条 傍 お 第 受 11

又 は 録 旨 第 \mathcal{O} 項 取 規 定 に ょ る 不 求 服 申 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ てをすること

き る

3

2

傍 記 録 \mathcal{O} 聴 取 及 び 閲 覧

5

通 信

第 旨さ二 及れ十 びて三 次い条の にる 掲 通 検 事 げ信察者 るの官に 事当又対 項事はす を者司る 書に法通 面対警知 でし察 通 `員 知傍は し受 な記傍 け録受 れを記 ば作録 な成に らし記

11

5 五.

新に 当 第 該 + 通四 信条略 にに 係 規 る定 犯す 罪る の通 罪信 名に 及つ びい 罰て 条は そ \mathcal{O} 旨 並 び

設

3 略

2

傍 受 記 録 \mathcal{O} 聴 取 及 び 閲

なた録

+

略

原 記 \mathcal{O} 聴 取 及 び 閲 覧

はち以あの第の 原十 そ当外 る た四 場 の該のとめ項 合 項 記 録条の 複通通認にの に 又 製信信め必規 あは保 をにのる要定 管(第 0 作係当 لح がに て 裁略録 成る事きあ 圳 ょ は す部者はる る 官 る分の と再 第 条 は こを請傍認生 と聴求受めを 十 傍 を取に記る さ 受 項 許しよ録とれ 条 第 を 可、 りにきた さ 第 記そ通 し若 뭉 n なし傍録の信 項の た けく受さ他 規通 れはのれ正のは定信 ば閲原て 当内第に な覧記いな容 らし録る理の十 る

な、の通由確

い又う信が認条受条

の判る通明代項判と場同項 お条略 い第 。項

記が部信すわ第にの合じに次へ 録次分及るる一よ許に の条にびにべ号り可お) 消第つこ至き又消のいのて三 いれつ適は去請て規準項 を項てとた当第を求は定用 、にす第 同場な 二命は す一合証号じ 前よる二 묽 るのに明にら同項り場十 もに こ通限方掲れ項の記合七 の該と話 り法げたの規録を条 で当がの 、がる記規定の含第 す で機傍な通録定に消む三 るき会受い信にによ去 るにのもで係かるを以及 行原のあるか複命下び てたわ記でっ通わ製じこ第 だれ録あて信らをたの二 これした のる他がず作裁項十 う に新 成判に八 通 ちとこた当 請の当信 すがお条 求通該に当がれに該るあい第 を信裁係該判に同裁こるて三

た

き

もに

略

受 記 \mathcal{O} 聴 取 及 び 閲 覧

第

傍

2

い又う信が認 はち以あの原十 そ 当 外 るた記五 の該のとめ録条の 複通通認に保 製 信信め必管 をにのる要裁略録 作係当とが判 成る事きあ 官 す部者はる る لح 分の こと を 請 傍 認 傍 聴求受め受 を取に記るを 許しよ録とさ りにきれ 可 し若 記そた なし傍録の通 く受さ他信 け れはのれ正の ば閲原て当内 な覧記いな容 らし録る理の な 、の通由確

4 3

と話 の該 り法げたの規録を次へ 当がの がる記規定の含条略 で機傍な通録定に消む第 るき会受い信にによ去。三 るにのもで係かるを以項 行原のあるか複命下へ てたわ記で つ通わ製 じこ第 だれ録あて信らをたの二 これしたのる他がず作裁項十 う ` 通 成判に一 こに新 請の当信 5 لح こた当すがお条 当がれに該るあい第 求通該に こるて を信裁係該判に同裁 の判 る通明代項判と場同項 す る 記が部信すわ第にの合じに 録次分及るる一 よ許に の条にびにべ号り可おごい が消第つこ至き又消のいのて 去 三いれつ適は去請て規準 きを項てとた当第を求は定用 同場な二命は にす な命第 二十一合証号じ いじ `前よる 。た号るのに明にら同項り場

こ通限方掲れ項の記合

す で き

6 5

終及 げ十複検 了び二 しそ条 る条製察略 た の第事のは官 後年三項規 月項一 定傍は لح 日のとの受司 あ 複あ適記法 ると製る用録警 をのにと察 \mathcal{O} は 作はつみ員 一同 成 **一いなが** 複 条す 次てす 製第るには を二こ 掲 作項とげ同のの 成中のる条場規 し「許事第合定 た傍可項一にに 後受が並項およ のあび中いり と実っに「て作 す施た第次、 成 るが旨三に第し

立

2 第

`官関 再 判 分 生所に司がす検十不 に不法所る察三 \mathcal{O} 服警属処官条申 実 施そが察す分又 ののあ職るにはへ 終処る員検不検略 了分者が察服察 をのはし庁が事 含取そたのあ務 む消の通所る官 。し職信在者が ン又務の地はし をは執傍をそた 請変行受管の通 求更地又轄検信 すへをは す察の る傍管再る官傍 こ受轄生地又受 とのすに方は又 が実る関裁検は で施地す判察再 き又方る所事生 るは裁処に務に

るが旨二に二た 終及十 掲 十 複 検

後

لح

あ

は

のし

を二

年

月項

同成

複条す次て

了び五げ三

そ条る条は官

日のとの記法 複あ適録警

をのにみ員

「いす第

 \mathcal{O}

、作はつなが

ると製る用と察

製第るにはこ項

掲

作項とげ同場規

成中のる条合定

しっ許事第にに

た傍可項一およ

後受が並項いり

」のあび中て作

と実っに「、成

す施た第次第し

項規傍は

定受司

たの第事の、又

7

立 7

2 第

求のは察す分 す取そ職るに検十不 る消の員検不察六服 こし職が察服官条申 と又務し庁が又 がは執たのあはへ で変行通所る検略 き更地信在者察 るへをの地は事 傍管傍をそ務 受轄受管の官 のすに轄検が 実る関す察し 施地する官た の方る地又通 終裁処方は信 了判分裁検の を所に判察傍 含に不所事受む、服に務に 服に務に そが 官関) のあ司がす を処る法所る 請分者警属処

3 そさるる場 のれ傍と合裁 複た受きに判 も記はお所 、いは 等の録 のをへ検て う 除前察 前 5 く条官次項 第又のの 該以六は各請 下項司号求 傍 受 この法のに \mathcal{O} の規警いよ 処項定察ずり 分にに員れ傍 におよにか受 係いり対にの るて傍し該処 通同受 当 分 信 じ記そすを 録のる取 ンと保とり てド こ及み管認消 れびなすめす

。録のる取

り裁

認消判

めす所

る場は

`いの

求

と合

と保

る

複た受きに前

製も記はお項

のをへ検て請

該以六は各り

く条官次に

。第又のよ

下項司号傍

この法の受

の規警い又

およにか生

いり対にの

て傍し該処

にじ記そすを

`当分

は項定察ずは

再にに員れ再

及み管

びなす

のれ傍

等の録

5

当

受

又

生

処

分同受

う除前察

そさ

た \mathcal{O} の係 限消 暗 第 記る ŋ 去 号 録通 を 号 化 並 信 傍な命に信 び 及 受いず 該 号 に び る 当の当 こと す消該 る去傍 とを が 受 同 相認命の 当 めじ処 \mathcal{O} るな分 で 通 な場けに 話 合れ係 11 \mathcal{O} とにばる 機 認おな一 会 ら時 めい てな的 る 行 لح い保 わ き 当 存 れ は該た をた 記だ さ 通 こ録しれ信

た 項 b 当 各 な号 該で い又 لح は 第 又 四は 項再 各 生 号に に係 掲 る げ通 る信 通が 信 の第 11 ず十 れ九 に条 も第 当 三

 \mathcal{O} を 手 前 保 当 該 続 護 す傍 違に る受 法 該 た又き が当めは あすの再 る手生 る と場続に き合にお を重 11 除大 7 きな 違 通 当法信 該がの 傍 あ当 受 る事 又と者 は きの 再 利 生 益

5

+ 四おのて受 項い内い記前 九 のて る 録 項 条 第 لح 規は を にに 他き つ規略に号 七 定 人はい定 項に当 \mathcal{O} よ該に て す る傍知当既る 規 定消受 ら該に裁 を去記せ被被 判 適が録又告告が 用さには事事あ すれつ使件件つ るたい用ににた もて す 関お場 の第るす い合 لح 三場 る てに み項合手証お なの以続拠い 裁外に調 7 判のおべ 又場いが当 第は合て さ該 二第にそれ傍

7

傍 受 条の 原 記

第 し経は て過第 十 取す 兀 n る 調 日六 又 条 ベ 傍 5 は 受 録 れ傍四 \mathcal{O} た受項 原保 被記の記管 告録規録期 事若定は間 件しに 若 < ょ はる くそ提 + はの出五 傍複の条 受 製 日第 に 築 か、四 関 がら項 す証五若 る拠年し 刑とをく

> 当 めじと で るな同 な 場け 合れの 11 とにば通 認おな話 めいらの る てな機 と い会 き当 に は該た行 記だわ ۲ 録しれ た \mathcal{O} \mathcal{O} 限消第通 去 三信 ŋ を号の で な 命に記 ず該録 11 る 当の す消 とる去 がとを 相認命

掲 げ当 る該 通傍 信受 のに い係 ず る れ通 に信 \$ が 当 た第 5 + な 11 لح 条 き 第 項 各 号

る 法前た 当 (が二め該 るに手受 と該続に 当にお す重い る大て 場な 合違通 を法信 除がの き あ当 る 事 と者 当 該 きの 傍 利 受 益 \mathcal{O} を 手 保 続 護 に す

4

違

き

6 四おのて 受 +前 5 項い内い記 条 のて容る録項 とにに 規はを 第 他きつ規略あ号の傍 五. 定 人はい定 項に 当 よ該に て す \mathcal{O} 知当既る 規 る傍 ら該に 定消受 裁 を去記せ被被判 が録又告告が 適 さには事 用 事あ すれつ使件件つ るたい用 ににた もて す関お場 る の第 す い合 と三場 る てに み項合手証お なの以続拠い 裁外に調 L 7 て判のおべ いが当 又 場 第は合 7 さ該 第にそれ傍

7 略

傍 受 原 記

第 < ょ はる + < そ 提七 はの出 条の 複の 傍 受 製 日傍 等か受録 に 関がらのの 証五原保 す る拠年記管 刑とを録期 事し経は間 のて過 事取す 件り る の調 + 日 終べ又条 結らは第 のれ傍 日た受 項 か被記の ら告録規 六事若定 月件しに

遅 事 NO 日事 ま件 での 保終 管結 すの る日 もか のら と六 月 す る を 経 過 す る 日 \mathcal{O} う 5 最 t

信の 官尊重

第 なををはに三 ら不含そ弁十 な当む の護五係第 いに 状 人 条 者 四 よ害 | 況 そ うしの若の検よ にな内し他察る通 く通官通信 注い容 意よをは信 しう職傍の検の秘 なに務受傍察秘密 け注上を受事密の れ意知し若務の尊 ばしりたし 得通く及重 な らかた信はび等 なつ者(再司 い、は再生法 。捜、生に警 査通を 関察 の信し与職 妨のたし員 げ 秘 通 並 と密信又び

査通しに

会 \sim \mathcal{O}

第

第

執は名報傍号十し九施た件三 < `に告受 \mathcal{O} 条 条を通数十国 、六 もそつすが規 第 は 第 し信 る行定 第 て手そ条 OV. T とわに 項 項い段の す 障 はとれ 号第るの請政報 ょ 又 るが もたる は に一 間種求府告 な捜に事傍 掲号に類及は等 第 `件受 げ若お、び く査 なに公に \mathcal{O} + るし け傍発毎 っ支表関実 通 る受付年 \equiv < た障すし施条信は通のに をるてを 第新新舞舞係傍 生も逮し 行 三 の施る受 項わ号回を罪令 ず の捕た お る とし لح 第れ又 数し名状 た、 て お すた き たは \mathcal{O} そ る人は号 こ期傍請 も第 員そ若 の四の間受求 れれ う 5 がた数の L の項 の及 あだを旨く 数第ち傍対び し国並は 受象発 る 第 `会び第 第号 のと付 لح き罪にに二 二者十実しの

> るを 経 過 す る 日 0 う 5 最 t 遅 V 日 ま で 保 管 す る ŧ

> > \mathcal{O}

لح

す

2

上

に章 信

第

く弁 の信 妨のは護八係第 げ秘傍人条者四 と密受そ なををの検よ ら不し他察る な当た通官通同 いに通信 よ害信の検の うしの傍察秘 にな内受事密 注い容に務の 意よを関官尊 しう職与及重 なに務しび け注上、司 れ意知又法 ばしりは警 得そ察 な らかたの職 なつ者状員 い、は況並 。搜 `若び

る人も二施た件二 員の条 を通数十国 れれ らがた数の第 し信 `九会 のあだを数 て手そ条へ るし国並項い段の の 措 لح 会び第 るの請政報 き罪にに 間種求府告 執は名報傍号に類及は等 に告受又お び る そつすがはけ傍発毎 のいる行第る受付年 支 7 とわ三通のに 障 とれ号話実係傍 す は るがな もたにの施る受 な捜に事掲回を罪令 件げ数し名状 く査 なに公にる た、の つ支表関通こ期傍請 た障す し信の間受求 後をるてがう の及 生も逮行ち傍対び ずの捕わ第受象発 いるとしれ二 のと付 ておすたた十実しの

别 別 第 第 2 第 表 表 は成保る通施提発 + 通信の出付十 +刑 3 略 略 第 並 管 通 最びす 知に状 九 事 七 信 高 八 第 を 該 況 傍 傍 条 裁 条 訴 五 条の 高 に る 第三 第 不 傍 発 当 を受受 訟 章 秘 判 三 判 服 受 しす 記のが 法 密 所 条 所 申 記なる 載原 での 規 略 لح 略 を 補 侵 規立録けか し記 き法則 \mathcal{O} 則 則 てのれどた録る律 関 す 第 第 う に聴ば + で 書の期に 行 +係 定関取なか面保間定 為 Ŧī. 五 条 条 \otimes す 及 らのの 管 のめ 0 る びな審提 関 関 処 そ延 る 係 係 手閲い査出の長も 罰 覧 期 続 他 並間通第 の記の びの信十 取録ほ に延の五 扱媒か そ 長当条い体 て 事 必 \mathcal{O} に の傍 要 複裁者規傍封受 な製判に定受印令 事の所対すの及状 項作がする実びの 別 別 第 第 第 2 表 表 は成保る通施提発 第二 3 略 略 並管 +刑 + 第 通信の出付 最 通 事 第 びす 知に状 高 条| 信 高 を該況傍傍 条 訴 五 にる 0 不傍発当を受受 略 裁 判 訟 章 秘 略 圳 服 受 しす 記の が 法 密 所 と 所 申 記 る 載原 での 略 を な 規 規 立録けか 記 き法則 の同 侵 L 第 Fr, 第 則 て た 録 る律 関 す のれ 上 う に聴ば 十 十 で 書の期に 係 行 定関取なか面保間定 兀 兀 為 条 めす 及 らのの管 条 のめ 0 関 るびな審提 関 る そ延る 処 手閲い査出の 罰 係 係 長も 続 覧 期 他 \mathcal{O} 等 並間通第の記の びの信十 取録ほ いに延の四扱媒か そ 長当条 て い体 必の 事に の傍 複裁者規傍封受 な 製判に定受印令 事の所対すの及状 項作がする実びの

玉 際 刑 事 裁 判 所 に 対 す る 協 力 筡 に 関 す る 法 律 平 成 + 九 年 法 律 第 三 + 七 号 第 八 条 関 係

8

改

正

後

五(滅

第 下証 、 の拠偽十証 罰を造三拠 金使し条隠 に用 処し若他等 すたし人 る者くの はは管 変 轄 三造刑 年し事 以 、 事 下又件 のはに 懲偽関 役造す 又若る はし証 三|く 拠 十はを 万 変 隠 円造滅 以のし

威

第 `いそし五へ 二ののく十証 年に親は四人 以面族裁条等 下会に判 のを対に自迫 懲強し必己 役 請 要若 又しそなし `の知く は 三又事識は 十は件を他 万強に有人 円談関すの 以威しる管 下迫てと轄 認刑 \mathcal{O} 罰行正め事 金為当ら事 にをなれ件 処し理るの すた由者捜 る者が又査 はなは若

な

第 てわい担への同五へ れうに指目の十組 。従揮的目六織 お当る い該も以っ命又的条的 て行の下て令はを 為をこ構に意有規犯 そをいの成基思す 程 罪 の実う項員づをるがに 。にがき実多定係 罪 行 、現数める にす次お一 係る項い体あす人る証 るたにてとらるの罪拠 管めお同しか行継に隠 轄のいじてじ為続当滅 刑組て 行めの的た等 事織同一 動定全結る 事にじにすめ部合行 件よ よるら又体為) り入れはでが にり つ行の反のた一あ いわ活復結任部つ団 てれ動し合務がて体 ` ~ 第たとて体の組 五場し行を分織そ共

拠 滅

現

行

第

、五 下 証 拠偽十証 \bigcirc \bigcirc 略罰を造三 金使し条隠 に 用 ` 処し若他等 すたし人 る者くの はは管 変 轄 二造刑 年し 事 以 事 下又件 のはに 懲偽関 役造す 又若る はし証 く拠 十はを 変隠 万 円造滅

以のし

2

威

第 いそし五へ 一ののく十証 年に親は四人 以面族裁条等 下会に判 のを対に自迫 懲強し必己 `要若 役 請 又しそなし は、の知く 二又事識は 十は件を他 万強に有人 円談関すの 以威しる管 下迫てと轄 認刑 \mathcal{O} 罰行正め事 金為当ら事 にをなれ件 処し理るの すた由者捜 る者が又査 。はなは若

な

第

てわい担への同五へ れうに指目の十組 。 従揮的目六織 お当る い該も以っ命又的条的 て行の下て令はを 為をこ構に意有規犯 そをいの成基思す程罪 う項員づをるがに の実 。にがき実多定係 罪 行 にす次お一 現数める 係る項い体あす人る証 るたにて とらるの罪拠 管めお同 しか行継に隠 轄のいじてじ為続当滅 。行めの的た等 刑組て 事織同一 動定全結る 事にじにすめ部合行 よるら又体為 件よ り り人れはでが つ行の反のた一あ いわ活復結任部っ団 てれ動し合務がて体 第たとて体の組 五場し行を分織そ共

0	は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する	十三条第一項又は第五十四条に該当する行為をした者
0	は、三年以下の懲役	十三条第一項又は第

2

(略)

(略)

役又は二十万円以下の罰金に処する第五十四条に該当する行為をした者

不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (附則第十条関係)

である弁護人がこれに従わなかった場合について準用である弁護人がこれに従わなかった場合について準用は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士の規定の場所と	改正後	9 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(附則第-
する。 である弁護人がこれに従わなかった場合について準用である弁護人がこれに従わなかった場合について準用は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士2 刑事訴訟法第二百九十五条第四項及び第五項の規定第二十五条 (略)	現行	十条関係)

第百五十七条の 裁判官 裁判官、	(略) (略) (略)	第四十三条第四 合議体の構成員 合議体の十二条第二百九十七 条第二百九十七 条第二百九十七 条第二百九十七	る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の場合における刑事訴訟法の規定の適用第六十四条 第二条第一項の合議体で事件の刑事訴訟法等の適用に関する特例)	改正後	10 裁判員の参加する刑事裁判に関する法
1、裁判員 第百五十七条の	(略)	(利官	字句とする。 る字句は、それの中欄に掲げ 次の表の上欄にについては、 る場合におけるが取り扱われ 第六十四条 第二が取り扱われ		14(平成十六年法律第六十三号)
裁判官	(略)		ぞれ同表の下欄に掲げる同法の規定条第一項の合議体の規定	現行	(附則第十一条関
裁判官、裁判員	(略)	高議体の構成員で	掲げる字句とする。中同表の中欄に掲げの適用については、で事件が取り扱われの)		B 係)

(訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録第六十五条 (略) 2 前項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等のの同意がなければ、これをすることができない。の同意がなければ、これをすることができない。第二百七十条第二項の規定は前項の規定により訴訟第二百七十条第二項の規定は前項の規定により訴訟録に添付して調書の一部とした記録媒体の謄写につ録に添付して調書の一部とした記録媒体の謄写につおいて、同法第三百五条第四項及び第五項の規定により訴訟が、同法第三百五条第四項及び第五項の規定により訴訟が、同法第三百五条第四項及び第五項の規定により訴訟は、これをすることができない。 おれぞれ準用する。	記録媒体への記録) 専問及び供述等の記 おいては、その証人 とができない。 をができない。 をができない。 をができない。 をができない。 をができない。 をができない。 をができない。 をができない。 その証人	(略) (略) (略) (下による訴訟関係人の 訴訟法第百五十七条の 方法により証人を尋問 よる場合を除く。) による場合を除く。) におり証人を尋問 での一部とした記 の一部とされた調書の が第	43 2第 れ録で録第 の号に録 六十 で録、に二刑の規は前五 が媒、に二事略 が定す刑の条 れ体同添百事的が定す刑の条 りまれた。 りまれている事規 にある事規
2 (略)			2 (略)
(略) (略) (略)	(略)	略)	(略)
第三百十六条の第三百十六条の四第一項、第百五十七十十二十十十十二十十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		し五で項条項十書条、かの、七	第 第 第 第 第 第 第 三 百 三 百 三 百 三 項 第 二 二 百 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二

攻 撃 事 熊 に お け る 外 玉 軍 用 品 築 0 海 上 輸 送 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る 法 律 平 成 + 六 年 法 律 第 百 + 六 附 則 第 +

11 条 関武 係力

2 第 五一 刑十証 \mathcal{O} 取 調

改

正

後

○被□四考条条とて鑑所六四四 の同則被告と十人及 、あ、定が十十十 、五一 び第る同を 五九 告人 人の同条と第百の法命審条条条 訴 審百とがた法第 百四は第ず判及 五あ本め第 一同五十「百るにび第 法 略 る人の百項法十四外四手際第百百 な五のでみ四中第六条国十続し百五四 け条はあに十二 百条 軍三に て 六十十 「るす 十四四 九尋四第第用条つ 一そ場 る条問十一百品及い参六条条 ば 項の合権たす 三項四審びて考条かか と中他を利だる条中十判第準人のらら 「外除のし 「 五 所 百 用 を 規 第 第 法 く濫書と第証条 み尋国 六す審定百百律 替 問 軍 用 中あ百人第 と十る問は五四第 _ 上 っる 四 し用 五. 十十百 の十と項同条こ るな品そ認 のめ証は四あ 法中の又国条条十 もけ審 のれ判他ら言 「条る第第 「場は軍まま ば所裁れの審及の百百裁合鑑用 が判る拒問びは五四判に定品 所場絶す第「十十所お人審第第 あとの合がる百参四三いに判百百百

> 2 第 五. 刑十証 事条拠 法 略 調

> > 現

な五のでみ四中第六条国十続し百五四 軍三に け条はあに十「百条 て六十十 るす 九尋四第第用条つ 十 四 ばーそ場る条問十一百品及い参六条条 三項四審びて考条かか訟へ 項の合権たす を利だ と中他 る条中十判第準人のらら 「外除のし 「五所百用を規第第 く濫書と第証条 六す審定百百昭 み尋国 替 問 軍 用中あ百 人第と十る問は五四和 用 کے る四 五 、の十と項同条こ そ認 外六七十 のめ証は四あ 法中の又国条条 もけ審 「条る第第「場は軍 まま年 のれ判他ら言 とば所裁れの審及の百百裁合鑑用 が判る拒問びは五四判に定品 ると「 所場絶す第 一十十所お人審第第第 あとの合がる百参四三 いに判百百百 ○被□四考条条と て鑑所六四三 規 の同則被告と十人及 あ 定が十十十 五九一 で告人 び第る同を 五. 人の同条と第百の法命審条条号 百四は第ず判及 審百とがた法第 問五あ本め第一同五十「百るにび第第 し十る人の百項法十四外四手際第百百

12 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)(附則第十三条関係)

第六十三条 (略) 2~6 (略) 2~6 (略) 7 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六十四条、第七十六条第一項本文及び第三項の規定(知数状及びこれらの規定による保護観察対象者の引致に第七十六条第一項本文及び第三項の規定(知数状及びこれらの規定による保護観察対象者の引致により自ら弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができる旨」とあり、及び同法第七十六条第三項中「公訴事実の要旨」とあり、及び同法第七十六条第三項中「公訴事実の要旨」とあり、及び同法第七十六条第三項中「公訴事実の要旨」とあり、及び同法第七十六条第三項中「公訴事実の要旨」とあるのは「引受命裁判官」とあるのは「裁判官」とあるのは「引入の選任を請求することができる旨」とあり、及び同法第七十六条第三項中「告知及び前項の対した場合においては保護観察官」と読み替の長が引致した場合においては保護観察官」と読み替えるものとする。	改正後
(出頭の命令及び引致) 2~6 (略) 7 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六十四条、第七十三条第一項本文及び第二項の規定(対象並びに第七十六条第一項本文及び第二項の規定(対別に関する部分に限る。)は、第二項又は第三項の引引に関する部分に限る。)は、第二項又は第三項の引引に関する部分に限る。)は、第二項又は第三項の引引に関することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができる旨」とあり、同法第七十三条第一項本文中「公訴事実の要旨」とあり、同法第七十三条第一項本文中「公訴事実の要旨」とあり、同法第七十三条第一項本文中「公訴事実の要旨」とあり、同法第七十四条中「刑事施設」とあるのは「裁判官」とあるのは「規判所書記」とあるのは「裁判官」と、同法第七十四条第一項中「合議体の構成員又は場合においては委員又は保護観察官」と読み致した場合においては保護観察官」と読み替えるものとする。	現行

8 5 10

(略)

13
刑法等の
一部を改正する法律
(平成二十
- 五年法律第四
四十九号)
(附則第十四条関係

加える。	第三百五十条の十五中「刑の」の下に「全部の」を(略)	の一部を次のように改正する。	(刑事訴訟法の一部改正)	附則	改正後
加える。	第三百五十条の十四中「刑の」の下に「全部の」を(略)	の一部を次のように改正する。	(刑事訴訟法の一部改正)	附則	現行